

令和7年第1回定例会

東吾妻町議会議録

令和7年 3月4日 開会

令和7年 3月18日 閉会

東吾妻町議会

令和七年第一回〔三月〕定例会

東吾妻町議会議録

令和7年東吾妻町議会第1回定例会会議録目次

第1号（3月4日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○表彰状伝達	4
○町長挨拶	5
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○同意第1号の上程、説明、採決	7
○議案第13号～議案第15号の一括上程、説明、議案調査	10
○議案第16号の上程、説明、議案調査	13
○議案第17号の上程、説明、議案調査	14
○議案第18号の上程、説明、議案調査	16
○議案第19号の上程、説明、議案調査	17
○議案第20号の上程、説明、議案調査	19
○議案第21号の上程、説明、議案調査	20
○議案第22号の上程、説明、議案調査	22
○議案第23号の上程、説明、議案調査	23
○議案第24号の上程、説明、議案調査	24
○議案第25号の上程、説明、議案調査	25
○議案第26号の上程、説明、議案調査	26

○議案第 27 号の上程、説明、議案調査	27
○議案第 28 号の上程、説明、議案調査	29
○議案第 29 号の上程、説明、議案調査	29
○議案第 30 号の上程、説明、議案調査	31
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託	32
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託	68
○延会について	72
○延会の宣告	73

第 2 号 (3月5日)

○議事日程	75
○本日の会議に付した事件	75
○出席議員	75
○欠席議員	76
○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	76
○職務のため出席した者	76
○開議の宣告	77
○議事日程の報告	77
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託	77
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託	79
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託	83
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託	85
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託	88
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託	91
○議案第 9 号の上程、説明、議案調査	94
○議案第 10 号の上程、説明、議案調査	106
○議案第 11 号の上程、説明、議案調査	108
○議案第 12 号の上程、説明、議案調査	109
○議案第 31 号の上程、説明、議案調査	110
○議案第 32 号の上程、説明、議案調査	112

○議案第 3 3 号及び議案第 3 4 号の一括上程、説明、議案調査	113
○発委第 1 号の上程、説明、議案調査	115
○散会の宣告	116

第 3 号 (3月17日)

○議事日程	119
○本日の会議に付した事件	120
○出席議員	121
○欠席議員	121
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	121
○職務のため出席した者	121
○開議の宣告	122
○議事日程の報告	122
○議案の訂正	122
○議案第 1 3 号～議案第 1 5 号の質疑、自由討議、討論、採決	123
○議案第 1 6 号の質疑、自由討議、討論、採決	124
○議案第 1 7 号の質疑、自由討議、討論、採決	125
○議案第 1 8 号の質疑、自由討議、討論、採決	125
○議案第 1 9 号の質疑、自由討議、討論、採決	126
○議案第 2 0 号の質疑、自由討議、討論、採決	127
○議案第 2 1 号の質疑、自由討議、討論、採決	127
○議案第 2 2 号の質疑、自由討議、討論、採決	128
○議案第 2 3 号の質疑、自由討議、討論、採決	129
○議案第 2 4 号の質疑、自由討議、討論、採決	129
○議案第 2 5 号の質疑、自由討議、討論、採決	130
○議案第 2 6 号の質疑、自由討議、討論、採決	131
○議案第 2 7 号の質疑、自由討議、討論、採決	131
○議案第 2 8 号の質疑、自由討議、討論、採決	132
○議案第 2 9 号の質疑、自由討議、討論、採決	133
○議案第 3 0 号の質疑、自由討議、討論、採決	133

○議案第 1 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	134
○議案第 2 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	136
○議案第 3 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	137
○議案第 4 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	138
○議案第 5 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	139
○議案第 6 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	140
○議案第 7 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	141
○議案第 8 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	143
○議案第 9 号の質疑、自由討議、討論、採決	144
○議案第 10 号の質疑、自由討議、討論、採決	145
○議案第 11 号の質疑、自由討議、討論、採決	146
○議案第 12 号の質疑、自由討議、討論、採決	146
○議案第 31 号の質疑、自由討議、討論、採決	147
○議案第 32 号の質疑、自由討議、討論、採決	148
○議案第 33 号及び議案第 34 号の質疑、自由討議、討論、採決	149
○発委第 1 号の質疑、自由討議、討論、採決	150
○委員会報告について	150
○閉会中の継続審査（調査）事件について	154
○町政一般質問	155
渡 一 美 君	155
井 上 日 出 来 君	160
○延会について	170
○延会の宣告	171

第 4 号 （3月18日）

○議事日程	173
○本日の会議に付した事件	173
○出席議員	173
○欠席議員	173
○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	173

○職務のため出席した者	174
○開議の宣告	175
○議事日程の報告	175
○町政一般質問	175
高橋徳樹君	175
齋藤貴史君	186
○町長挨拶	195
○議長挨拶	196
○閉会の宣告	196
○署名議員	197

令和 7 年 3 月 4 日 (火曜日)

(第 1 号)

令和7年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第1号)

令和7年3月4日(火) 午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 同意第1号 東吾妻町農業委員の任命について
- 第5 議案第13号 東吾妻町職員の給与に関する条例及び東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第14号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第15号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第16号 東吾妻町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第9 議案第17号 東吾妻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第18号 東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第19号 東吾妻町あづま森林公園キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第20号 東吾妻町温川キャンプ場使用料条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第21号 東吾妻町企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第22号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第23号 東吾妻町いわびつ体験農園設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 第16 議案第24号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理

- 者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第25号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第26号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第27号 東吾妻町保育の必要性の認定基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第28号 東吾妻町学校基本財産積立条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第29号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第30号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第1号 令和7年度東吾妻町一般会計予算
- 第24 議案第2号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算
- 第25 議案第3号 令和7年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第26 議案第4号 令和7年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第27 議案第5号 令和7年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第28 議案第6号 令和7年度東吾妻町下水道事業会計予算
- 第29 議案第7号 令和7年度東吾妻町簡易水道事業会計予算
- 第30 議案第8号 令和7年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第31 議案第9号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）
- 第32 議案第10号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第33 議案第11号 令和6年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第34 議案第12号 令和6年度東吾妻町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第35 議案第31号 損害賠償の額を定めることについて
- 第36 議案第32号 損害賠償の額を定めることについて
- 第37 議案第33号 町道路線の廃止について
- 第38 議案第34号 町道路線の認定について
- 第39 発委第1号 東吾妻町議会が保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

日程第24まで

出席議員（11名）

1番	佐藤 聡一 君	2番	齋藤 貴史 君
3番	増子 京子 君	4番	渡 一美 君
5番	井上 日出来 君	6番	高橋 弘 君
7番	高橋 徳樹 君	8番	里見 武男 君
9番	小林 光一 君	10番	重野 能之 君
11番	竹 淵 博行 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	石村 文明 君
教 育 長	茂木 一弘 君	総務課長	酒井 文彰 君
企画課長	寺嶋 正春 君	まちづくり 推進課長	玉橋 晃 君
保健福祉課長	小池 さつき 君	町民課長	谷 直樹 君
税務課長	堀込 恒弘 君	農林課長	白石 彰久 君
建設課長	福原 治彦 君	上下水道課長	高橋 篤 君
会計課長兼 会計管理者	関 和夫 君	学校教育課長	水出 悟 君
社会教育課長	角田 良信 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	西山 孝弘	議会事務局 補佐	西巻 雅子
議会事務局 会計年度 任用職員	田中 すずの		

◎議長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

まだまだ寒い日が続いておりますが、日々春の訪れが感じられる季節となつてまいりました。さて、本日ここに令和7年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集いただきまして開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

本定例会には、人事案件や各種条例の改正をはじめ、令和7年度予算案、令和6年度補正予算案、その他多くの重要案件が提案される予定となっております。

議員各位におかれましては、格別なるご精励をもって審議に臨まれることをお願いしたいと思います。

長い会期が予定されております。町長をはじめ執行部各位におかれましても、特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたしたいと思います。

◎表彰状伝達

○議長（佐藤聡一君） 初めに、表彰状の伝達を行います。

群馬県町村議会議長会表彰の受賞者が、2月5日に開催されました理事会において承認され、2月14日に開催された群馬県町村議会議長会定例総会においてその報告がございました。

当議会におきましても、里見武男副議長と重野能之議員が町村議会議員として10年以上在職され、その功労を認められ、受賞となりました。

表彰状をお預かりしておりますので、伝達を行いたいと思います。事務局長が名前を呼びましたら、演壇の前にお進みください。

○議会事務局長（西山孝弘君） 初めに、里見武男議員、演壇の前にお進みください。

（8番 里見武男君 登壇）

○議長（佐藤聡一君） 表彰状、東吾妻町議会、里見武男殿。

あなたは多年議会議員として地方自治の本旨を体し、よく住民福祉の増進に寄与され、功績は誠に多大であります。よって、ここに表彰いたします。

令和7年2月14日、群馬県町村議会議長会会長、石内國雄。代読。

大変おめでとうございます。

(表彰状授与) (拍手)

○議長(佐藤聡一君) なお、今回、以前は額が記念品だったんですが、今回からバッジになりました。これも受け取ってください。おめでとうございます。

(記念品授与) (拍手)

○議会事務局長(西山孝弘君) 重野能之議員、演壇の前にお進みください。

(10番 重野能之君 登壇)

○議長(佐藤聡一君) 表彰状、東吾妻町議会、重野能之殿。

あなたは多年議会議員として地方自治の本旨を体し、よく住民福祉の増進に寄与され、功績は誠に多大であります。よって、ここに表彰いたします。

令和7年2月14日、群馬県町村議会議長会会長、石内國雄。代読。

大変おめでとうございます。

(表彰状授与) (拍手)

○議長(佐藤聡一君) 以上で表彰状の伝達を終わります。

◎町長挨拶

○議長(佐藤聡一君) 開会に当たり町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) おはようございます。

令和7年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用の中ご出席をいただきまして、心より厚く御礼を申し上げます。

また、先ほどは里見武男副議長と重野能之議員が長年の議員活動の功績により、群馬県町村議会議長会表彰の伝達が行われました。心から敬意を表するとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、最近の報道では、群馬県が移住希望地の全国第一位に選ばれたというニュースがご

ございました。現在建設が進められております上信自動車道によるアクセス向上も大いに期待されるところでございます。これを好機と捉え、将来を見据えた予算編成により多方面から政策を展開し、人口減少に歯止めをかけるべく取り組み、活力あるまちづくりを着実に進めていく所存でございます。

本定例会では、人事案件1件、条例関係18件、予算関係12件、その他4件、合わせて35件を提案させていただき予定でございます。慎重審議の上、全てを原案のとおりご議決くださるようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤聡一君） ただいまより令和7年第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時07分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤聡一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、9番、小林光一議員、10番、重野能之議員、11番、竹淵博行議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤聡一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認め、会期は15日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は、3月5日正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確に分からない場合または町の事務の範囲外であったり適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり受理をしないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（佐藤聡一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をし、お手元に配付のとおりであります。後ほどご覧いただき、議会活動また議員活動に資していただければと思います。

なお、2月14日に開催された群馬県町村議会議長会定例総会における宣言並びに決議も併せて添付してありますので、ご参考にしてください。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第4、同意第1号 東吾妻町農業委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 同意第1号 東吾妻町農業委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

現在の農業委員は令和7年3月31日をもって任期満了となり、新しい農業委員は4月1日から任命となります。

次期農業委員について、農業委員会等に関する法律第9条の規定により、令和7年1月14日から2月12日までの間に推薦、公募を行った結果、12名の定員に対して11名の推薦と1名の応募がございましたので、農業委員候補者評価委員会に諮り、全員が適任であると認められました。

また、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、認定農業者が農業委員の過半数を占めることとされておりますが、認定農業者の数が少ない場合は、農業委員の過半数を認定農業者等または認定農業者等に準ずるものとする事ができる例外規定が設けられており、当町はこれに該当いたします。

次期農業委員につきましては、認定農業者が4名、認定農業者に準ずるものが4名、過半数要件を満たしております。

名簿の記載順につきましては、受付順でございます。

飯塚克昌さんは、認定農業者に準ずるものでございます。箱島区長会長からの推薦で、耕作放棄地を防止する目的で、地域の休耕地を借り受けて9ヘクタールほど耕作をされております。若手の育成にも力を入れている方とのことでございます。

茂木美代子さんは、認定農業者に準ずるものでございます。植栗区長会長からの推薦で、推薦理由は、温厚な人柄と強い責任感で地域の中心的存在として活躍されており、地域農業の発展に高い意欲を持っているとのことでございます。

中井毅彦さんは、現在農業委員であり、認定農業者で、坂上地区区長会長からの推薦でございます。推薦理由は、農業委員として4期の実績を有し、地域では切り花栽培を牽引されている存在であり、農業委員としても新規就農者の育成を図っているとのことでございます。

剣持敏信さんは、現在農業委員であり、認定農業者でございます。岩井区長会長からの推薦で、推薦理由は、現在農業委員としての役職を果たしており、適任者として推薦するものでございます。

高橋久雄さんは、現在農業委員であり、認定農業者でございます。岩島地区区長会長からの推薦で、推薦理由は、現在農業委員として積極的に活動し、地域の状況もよく理解しているためとのことでございます。

小宮拓也さんは、現在農地利用最適化推進委員であり、認定農業者でございます。岩島地区区長会長からの推薦で、推薦理由は、マスコミへの発信力を有する稀有な人材で、地域農業、農地の現状を深く理解しているためということでございます。

加邊武彦さんは、大柏木区長会長からの推薦で、推薦理由は、昨年3月まであがつま農業協同組合に35年勤務されており、地域の農業事情に詳しいためということでもあります。

谷俊孝さんは、岡崎区長会長からの推薦で、推薦理由は、長年専業農家として地域農業に携わっており、適任ということでございます。現在、認定農業者の審査結果待ちとなっております。

佐藤香澄さんは、現在農業委員であり、認定農業者に準ずるものがございます。奥田区長会長からの推薦で、推薦理由は、現在農業委員であり、農業に対する知識が豊富であるとともに、地域農業者から信頼も厚く、地域の状況にも精通しているとのことでございます。

小林正幸さんは、認定農業者に準ずるもので、上野区長からの推薦でございます。推薦理由は、農業者として積極的に活動し、地域の農地及び農家の現状をよく理解しているためとのことでございます。

加藤葉子さんは、五町田区長会長からの推薦でございます。推薦理由は、農業に興味と意欲があり、積極的に活動されていることから、地域の信頼も厚く、適任者であるとのことでございます。

住家明正さんは、応募でございます。応募の理由は、平成31年から農業委員として、令和4年期からは会長職務代理者として委員会運営に携わってまいりました。継続して地域農業の推進と発展、課題の解消に向けて微力ながら貢献したいとのことでございます。

農業委員の任期は3年と規定されております。全員人格、識見ともに適任と考えております。

なお、ご同意いただければ、4月1日付で任命する予定でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤聡一君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎議案第13号～議案第15号の一括上程、説明、議案調査

○議長(佐藤聡一君) 日程第5、議案第13号 東吾妻町職員の給与に関する条例及び東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第14号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第15号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第13号 東吾妻町職員の給与に関する条例及び東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議案第14号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議案第15号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、令和6年人事院勧告と併せて勧告がなされた社会と公務の変化に応じた、いわゆる給与制度のアップデートを受けて、職員の給与、処遇等を改定するものでございます。

また、上位法の改正に伴い、条項の追加と附則の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） それでは、議案第13号、14号、15号について、一括して説明をさせていただきます。

初めに、議案第13号 東吾妻町職員の給与に関する条例及び東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてです。

なお、13号につきましては、差し替えをさせていただいたほうの議案書をご参照ください。まず、新旧対照表の18分の1と記載のあるページをお開きください。

まず、第1条関係でございますが、枠内の第10条2項では、配偶者に係る扶養手当が廃止されることに伴い、各号を繰り上げるものでございます。

3項では、下線部、扶養親族たる子に対する扶養手当の額を、これまでの1万円から1万3,000円に引き上げるものでございます。

なお、令和7年度につきましては、経過措置として、配偶者の扶養手当を月額3,000円、扶養親族たる子に対する扶養手当を1万1,500円支給することになりますが、この経過措置の内容につきましては、改正条文の11ページの附則第5号にて別途規定をしております。

次に、第11条1項2号につきましては、参照する号級が変わることに伴いまして、5号から4号に改めるものでございます。

次に、第11条の3につきましては、次ページに移りますが、第3項において、通勤手当に係る鉄道賃等の支給限度額を月額5万5,000円から月額15万円に引き上げる内容でございます。こちらは、新幹線通勤を想定しての改定となります。

次ページにまいりまして、第18条の2につきましては、管理職特別勤務手当について、平日夜間の支給開始時間を午前零時から午後10時に2時間繰り上げ、午後10時から翌朝の午前5時までを支給対象とする改正となります。

次に、第18条の3につきましては、定年前再任用短時間勤務職員に対して住居手当を支給可能とする改正でございます。

以下、別表第1、行政職給料表の改正内容につきましては、職務や職責をより重視した号級表の改正として、3級から6級までに設定されている号級を4号から12号廃止し、それ以降の号給を繰り上げる改正を行うものです。

続いて、別表第2の医療職給料表につきましては、2級及び3級の号給を12号から16号を廃止して繰り上げる改正となります。

なお、号級の変更に伴う切替え表につきましては、12ページから21ページまでの附則の別表で規定をしております。

続きまして、18分の17ページ、下段にございます新旧対照表をご覧ください。

東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

第2条関係では、上位法である定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の附則改正に伴う改正、それと住居手当の支給について、暫定再任用職員も支給対象とするための改正となります。

表中の第3条では、参照条項を修正しております。

次ページに移りますが、第6項、7項におきましても、参照する条項を修正することで支給を可能とする改正の内容となっております。

以上が議案第13号の説明となります。

なお、この条例の施行は令和7年4月1日からとしております。

続きまして、議案第14号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてです。

新旧対照表をお開きください。

こちらは、事前に配付の議案書となります。

育児・介護休業法の改正によりまして、令和7年4月1日より、介護離職防止のための個別周知と意思確認、雇用環境整備が義務化されました。これに伴いまして、第17条の2及び17条の3を新設するものでございます。具体的には、40歳に到達する職員に対し、介護休暇等の制度説明を実施するとともに、第17条の3、1号から3号までに記載がある勤務環境の整備を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。

第2条でございますが、暫定再任用職員が定義されていた地方公務員法の一部を改正する法律の附則第9条第2項が削除されたことによりまして、第3項が第2項へ繰り上がることによる改正となります。

なお、この条例の施行は令和7年4月1日からとしております。

続きまして、議案第15号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

についてです。

新旧対象表のほうをお開きください。

表中の第21条3項において、育児時間または育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の第61条第32項が削除され、第61条の2が新設されたことによります改正となります。

これによりまして、国の法令との整合性を保ち、法的根拠に基づいて育児休業の期間延長等を適用できるようにするための改正となります。

本条例の施行は令和7年4月1日としております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本3件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了するようお願ひいたします。

◎議案第16号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第8、議案第16号 東吾妻町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第16号 東吾妻町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例改正案は、刑法等の一部を改正する法律により拘禁刑が創設されたことに伴って、町で制定する諸条例について改正をするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願ひます。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） それでは、議案第16号 東吾妻町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、刑法等の一部改正に伴い、懲役や禁錮といった用語を、新たに設けられた拘禁刑に改める必要が生じたことによる改正でございます。

これらの用語が町の6つの条例で用いられているため、これら6条例の改正を一括して行うことで用語の整合を図るものでございます。

それでは、改め文により説明をさせていただきたいと思えます。

対象となる条例は、第1条から第6条までに記載の東吾妻町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、東吾妻町職員の給与に関する条例、東吾妻町消防団条例、東吾妻町個人情報保護に関する法律施行条例、東吾妻町情報公開・個人情報保護審査会条例、東吾妻町議会が保有する個人情報の保護に関する条例、以上の6条例でございます。

改正内容といたしましては、それぞれの条例において懲役や禁錮という文言を拘禁刑に改めるものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、左側に改正後の条文を記載し、改正箇所を下線で示しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

なお、本条例の施行は令和7年6月1日からとしております。本条例の議決をもって刑法の改正内容が6件それぞれの条例に反映され、同一のタイミングで刑法改正後の条文に即した内容に整理をされるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第17号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第9、議案第17号 東吾妻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第17号 東吾妻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

る条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、マイナンバーカードと保険証情報等のひもづけに伴い、町で保有している保険証情報等を福祉医療事務と連携できるようにするために改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） それでは、議案第17号 東吾妻町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、マイナンバー制度に関する法令改正に基づいて、個人番号を利用できる事務の範囲を拡充するための改正となります。

具体的には、国民健康保険や高齢者医療、生活保護等の各種事務において新たに個人番号を利用できるよう整理するために、条項の追加や変更を行うものでございます。

それでは、新旧対照表にて説明させていただきますが、1ページにつきましては変更がございませんので、2ページからお願いいたします。

これまでの条例では、地方税関係情報や福祉医療関係事務が中心であり、個人番号を利用する対象がやや限定的でありましたが、改正後は、表中の3として国民健康保険法による給付や保険料の徴収を追加、4として高齢者の医療の確保に関する法律による給付や保険料の徴収、5として生活保護法による保護の実施、就労自立給付金、進学・就職準備給付金の支給、6として中国残留邦人等の支援給付の支給といった事務について、それぞれ個人番号を利用できる対象として追加をしております。

これにより、今まで限定的であった利用範囲を国民健康保険や高齢者医療、生活保護など多岐にわたる事務について個人番号を明確に活用できるよう規定している点が、本条例の主な改正内容でございます。

また、表中の7から10までにつきましては、教育委員会が行う事務について記載をしております。改正前では、3から6までに就学援助事務や保育利用者負担などの事務について個人番号の利用を規定しておりましたが、新たに福祉医療関係等の対象範囲が広がることから、番号区分を見直し、町長が行う事務と教育委員会が行う事務を明確化して、条項全体の体系を整備した改正の内容となっております。

なお、この条例の施行は公布の日からとし、令和6年12月2日からの適用としております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第18号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第10、議案第18号 東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第18号 東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、開発行為に対する審査の適用範囲を改めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願ひます。

企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） お世話になります。

議案第18号 東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

今回の条例改正につきましては、町長からの提案説明のとおり、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法が令和5年5月26日施行されたことに伴い、一定規模を超える盛土等の工事を行う場合、令和7年5月26日から県知事に対して許可または届出が必要となります。このため、町が審査をする開発行為の適用範囲の除外規定に宅地造成及び特定盛土等規制法を加えるものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第3条第2項第3号でございますが、町が審査を行う開発行為に対し、これとは別に許可行為等が義務づけられており、適用除外として規定している法律や県条例の中に、宅地造成及び特定盛土等規制法を加えるものでございます。

また、改め文の附則でございますとおり、この条例の施行期日につきましては、群馬県が盛土規制法の運用開始をする令和7年5月26日となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第19号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第11、議案第19号 東吾妻町あづま森林公園キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第19号 東吾妻町あづま森林公園キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、令和6年度に解体したバンガローの跡地をフリーサイトとして利用するために必要な改正と、老朽化し利用されていないテニスコートを廃止するための改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） お世話になります。

議案第19号 東吾妻町あづま森林公園キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細を説明させていただきます。

今回の改正につきましては、キャンプ場内の施設の廃止及び追加に伴う施設名称と使用料の改定が主なものとなります。

それでは、新旧対照表をお開きください。

まず、第3条でございますが、オープンから30年以上経過し、老朽化による修繕など維持費が増加しておりますバンガローを解体いたしました。その跡地に、維持管理が容易で家族連れなど少人数グループの利用が見込まれるフリーサイトの整備を行い、それに伴う第2号の「バンガロー、」を削除するものでございます。

フリーサイトにつきましては、改正後の第6号のその他の施設に含まれるものとしております。また、テニスコートにつきましては、近年において利用がなく、コート整備に費用もかかることから、運営効率化のため廃止とし、第4号を削除するものでございます。

なお、第5号から7号につきましては、第4号の削除に伴う号の繰上げでございます。

続きまして、別表第5条関係でございますが、まず、別表第5条関係の下に記載しております使用料を表示上不要のため削除いたします。

続きまして、バンガロー、テニスコートの廃止とフリーサイトの設置に伴い、改正前の表中上段のバンガロー（6人用）とその下にございますバンガロー（8人用）、また2ページに移りまして、改正前の表中テニスコートを削除いたします。

1ページに戻りまして、改正後の表中中段のオートキャンプサイトの次にフリーサイトを追加し、1区画の使用料を宿泊、日帰りそれぞれ2,500円とし、町民が利用する場合はそれぞれ2,000円に設定するものでございます。

今回の改正により、維持管理経費の改善など運営の効率化につながるとともに、安価で利用できるフリーサイトの設置により利用の促進が図られることで、施設の有効活用と収益性の改善につなげていきたいと考えております。

なお、本条例の施行は令和7年4月1日としております。

改正内容の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第20号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第12、議案第20号 東吾妻町温川キャンプ場使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第20号 東吾妻町温川キャンプ場使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、温川キャンプ場の施設のうち、老朽化により利用されていない常設テントを廃止する改正と、入場料について料金区分の細分化を行うための改正をするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） お世話になります。

議案第20号 東吾妻町温川キャンプ場使用料条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

本改正につきましては、キャンプ場内施設の廃止及び入場料の区分と料金の変更が主なものになります。

新旧対照表をお開きください。

別表第2条関係でございますが、各施設の使用料額を規定しているものでございます。

まず、改正前の表中常設テントでございますが、近年、持ち込みテントの利用者が増加しており、常設テントの利用実績がコロナ禍以降ゼロ件であり、利用がない状況でございます。また、テント本体も劣化等による傷みが出ている状態であり、数年ごとに買換えが必要になるなど費用もかかることから、運営効率化のため廃止とし、別表から削除するものでございます。

次に、入場料でございますが、近年、少人数でのご利用が増加している状況であります。また、1組当たりが使用するテントの大型化により、場内での利用スペースが拡大している傾向であることから、入場料の区分について、現行の30人未満から100人以上の4区分を6人未満から50人以上の7区分に細分化するとともに、料金につきましては、6人未満は

1,500円、6人以上10人未満は2,000円、10人以上については、10人増加するごとに1,000円を増額し、50人以上は一律1万円とするものでございます。

本年度の実績では、6人未満の利用件数が全体の72%を占めていることから、少人数枠を中心に実質値上げとなりますが、物価高騰による維持管理経費の増加を考慮し、改正するものでございます。

なお、施行につきましては、令和7年4月1日としております。

改正内容の説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第21号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第13、議案第21号 東吾妻町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第21号 東吾妻町企業立地促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、条例で規定する奨励金のうち、施設設置奨励金の廃止及び事業所等関連施設整備費奨励金の優遇措置に係る指定条件等を一部改正し、事業者の利用促進につなげるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願ひます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） 議案第21号 東吾妻町企業立地促進条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

本改正につきましては、条例で規定する奨励金のうち、施設設置奨励金の廃止及び事業所等関連施設整備費奨励金の優遇措置対象額と奨励金限度額の変更が主なものとなります。

それでは、新旧対照表をお開きください。

まず、改正前の奨励金の種類、第4条第1項第1号施設設置奨励金でございますが、本奨励金は、対象となる土地、建物に賦課される固定資産税に相当する額を交付するものでございます。これにつきまして、今後、町では、国の制度であります中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定事業者に対する支援措置の利用を推進していくものでございます。この支援措置につきましては、固定資産税の軽減措置や信用保証枠の拡大等が受けられるものであり、中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るものでございます。これにより、施設設置奨励金を廃止とし、第1号を削除するものでございます。

なお、第1号の削除に伴いまして、以下の2号、3号の号が繰上げとなるものでございます。

次に、第2号の事業所等用地取得奨励金でございますが、現行の条文の表記を整理したものでございます。内容の変更はございません。

続いて、第3号の事業所等関連施設整備費奨励金でございますが、奨励金の限度額を改正するものでございます。現行では、事業所の新設と増設及び移転について奨励金限度額は1,000万円でありましたが、見直しを行い、増設及び移転について限度額500万円に改正するものでございます。

また、これに伴いまして、次の第5条では、増設及び移転に係る優遇措置の指定条件であります投下固定資産額を2,000万円以上から1,000万円以上に引き下げるものでございます。これにより、小規模な事業についても対象となり、町内中小事業者の幅広い利用が可能となることから、第1項を改正するものでございます。

また、第5条第2項につきましては、第4条第1項第1号の施設設置奨励金の廃止に伴い削除するものでございます。

次に、改正後の第6条第5項でございますが、同一事業者の優遇措置の指定に係る重複申請を防止するため、既に優遇措置の指定を受けている事業者は、その指定された事業が完成するまでは新規の指定申請を行えないものとする規定を追加するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第8条第2項では、指定事業者がその指定を取り消され、既に交付した奨励金の返還が生じる場合に、その額について規定に定めることの委任規定を追加するものでございます。

本条例の施行につきましては、令和7年4月1日としております。

なお、改正前の条例により指定を受けている事業者については、従前の例によるものとする経過措置を設けるものでございます。

改正内容の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第22号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第14、議案第22号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第22号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

中小企業等の経営環境が依然として厳しい状況下において、小口資金の返済負担の軽減を図るため、制度の1年間の延長を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） 議案第22号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、経済情勢が依然として厳しいことを勘案し、群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正に合わせ、県及び信用保証協会と連携し、中小企業者の経営安定を図ることを目的に、借換え制度の期間を1年間延長するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

既往債務の借換え、第8条の2でございますが、借換への申込期限について、改正前では令和7年3月31日までと定められているものを、改正後、令和8年3月31日までの1年間延長を行うものでございます。

群馬県と連携し、借換え期間を延長することにより、中小企業者を支援していくための改正となります。

なお、本条例の施行は、令和7年4月1日としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第23号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第15、議案第23号 東吾妻町いわびつ体験農園設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第23号 東吾妻町いわびつ体験農園設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

いわびつ体験農園につきましては、平成11年の開園以来、町内外の方々にご利用いただいておりますが、昨年、土地の所有者から返還を求められ、最近の利用状況も鑑みた上で、いわびつ体験農園を廃止するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

農林課長。

○農林課長（白石彰久君） お世話になります。

議案第23号 東吾妻町いわびつ体験農園設置及び管理に関する条例を廃止する条例につい

て、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、町長の提案理由の説明にございましたとおり、いわびつ体験農園を廃止する条例でございます。

昨年の3月下旬、土地の所有者の3名のうち1名から返還を求められました。近年は需要がなく、維持していく必要性も弱まっております。

以上のことから、いわびつ体験農園設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第24号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第16、議案第24号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第24号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の提案は、国において生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法を含む関係法令が改正されるとともに、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しが行われることに伴い、町条例におきましても一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

議案第24号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、上位法である水道法や水道法施行令の一部及び水道法施行規則の一部が改正をされたため、所要の改正を行うものでございます。

また、国において、布設工事監督者や水道技術管理者の対象範囲を広げる要件緩和が行われたことに基づき、その趣旨に沿って見直しを行うものでございます。

資格要件の見直しに係る改正としましては、布設工事監督者や水道技術管理者の確保のため、第3条及び第4条に規定する布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、学歴及び学科要件における土木工学科、土木科以外に機械工学科、機械科、もしくは電気工学科電気科等の課程の追加、実務経験年数の要件の見直し等に係る改正を行うものでございます。

施行は令和7年4月1日といたします。

簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

説明の途中ですが、ここで休憩をとりたいと思います。

再開を11時10分といたします。

（午前11時00分）

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◎議案第25号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第17、議案第25号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第25号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正案は、家庭的保育事業等における食事の提供方法に関する運営要件として栄養士を配置することを定めていますが、管理栄養士を配置した場合でも運営要件を満たすことを可能とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） よろしく申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

家庭的保育事業等における食事の提供方法に関しましては、原則施設内での調理としていますが、第17条のとおり、特例として、栄養士からの指導等がある場合などは、搬入による提供も可能としています。栄養士法の改正に伴いまして、従来の栄養士に加え、管理栄養士による指導等でも要件を満たすことができる改正を行うものでございます。

なお、当町には、この条例に該当する家庭的保育事業等を行う事業者、事業所はございません。

条例の施行は令和7年4月1日を予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了しますようお願いいたします。

◎議案第26号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第18、議案第26号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第26号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正案の主な内容は、関係法令の引用条項の誤りを見直すほか、参酌すべき国の基準を反映するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 新旧対照表をご覧ください。

第1条は、法令の引用条項を修正するものでございます。

飛びまして、第12条第3項ですけれども、放課後児童支援員の要件につきまして、参酌すべき国の基準を反映するために改正するものでございます。

そのほかの改正事項につきましては、脱字の修正、文字の表記の変更、言い回しなどを修正するものでございます。

条例の施行は令和7年4月1日を予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第27号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第19、議案第27号 東吾妻町保育の必要性の認定基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第27号 東吾妻町保育の必要性の認定基準等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

保育の理念では、育児休業中は家庭での保育が可能としており、当町においても、同様の考え方を基にして保育認定を運用してきたところでございます。

今回の改正案の主な内容は、育児休業中における教育・保育施設を利用する就学前の子供の利用継続の取扱いについて、子育て支援への配慮的な観点から方針を変更していくために、保育の必要性の認定基準を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長(水出 悟君) 新旧対照表をご覧ください。

第3条の第9号には、保護者の育児休業に関する保育の必要性の認定基準を定めております。新たな出生児の育児休業する際に、既に教育・保育施設を利用している子供がいた場合、その子供は退所等の制約がございました。

今回の改正によりまして、育児の負担軽減などへの配慮的措置といたしまして、運用方針を改めることによりまして、育児休業をする際の継続利用を可能としていくものでございます。

第4条は、保育の必要量の認定区分を改めて定義づけとして明文化するものでございます。条例の施行は令和7年4月1日を予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第28号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第20、議案第28号 東吾妻町学校基本財産積立条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第28号 東吾妻町学校基本財産積立条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正案の主な内容は、学校基本財産積立金を有効活用するため、積立金の処分方法を設定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 新旧対照表をご覧ください。

これまで、積立金の処分方法について規定がなかったことから、第6条において、学校教育振興の財源とする場合に限り処分できることを規定するものでございます。

第7条は、積立てに関する手続等について委任規定を設けるものでございます。

条例の施行は令和7年4月1日を予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第29号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第21、議案第29号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第29号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正案の主な内容は、物価高騰等による賄材料費価格への影響に対応するため、学校給食を受けるものが費用負担する給食費の日額を改定するものでございます。

なお、本条例に基づく幼児、児童、生徒に関する給食費無償化の取組は、子育て世帯への支援策として引き続き実施してまいりたいと考えております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長(水出 悟君) 新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

物価高騰となる社会情勢の中、年度途中における負担の激変緩和策として、公費による財政措置を行うことができることを第3条第7項に規定するものでございます。

次に、別表でございます。

学校給食法では、給食費は保護者の負担と規定されており、これを準用して、こども園、小学校、中学校の教職員が負担する給食費を定めておるところでございます。歳入の給食費等と歳出の賄材料費は均衡が保たれていることが基本ですが、賄材料費の高騰により均衡を保つことが厳しい状況にあることから、給食費を区分に応じて原則50円引き上げるものでございます。

なお、こども園の教職員の給食費につきましては、提供量を増やすことを前提に90円引き上げる提案内容となっております。

条例の施行は令和7年4月1日を予定しております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第30号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第22、議案第30号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第30号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度より地域学校協働活動を始めるに当たり、地域学校協働活動推進員の報酬を定めましたが、活動状況や活動の性質上、謝金としたいので、削除いたします。今後は地域学校協働活動推進員設置要綱で謝金として支払いを行ってまいります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

社会教育課長。

○社会教育課長（角田良信君） よろしく願いいたします。

東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

令和6年度より地域学校協働活動を始めるに当たり、東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例で報酬額を定めてまいりましたが、活動の状況の様子や活動の性質上、こちらから削除し、今後は東吾妻町地域学校協働活動推進員設置要綱のほうで謝金で支払いを行っていきます。

施行につきましては、令和7年4月1日からでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

す。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第23、議案第1号 令和7年度東吾妻町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 令和7年度東吾妻町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをする令和7年度の一般会計当初予算は、総額で91億9,500万円を計上させていただきました。前年度と比較して3.2%、金額にいたしまして2億8,100万円の増額となっております。

限られた財源の中で既存事業の見直しを行い、新規事業につきましても緊急性や必要性、費用対効果などを精査して経費節減と合理化を図り、予算編成を行いました。

それでは、予算の主な内容について、歳入からご説明を申し上げます。

町税につきましては、63万1,000円増の20億4,168万7,000円を計上いたしました。地方交付税につきましては、普通地方交付税が29億8,000万円、特別地方交付税が2億3,000万円となり、総額で1億1,000万円の増額となっております。国庫支出金は、総務費国庫補助金の増などにより総額で3億53万8,000円の増額となりました。財産収入につきましては、金利上昇や債券運用に伴う利子などにより1,131万3,000円の増額となりました。繰入金につきましては、財政調整基金、合併市町村振興基金などから繰入れを前年度から1,502万6,000円を減額し、総額で9億8,825万3,000円を計上いたしました。最後に、町債でございますが、総額で1億8,230万円の減額となっております。主に社会教育施設整備事業債の減額が大きな要因でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

総務費につきましては、電算業務費の増などにより総額で1億7,934万9,000円の増額となりました。衛生費につきましては、一部事務組合への負担金として環境衛生費、清掃総務

費の増などにより4,179万7,000円の増額となりました。土木費につきましては、上信自動車道関連事業の増により2億2,971万5,000円の増額となりました。消防費につきましては、ポンプ車購入や防災情報通信ネットワークシステム整備などにより4,211万8,000円の増額となりました。教育費につきましては、中央公民館耐震改修事業の減などにより1億6,573万円の減額となっております。

以上が主な内容でございますが、詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 一般会計当初予算の詳細説明に当たり、別途配付をしましたこちら、令和7年3月定例会予算関係資料について説明をさせていただきます。

1 ページは、一般会計の款別予算の対前年比較となっております。

2 ページは、会計別の対前年比較でございます。

3 ページと4 ページは、一般会計の歳入歳出予算の款別の増減分析でございます。

5 ページと6 ページは、主な重点事業の一覧となっております。

7 ページは、一般会計の性質別予算の集計でございます。

8 ページは、一般会計から特別会計への繰出金、補助金等の状況でございます。

9 ページは、会計別の地方債残高の状況となっております。

それと、もう一つ、本日お配りをさせていただきました資料、令和7年度予算案重点事業の概要でございます。こちらについては、重点事業として挙げました42件の事業につきまして、事業ごとに内容などを詳細にまとめたものとなっております。

以上で資料の説明を終わりとさせていただきます。予算審議の参考資料として活用していただければと思います。

それでは、予算書の1 ページをお願いいたします。

初めに、第1条でございます。今回お願いをする令和7年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ91億9,500万円と定めるものでございます。前年度と比較して率にして3.2%の増、金額にして2億8,100万円の増額でございます。

第2条は、債務負担行為を設定するものです。

第3条は、地方債の限度額等を設定するものです。

第4条は、一時借入金の借入最高額を8億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用です。職員給与費の同一款内の流用についての規定でございます。

以上、第1条から第5条まで、今回議決をお願いする内容でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第2表でございますが、上信自動車道関連事業の1件につきまして債務負担行為を設定するものでございます。

第3表の地方債につきましては、起債の目的別に13件、合計5億4,610万円の限度額等を設定するものでございます。

それでは、初めに、歳入予算から説明をさせていただきます。

町税につきましては税務課長から説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） よろしくをお願いいたします。

歳入予算の町税につきまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

初めに、8ページをお開きください。

1款町税につきましては、従来どおり、本年度の調定額や昨年度の決算額等を基本に徴収率等を勘案して計上させていただいております。

町税全体の予算額は20億4,168万7,000円でございます。本年度当初予算ベースとの比較では63万1,000円の増、率といたしまして約0.03%の増でございます。個人町民税、町たばこ税、入湯税の合計で1,574万7,000円の減収を見込む一方で、法人町民税においては1,547万3,000円の増収を見込んでいることが微増の主な要因となっております。

それでは、各税目ごとにご説明させていただきますので、10ページをお願いいたします。

まず、1項町民税、1目個人町民税では、本年度比1,047万円減の5億1,359万7,000円を見込んでおります。現年課税分は5億963万1,000円、滞納繰越分は396万6,000円でございます。

次に、2目法人町民税では、本年度比1,547万3,000円増の1億702万6,000円を見込んでおります。現年課税分は317法人で1億691万6,000円、滞納繰越分は11万円でございます。

続きまして、2項固定資産税でございます。

1目固定資産税では、本年度比45万5,000円増の12億3,440万円を見込んでおります。現

年課税分は12億2,892万9,000円、滞納繰越分は547万1,000円でございます。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金では、本年度比1万1,000円減の2,638万5,000円を見込んでおります。交付団体は関東森林管理局、群馬県、東京都杉並区の3団体でございます。

次に、3項軽自動車税でございます。

1目環境性能割では、本年度比65万円増の608万2,000円を見込んでおります。この環境性能割は、軽自動車を購入した際に課する町税ではございますが、実務的には県が徴収し、町に支払いを行われておるものでございます。

2目種別割では、本年度比18万9,000円減の6,412万円を見込んでおります。現年課税分は、軽自動車や原動機付自転車等の9,396台分、6,357万1,000円、滞納繰越分は54万9,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

4項町たばこ税でございます。本年度決算見込み額の推計により、本年度比437万7,000円減の8,737万7,000円を見込んでおります。

最後に、5項入湯税でございます。本年度決算見込み額の推計や鉱泉浴場1施設の休業を勘案し、本年度比90万円減の270万円を見込んでおります。

1款町税の説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 2款地方譲与税でございます。

1項の地方揮発油譲与税が3,261万円、前年度比較261万円の増額、2項自動車重量譲与税が9,391万円、前年度比較791万円の増額です。3項森林環境譲与税は4,551万6,000円、前年と比較して903万2,000円増額の4,551万6,000円を見込んでおります。

12ページをお願いいたします。

3款の利子割交付金は40万円、前年比較6万4,000円の増額です。

4款配当割交付金は800万円、前年比較50万円の減額となります。

5款株式等譲渡所得割交付金は前年同額の500万円を見込んでおります。

6款法人事業税交付金につきましては3,500万円、前年比較で250万円の増額を見込んでおります。

7款地方消費税交付金につきましては、前年同額の3億3,900万円を計上いたしました。

13ページをお願いいたします。

8 款ゴルフ場利用税交付金は1,500万円、前年比較300万円の増額を見込んでおります。

9 款環境性能割交付金は1,800万円、前年比較600万円の増額を見込んでおります。

10 款地方特例交付金は950万円、前年比較380万円の増額を見込んでおります。

11 款地方交付税につきましては32億1,000万円、前年比較1億1,000万円の増額となります。国の地方財政計画の伸び率等を勘案し、増額を見込んでおります。

12 款交通安全対策特別交付金は220万円、前年比較30万円の減額を見込んでおります。

14 ページをお願いいたします。

13 款分担金及び負担金でございます。

1 項の負担金につきましては、1 目民生費負担金から4 目教育費負担金までの合計で2,449万1,000円を計上しております。

2 項の分担金は存目措置となっております。

15 ページをお願いします。

14 款使用料及び手数料でございます。

1 項の使用料は、1 目総務使用料から5 目教育使用料までの合計で6,754万3,000円を計上しました。

2 項の手数料につきましては、1 目総務手数料から16 ページの5 目土木手数料までの合計で834万4,000円を見込みました。

15 款国庫支出金、1 項の国庫負担金につきましては、1 目民生費国庫負担金と17 ページの2 目衛生費国庫負担金を合わせて、前年度より5,104万5,000円増額の3億9,454万8,000円を計上しました。

2 項の国庫補助金につきましては、1 目総務費国庫補助金から18 ページの6 目教育費国庫補助金までの合計で、3億6,959万5,000円を見込みました。

3 項の国庫委託金につきましては、1 目総務費国庫委託金と2 目民生費国庫委託金の合計で249万7,000円を計上いたしました。

16 款県支出金、1 項の県負担金につきましては、1 目民生費県負担金と19 ページの2 目衛生費県負担金の合計で2億3,776万1,000円を計上いたしました。

2 項の県補助金につきましては、1 目総務費県補助金から21 ページの8 目農林水産業施設災害復旧費県補助金までの合計で2億127万7,000円を見込んでおります。

3 項の県委託金につきましては、1 目総務費県委託金から22 ページの3 目教育費県委託金までの合計で4,434万3,000円を見込んでおります。

17款財産収入、1項の財産運用収入でございますが、1目の財産貸付収入と2目の利子及び配当金の合計で4,814万6,000円を計上しました。

23ページ、2項の財産売払収入につきましては10万2,000円、土地、立木、車両の売払い収入を見込んでおります。

24ページをお願いいたします。

18款寄附金につきましては、合計で2,720万3,000円を計上いたしました。

19款繰入金、1項基金繰入金につきましては、1目財政調整基金繰入金から、次のページ、9目学校施設整備基金繰入金までの合計で、前年度より1,614万6,000円減額の9億7,485万2,000円を見込みました。

スポーツ振興基金、福祉事業基金、箱島小水力発電基金繰入金につきましては、廃目といたしました。

2項の特別会計繰入金につきましては、介護保険特別会計からの繰入金で、1,340万1,000円、前年比較112万円の増額となります。

20款繰越金につきましては、前年同額の2億1,000万円の計上でございます。

21款諸収入でございますが、1項の延滞金、加算金及び過料に87万円。26ページをお願いします。2項の町預金利子に67万円、3項の受託事業収入に1,519万3,000円を計上いたしました。

4項の雑入につきましては、1目衛生費徴収金から、29ページの7目弁償金までの合計で1億5,224万円、前年比較2,839万4,000円の増額となります。

22款町債につきましては、1目総務債から、30ページ、4目教育債までの合計で5億4,610万円を計上いたしました。臨時財政対策債と民生債につきましては、廃目といたしました。

歳入につきましては以上でございます。

歳出につきましては、それぞれの担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） それでは、歳出について説明をさせていただきます。

31ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費につきましては、総額で8,222万6,000円の計上となります。議員報酬11名分と事務局職員3名分の人件費及び議会運営に要する経常的な経費計上となっております。

ます。

その他、主なものといたしまして、ページ下段の議会広報印刷製本費134万8,000円、次ページにまいりまして、会議録調製印刷製本委託料157万9,000円、会議録音反訳委託料160万4,000円などがございます。

続いて、2款1項1目一般管理費につきましては、総額で4億8,646万9,000円の計上となります。

初めに、職員人件費は合計で4億4,831万9,000円でございます。会計年度任用職員報酬3名分と特別職給料2名分、一般職給料42名分は、総務課、企画課、まちづくり推進課、会計課、町民課、東支所の職員給料と各種手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金等でございます。

続いて、一般管理事務費3,411万4,000円は、各種委員報酬と社会保険料、次ページにまいりまして、町長交際費のほか役場本庁舎内の経常的な管理経費でございます。

主なものといたしましては、印刷製本費228万6,000円、これは印刷機や複合機の印刷・コピー代、その下、通信運搬費1,152万円につきましては、役場全体の郵便料などがございます。このほか電話交換業務委託料396万円や総合法令管理システム利用業務委託料375万4,000円などがございます。

次ページに移りまして、人事管理費403万6,000円は、職員健康診断委託料161万2,000円や産業医委託料64万4,000円、機材取扱技能講習負担金53万4,000円などがございます。

また、新たなものといたしまして、職員資格等取得費支援補助金30万円を計上しております。こちらは、職員が業務に必要な技術資格を取得した場合に経費の一部を補助するもので、職員の資質・能力向上を図るためのものがございます。

続きまして、2目行政振興費は、合計で2,039万9,000円の計上でございます。こちらは各行政区の区長、班長に依頼する行政事務連絡業務委託料1,281万9,000円や住民センター整備事業補助金200万円、魅力あるコミュニティ事業助成金240万円などが主なものがございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 3目財政管理費でございます。前年と同額の531万4,000円でございます。次のページにかけての説明となりますが、主に、国の作成要請を受けての対応として、統一的な基準による財務書類を作成するための業務委託料429万円のほか、財務会計等システム使用料などが主な内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 会計課長。

○会計課長（関 和夫君） お世話になります。

36ページをお願いします。

4目会計管理費につきましては、合計で983万円、前年度と比較して35万9,000円の増額となります。

説明欄をご覧ください。

会計管理事業につきましては、合計で737万円でございます。こちらは、職員の時間外勤務手当をはじめ口座振替手数料、口座振込手数料、コンビニ収納システム使用料などが主なものでございます。令和7年度におきましては、口座振替データを電送化する金融機関を拡大するため口座振替手数料を増額したほか、各金融機関における窓口収納手数料が新たに発生するため、前年度より増額となっております。

続きまして、事務用品管理事業につきましては、合計で246万円でございます。こちらは、役場全体の消耗品やファイリング用品の購入費、また各種封筒の印刷製本費でございます。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、37ページの5目財産管理費は、総額で1億4,580万円の計上となります。

最初に、庁舎管理事業につきましては、合計で4,760万6,000円の計上でございます。

4行目の電気料1,161万3,000円は、役場本庁舎とコンベンションホールの高圧電力に係る電気料で、前年度比で約100万円の減額計上となっております。

通信運搬費210万円は、役場本庁舎全体の電話料となります。

下から3行目、建築物環境衛生管理業務委託料631万2,000円は、庁舎の清掃等に係るビル管理業務委託料でございます。

次ページに移りまして、4行目、ESP業務委託料442万2,000円は、役場庁舎や学校など18の高圧電力契約施設について、より経済的な契約を選定するためのプロバイダー委託料となります。

工事請負費570万8,000円は、庁舎維持修繕工事費のほか、役場庁舎2階の展示コーナーをリニューアルするための工事費として計上をしております。

続いて、庁用車管理事業は、合計で735万7,000円でございます。こちらは総務課で管理しております庁用車16台分に係る燃料費、修繕料、リース料などの費用となります。

次のページに移りまして、町有バス運行事業は、合計で452万2,000円の計上となります。こちらは町が所有する2台のマイクロバスに係る管理費用及び自動車運転業務の委託料でございます。

続いて、その他財産管理事業は、合計で8,076万6,000円の計上となります。主なものとしたしましては、測量・設計・監理委託料767万9,000円と工事請負費6,766万1,000円でございます。こちらは旧東中学校体育館の解体工事に係る施工管理及び体育館の解体工事請負費の計上でございます。

続いて、地域振興センター事業は、合計で554万9,000円の計上となります。記載が次ページにまたがりませんが、地域振興センター維持管理に係る光熱水費、保守委託等の経常的な管理経費でございます。

続いて、6目の公平委員会費につきましては、群馬県町村公平委員会負担金11万8,000円でございます。

続いて、7目固定資産評価審査委員会費につきましては、合計で13万6,000円の計上で、3名分の委員報酬が主なものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 8目財政調整基金費でございます。財政調整基金と減債基金の利子の積立分として1,325万6,000円を見込みました。

次のページをお願いいたします。

9目企画費でございます。全体で7,057万3,000円を計上いたしました。

説明欄をご覧ください。

企画調整事業につきましては、総額で1,862万1,000円でございます。主に、吾妻広域町村圏振興整備組合の一般経費負担金1,562万3,000円、ぐんま電子入札共同システム負担金49万1,000円、合併市町村振興基金の利子の積立分87万6,000円が主なものとなっております。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、返礼品代の報償費、ふるさと納税支援業務委託料、次の42ページになりますが、ふるさと応援寄附基金積立金などで、合計で3,700万5,000円を見込みました。

地方創生推進事業67万5,000円につきましては、地域の力応援キャンペーン、ぐんま愛への新聞広告料55万円などが主なものでございます。

マイロックタウン東吾妻事業517万9,000円につきましては、おらがまちづくりプロジェ

クト委員会の委員報酬のほか、デビルズタンバーガーの開発・販売、岩カードの作成・贈呈、特技などを披露するワークショップを実施するための委託料などが主なものでございます。

移住・定住事業654万8,000円につきましては、43ページをお願いいたします。移住コーディネーターに対する移住相談業務委託料220万円、土地、建物等借上料90万円につきましては、お試し移住用の住居賃貸料でございます。現在、坂上地区の1か所で行っておりますが、新年度秋頃から原町地区でお試し住宅が借りられる見込みから増額となっております。

このほか、地方創生推進交付金移住支援金260万円、地方就職支援金3万6,000円などが主なものとなっております。

関係人口創出事業154万5,000円につきましては、ふるさとサポーターズの登録などの関連費用、このほかザスパ群馬との包括連携協定に基づく試合会場での広告料やワークショップ等開催委託料などが主なものとなっております。

人口減少対策事業100万円につきましては、吾妻郡合同の婚活イベントの開催費用負担金のほか、結婚新生活支援事業補助金などが主なものとなっております。

44ページをお願いいたします。

10目運輸対策費につきましては1億16万円、前年と比較して1,560万円の増額でございます。

路線バス運行対策事業の9,810万8,000円につきましては、説明欄をご覧ください。測量・設計・監理委託料2,398万2,000円の内訳でございますが、仮称バスタ東吾妻の整備に向けた基本計画策定に関する業務委託料として1,178万6,000円、また、さかうえ拠点バス停の整備に関する測量及び実施設計業務委託料1,219万6,000円となっております。

このほか、町内のバス6路線を維持するための乗合バス運行費補助金7,100万円、初度開設費等補助金100万円が主なものとなっております。

鉄道対策事業205万2,000円につきましては、町内にある4つの駅のトイレや駐輪場管理に関する経費が主なものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続きまして、11目支所費は、総額で9,918万5,000円の計上でございます。

初めに、支所管理事業は、合計で2,286万3,000円の計上となります。こちらは東支所の管理運営に係る経費が主なものとなります。電気料の700万円、それから、一番下の地域開発事業特別会計繰出金1,110万3,000円が主なものでございます。

続いて、改善センター管理事業につきましては、合計669万4,000円でございます。あづま農村環境改善センターの施設管理に係る費用が主なものでございます。

次ページに移りまして7行目、工事請負費530万2,000円につきましては、改善センターの外壁補修工事及び調理実習室のエアコン更新工事を予定するものでございます。

続きまして、情報通信事業は、合計で5,638万9,000円となります。あづまケーブルテレビに係る維持管理運営経費となります。工事請負費4,937万3,000円については、その大部分が上信自動車道の建設事業に伴う光ケーブルの支障移転工事であり、群馬県の100%移転補償により実施するものが主なものでございます。

次に、発電事業は、合計で1,323万9,000円の計上となります。箱島の小水力発電事業に係る経費及び小水力発電基金積立金1,263万7,000円でございます。

続いて、12目簡易郵便局費は、総額で1,619万3,000円でございます。こちらは植栗、厚田、本宿の3か所の簡易郵便局に係る会計年度任用職員の人件費などで、予算の大部分は日本郵政からの事務委託金で賄われるものでございます。

○議長（佐藤聡一君） すみませんが、ここで休憩としたいと思います。説明の途中ですが、再開を1時ということをお願いします。

(午後 0時00分)

○議長（佐藤聡一君） では、再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 47ページ中段の交通対策費からになります。

13目交通対策費は、合計で1,263万4,000円の計上となります。主なものとしては、交通指導員委託料305万6,000円のほか、工事請負費500万円、これについてはカーブミラーの設置や区画線などの交通安全対策工事を行うためのものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 48ページをお願いいたします。

14目電算業務費でございます。総額で1億6,570万7,000円、前年比較7,801万9,000円の増額となります。

説明欄をご覧ください。

電算業務に関する保守料、委託料、利用料が主なものとなりますが、下から4行目の標準準拠システム移行業務委託料5,410万5,000円につきましては、国から令和7年度中に移行を義務づける政府共通のクラウドサービスに接続するためのシステム構築に関する経費となっており、全額国費で賄われるものでございます。このほか回線利用料、関連機器利用料のほか、サーバー、パソコン、プリンターなどの機器リース料が主なものとなっております。

49ページをお願いいたします。

15目開発費につきましては、企画課の管理する公用車の維持費用などで15万4,000円を見込みました。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、16目広報広聴活動費は、合計で902万円を計上しております。こちらは、広報ひがしあがつまとお知らせカレンダーの発行費用及び町の公式ホームページのシステム運営経費などでございます。

次ページに移りますが、新たなものとして、町の公式LINEを立ち上げるために必要な費用として初期構築委託料114万4,000円とアカウント利用料42万9,000円を計上しております。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） 続きまして、17目地域活性化対策費でございます。総額7,806万4,000円の計上でございます。説明欄の地域活性化事業2,959万8,000円でございますが、地域プロジェクトマネジャーの人件費及び庁用車管理費、そのほか地域活性化に関する事業費が主なものでございます。

次のページですが、八ッ場ダム放流イベントの開催に伴う費用としまして、交通誘導員や仮設トイレリース料などの予算を計上しております。

そのほか、18節負担金、補助及び交付金に定住促進事業住宅取得奨励補助金1,000万円、起業支援補助金や地域活性化事業補助金など各種補助金事業に関する計上となっております。

次に、地域おこし協力隊事業1,768万8,000円でございます。協力隊員の人件費、住宅借

上料及び車両のリース料が主なものでございます。隊員の生活を支えるための費用でございます。なお、現在2名の隊員を任用しておりますが、7年度につきましては、4月以降に新たに1名の任用を進めていく予定でございます。令和7年度については、3名の協力隊員の任用を見込んでの予算計上となっております。

次のページに移りまして、萩生地区活性化事業105万5,000円でございます。萩生ビュートイレの消耗品や光熱水費などの維持管理経費及び清掃管理委託料等が主なものとなっております。

続きまして、吾妻溪谷活性化対策事業2,972万3,000円でございます。自転車型トロッコ、アガタンの運行に係る予算でございます。運営スタッフの person 費、施設の維持管理費、予約システムやホームページの運営費が主なものとなっております。

53ページに移りまして、工事請負費495万円は、コース内に落石防護網の設置工事を予定しているものでございます。

備品購入費82万5,000円は、トロッコの電動アシストバッテリー購入及び補助台車の更新が主なものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 18目交流事業推進費の説明欄、都市交流促進事業につきましては、116万3,000円となっておりますが、高円寺、阿波踊りなどの参加経費のほか、交流自治体との連携に関する事業旅費などが主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） 続きまして、54ページの交流人口推進事業18万円でございます。杉並フェスタや南相馬交流自治体フェアなど、交流物産イベント等の参加に伴う販売用の物品の調達費や自動車借上料などが主なものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 19目の山村振興対策費につきましては、山村振興連盟負担金として7万円を計上しました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、20目諸費でございます。総額で1,762万8,000円の計上となります。

説明欄の初めの諸費になりますが、合計で324万4,000円を計上しています。顧問弁護士契約委託料や裁判用弁護士委任委託料の計上が主なものでございます。

次ページに移りまして、防犯事業ですが、合計で1,419万7,000円の計上となります。防犯カメラの電気料589万2,000円のほかに防犯灯のメンテナンス業務委託料247万5,000円などが主なものでございます。

工事請負費の200万円につきましては、防犯カメラの新設及び入替え工事等を見込むものでございます。

次に、自衛隊事業につきましては、合計18万7,000円の計上で、隊員の募集に係る経常的経費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） 56ページをお願いいたします。

2項徴税费、1目税務総務費は、2節給料から4節共済費まで正規職員11名と会計年度任用職員1名分の人件費6,915万9,000円をお願いでございます。

次に、2目賦課徴収費でございます。税の賦課徴収に要する経費として、本年度比2,026万7,000円増の6,141万2,000円の計上をいたしております。この増額は、令和7年度が令和9年度に行われる次回の固定資産税評価替えの基準年度となるため、説明欄の資産税予算におきまして土地評価替鑑定委託料などの関係予算が本年度比で1,967万6,000円増額となったことが主な要因となっております。

それでは、事業別にご説明させていただきます。

説明欄をご覧ください。

賦課徴収費2,464万8,000円は、賦課徴収に要する全般的な経費で、58ページの上段までがその説明となっております。税務関係各システムに係る13節使用料及び賃借料の合計1,318万5,000円や22節償還金、利子及び割引料における還付金及び還付加算金750万円などが主な歳出でございます。

58ページをお願いいたします。

次に、住民税・軽自動車税の74万7,000円は、住民税、軽自動車税の賦課徴収に要する経費でございます。

会計年度任用職員報酬17万4,000円は、申告相談期間中の1か月間に限り2名の会計年度任用職員の任用を予定しておるものでございます。

次に、資産税3,516万円は、固定資産税の賦課徴収に要する経費でございます。12節委託

料における固定資産税課税客体調査及びシステム更新業務委託料2,621万3,000円や、土地評価替鑑定委託料733万5,000円が主な歳出となっております。

最後に、収税85万7,000円は、滞納整理や滞納処分などに要する経常的な経費でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） お世話になります。

では、59ページ中ほどからお願ひいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、9,441万4,000円のお願ひでございます。

説明欄をご覧いただきたいと思ひます。

最初に、職員人件費といたしまして、一般職員5名分と会計年度任用職員3名分の人件費4,600万6,000円でございます。

続きまして、60ページをお願ひいたします。

こちら、戸籍への氏名の振り仮名、通知書の作成業務委託料などを含めました戸籍事務に2,351万9,000円でございます。

続きまして、住民基本台帳につきましては、引っ越しワンストップ支援サービス利用料などを含め、住民基本台帳事務に479万7,000円でございます。

61ページをお願ひいたします。

住基ネット・公的個人認証につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に係る各システムの保守料などを含む事務に696万7,000円、その下、証明書コンビニ交付では、関連する利用料などで1,280万5,000円でございます。

62ページをお願ひいたします。

人権擁護委員関連業務に30万5,000円、続きまして、旅券発行事務事業に1万5,000円、合計いたしまして9,441万4,000円を計上してございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続きまして、4項1目選挙管理委員会費につきましては、総額90万3,000円でございます。こちらは選挙管理委員会委員報酬のほか、委員会の運営に係る経常的経費でございます。

次に、2目選挙啓発費17万4,000円につきましては、選挙啓発ポスターコンクールの実施に伴う記念品などの諸経費でございます。

続いて、3目参議院議員選挙費に総額1,421万5,000円の計上となります。各種報酬や時間外勤務手当、消耗品、通信費など、令和7年度中に予定される参議院議員選挙の執行に係る必要経費の計上となっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 64ページをお願ひいたします。

5項統計調査費でございます。1目統計調査総務費につきましては、経常経費として17万5,000円、2目統計調査費846万3,000円でございますが、説明欄に調査ごとに事業費のほうを計上しておりますが、主に令和7年国勢調査に要する費用838万円が主なものとなっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、6項1目監査委員費は、合計で61万7,000円の計上となります。監査委員2名分の報酬45万9,000円及び各種負担金等でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（角田良信君） 66ページをお願ひします。

7項事業費、1目コンベンションホール管理費は1,415万3,000円でございます。昨年当初より172万3,000円減額となっております。コンベンションホールの経常経費と今年度は工事請負費99万円は、トイレパネルヒーター交換工事を行います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） 続きまして、67ページでございます。

2目道の駅管理事業3,287万2,000円の計上となります。施設修繕料のほか、指定管理委託料としまして1,181万7,000円、広報紙掲載の入浴料無料券の精算金としまして、また回数券取り扱い等委託料としまして321万2,000円の計上をしております。

また、工事請負費では、源泉ポンプの入替え工事、浴室の目地のシール打ち替え工事など1,540万円の計上でございます。

次に、3目桔梗館管理費でございます。1,836万1,000円の計上でございます。施設修繕料のほか、指定管理委託料として749万円、広報紙記載の入浴料無料券の精算金として551万5,000円を見込んでおります。

工事請負費は、館内のカーペット張り替え工事及び露天風呂の塀の改修工事を予定してい

るものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（角田良信君） 4目健康増進センター管理費は152万9,000円でございます。經常経費と、昨年当初より24万4,000円の増額となっております。令和7年度は、自主事業を充実させていくため、時間外勤務手当や謝金、消耗品が増額となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） お世話になります。

続いて、3款民生費、1項1目の社会福祉総務費、社会福祉事業1億2,492万5,000円でございますが、一般職員12名分の人件費のほか、7節の報償費の内訳として、民生委員・児童委員53名分266万5,000円、保護司10名分25万円など経常的な経費でございます。

18節の主なものでございますが、69ページの中段やや下でございます社会福祉協議会補助金3,228万7,000円でございます。県社協から町社協への事業委託補助金の充当や、本所から介護事業、いわびつ荘でございますけれども、そちらへの職員の異動による人件費の減などがございまして、前年度比で480万円余の減額になりました。

70ページをお願いいたします。

2目の障害福祉費5億197万9,000円は、障害児者の自立を支援するための経費でございます。障害児者総合支援事業4億9,747万円は、障害者総合支援法に基づく各種障害サービスに係る事業費でございます。

12節委託料の主なものとして、ひがしあがつま地域活動支援センター指定管理料の1,250万円がございます。中心となりますのが19節の扶助費でございます。70ページの説明欄の下から4行目、障害福祉サービス給付費4億4,227万5,000円がその中でも主なものでございます。サービス利用者の伸びに伴いまして、昨年度に比べ3,121万5,000円の増額となっております。

71ページの障害福祉事業450万9,000円は、障害者総合支援法に基づかない町・県独自の事業となりまして、主なものは特定疾患等患者見舞金306万円でございます。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（谷直樹君） 3款1項3目国民年金費は、年金資格の取得、喪失等の事務手続に必要な費用として13万5,000円を計上してございます。こちらは全額国からの財源となっております。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 4目老人福祉費3億6,590万5,000円でございます。老人福祉事業3億3,555万2,000円の主なものは、敬老祝金768万3,000円、対象者は494人、うち100歳到達者は16人を予定しております。

72ページ、一番上にごございます吾妻養護老人ホーム等への老人保護措置委託料10人分1,881万5,000円の計上がございます。

次の緊急通報システム委託料は、令和7年度から70歳以上の独居であれば、身体状況を問わないよう対象者の拡大を予定しており、倍増の151万8,000円を見込んでおります。

シルバー人材センター運営委託料634万4,000円と、紙オムツ等給付事業委託料719万4,000円は、社会福祉協議会へ委託をしております。

ほか、吾妻養護老人ホーム負担金として広域圏へ3,149万2,000円、敬老会事業補助金100万円を計上しております。

また、中段にごございます移動販売事業奨励金60万円でございますが、令和7年度からの新規事業でございます。買物困難地域において移動販売を実施する事業者に、事業継続支援として1か月1万円の奨励金を交付するものでございます。

介護保険特別会計繰出金2億5,758万9,000円につきましては、後ほど介護保険特別会計でご説明をさせていただきます。

次の地域包括支援センター事業3,035万3,000円につきましては、3名分の人件費のほか、次ページの予防給付ケアマネジメント委託料672万5,000円でございます。

5目の福祉医療費9,931万8,000円でございますが、福祉医療事業の福祉医療費は、子供の数の微減などが影響しまして、昨年度比161万1,000円減の9,657万2,000円としております。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（谷直樹君） 6目国民健康保険費は、職員人件費4名分のほか、国民健康保険特別会計への繰出金8,955万7,000円を合わせまして1億1,884万7,000円を計上してございます。

なお、国保の繰出金につきましては、特別会計のほうでご説明させていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 7目社会福祉施設管理費134万4,000円は、指定管理のいわびつ荘や東吾妻地域活動支援センターの修繕料など施設管理費でございます。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 続きまして、8目後期高齢者医療費は、群馬県後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金2億2,759万8,000円と後期高齢者医療特別会計への繰出金957万9,000円、保険基盤安定繰出金6,690万9,000円の合計で3億408万6,000円を計上しています。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 2項1目児童措置費1億8,153万2,000円でございます。子育て支援費1億8,048万3,000円の主なものは、児童手当、出産祝金、子育て支援金、妊婦のための支援給付金でございます。特に児童手当につきましては、令和6年10月の制度改正により高校生の追加、所得制限の撤廃、第3子以降の単価3万円への引上げ等がありまして、それらを基に算定をいたしました。前年度比2,245万円増の1億6,925万円でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 同じ目内の説明欄のところの2つ目の丸印ですけれども、子育てひろばでございます。75万円を計上しております。はらまち保育所に開設しております地域子育て支援センターの運営に係る費用でございます。

75ページに移ります。

説明欄になりますけれども、子ども・子育て会議費でございます。29万9,000円を計上してございます。子ども・子育て支援事業計画等を進行管理するための受皿等として、子ども・子育て会議を運営してまいります。

2目保育所費でございます。2つの町立保育所を管理運営するための費用で、2億959万円を見込んでおります。通常保育、土曜保育、一時預かり保育などに交代制勤務で対応しており、担い手となる職員の人件費が費用の全体の多くを占めているところでございます。

77ページをお願いいたします。

3目学童保育費でございます。3つの町立放課後児童クラブの管理運営に係る費用と、2つの民間事業者による放課後児童クラブの運営支援補助に係る費用で、4,951万8,000円を計上しております。職員人件費、おやつ代としての賄材料費、施設リース料、傷害保険、賠償保険の負担金、民間事業者への補助金が主なものとなっております。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 3項1目災害救助費は、総額13万2,000円の計上となります。一

部事務組合負担金と罹災救助資金積立金10万1,000円が主なものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 続きまして、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費1億4,930万2,000円でございます。保健総務費1億4,036万4,000円は、保健センター職員9名分の人件費のほか、次のページめくっていただきまして、説明欄中段にございます吾妻広域圏救急医療費負担金243万7,000円、中之条病院健全化補助金1,572万7,000円がございます。

その4行下でございますけれども、令和7年度の原町赤十字病院に対する運営費助成金に関しましては、不採算地区公的病院等への助成に要する経費のうち、これまでの救急告示病院分に加えて、中核病院に対しても特別交付税として措置されることとなりまして、それに伴い、医療機器整備と医師確保対策の補助金を廃止し、運営費助成金として一本化を行いました。特別交付税措置となる総額に対し東部3町村の負担割合は、当町が50%、中之条町が41%、高山村が9%で合意をしております、それぞれその負担額の8割が措置をされる予定です。

この5,858万2,000円の内訳としましては、救急告示病院分が1,984万4,000円、中核病院分が3,873万8,000円でございます。

国民健康保険特別会計施設勘定繰出金893万8,000円につきましては、後ほど特別会計で説明をさせていただきます。

2目予防費5,518万6,000円、定期予防接種事業3,675万2,000円でございますが、主なものは、予防接種法に基づく定期予防接種委託料3,475万2,000円でございます。その内訳としましては、令和6年度に定期接種となった新型コロナウイルスワクチン1,405万円や、令和7年度から定期接種化となる带状疱疹ワクチン、概算で625万円、そのほか従来の予防接種費用を計上しております。

81ページの定期外予防接種事業80万5,000円は、ワクチン接種の補助金となります。65歳以上の带状疱疹予防接種の定期接種化に伴い、その分は定期接種事業へ組替えをいたしまして、少し減額となっております。

新型コロナウイルスワクチンは中3・高3生を対象とした補助で、令和6年度の途中から施行したため、当初予算としては新しく計上となります。

インフルエンザ予防事業1,676万6,000円は、インフルエンザ予防接種委託料と補助金でございます。

狂犬病等予防事業86万3,000円は、狂犬病予防等に係る経費で、主なものは犬・猫避妊手術等補助金58万円でございます。

3目母子保健費1,690万4,000円でございますが、次世代育成支援事業77万5,000円は、新生児から1歳6か月児を対象とした木育事業が主なものでございます。教育相談事業194万8,000円は、各種教室や講習会等の委託料が主なものでございます。

82ページ、妊婦支援事業955万5,000円の主なものは、妊婦健診委託料350万円と不妊治療費補助金360万円でございます。

健康診査事業250万2,000円は、乳幼児の定期健診に係る経費でございます。

歯科健康診査事業99万5,000円は、乳幼児の定期歯科健診に係る経費でございます。

母子医療給付事業112万9,000円は、未熟児養育医療と障害児に対する育成医療に係る経費でございます。

4目健康増進事業費、総額3,866万5,000円でございます。健康診査事業1,321万4,000円は、健康管理システムの更新による改修費198万円、75歳以上の後期高齢者を対象とした特定健診委託料818万9,000円、健康管理システムソフト利用料等93万3,000円が主なものでございます。

がん検診事業2,304万2,000円は、主に各種がん検診の委託料の2,200万円でございます。

次のページ、ご覧いただきまして、そのほかに、若年がん患者に対する助成金とがん患者医療用ウィッグ等購入費助成金を計上しております。

生活習慣病予防対策事業92万8,000円は、糖尿病予防教室や特定保健指導などの委託料でございます。

自殺対策事業62万4,000円は、自殺対策強化事業に係る経費でございます。

高齢者介護予防事業85万7,000円は、令和3年度から行っている高齢者の保健事業と介護予防等を一体的に実施する後期高齢者医療広域連合受託事業でございます。

5目健康推進費80万6,000円につきましては、食育の推進などに係る経費と骨髄移植ドナー助成金でございます。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 6目環境衛生費は、畜産関連の排出処理状況を把握するための河川の水質検査委託料のほか、吾妻広域町村圏火葬場負担金4,201万3,000円、家庭用の太陽光発電システムや蓄電池システムの設置に対する補助金、住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金として300万円など、合計で4,548万1,000円を計上してございます。

なお、吾妻広域の負担金が前年に比べると増加している理由としましては、東部の火葬炉、火葬場の火葬炉の増炉と施設の長寿命化の設計を行うということで、こちらのほうで増額となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、その下、7目公害対策事業費は、大気観測装置の電気料や緊急時臭気等指数検査委託料など71万円を計上してございます。また、放射性物質汚染対処特別措置法に伴う除染対策事業費につきましては、放射線量の測定器の保守点検委託料11万8,000円を計上してございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 86ページをお願いいたします。

8目の保健センター管理費268万2,000円でございますが、センターの光熱水費や保守点検委託料など管理運営経費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 9目霊園管理費は、あがつま・あづまの共同霊園の維持管理に要する経費などで278万8,000円を見込んでございます。よろしくお願いいたします。

続いて、87ページをお願いいたします。

2項1目清掃総務費は、環境美化運動のごみ収集委託料や不法投棄物処理委託料、また、100%電気自動車軽バンのリースのほか、吾妻東部衛生施設組合負担金2億5,013万4,000円、吾妻環境施設組合の負担金1,383万1,000円、生ごみ処理機等設置費補助金20万円、吾妻郡一般廃棄物処理施設整備基金積立金と利息分を含めました5,010万円など、合計で3億1,678万7,000円を計上してございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 4款3項1目の簡易水道費でございます。361万円をお願いでございます。町営以外の水道組合等への各種通知等切手代など通信運搬費として5万円、町営以外の水道組合等への簡易水道等整備事業補助金として施設整備費に350万円。次ページをお願いいたします。同じく補助金の水質検査費に6万円をお願いでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） 続きまして、5款1項1目労働諸費の労働管理費でございます。勤労者住宅建設資金利子補給金としまして10件分で100万円を計上するものでござ

ございます。よろしくお願いいたします

○議長（佐藤聡一君） 農林課長。

○農林課長（白石彰久君） 続きまして、6款1項1目農業委員会費3,593万3,000円でございます。

説明欄をご覧ください。

農業委員会費では、農業委員、推進委員30人の報酬、職員人件費など、農業委員会運営に係る経常経費でございます。

89ページをお願いします。

備品購入費51万5,000円は、タブレットPC15台分を計上しております。

2目農業総務費9,181万9,000円でございます。

説明欄をご覧ください。

農業総務費では、職員12名、会計年度任用職員1名分の人件費となります。

90ページをお願いします。

そのほかに、農業後継者褒賞事業6万円、農政対策事業は農業振興対策事業補助金30万円の内訳、農業振興協議会補助金へ15万円、青年農業者協議会へ15万円でございます。農業担い手受入協議会への活動補助金は10万円でございます。

3目農業振興費4,222万1,000円でございます。

説明欄をご覧ください。

経営所得安定対策事業131万5,000円で、主な支出は、地域農業再生協議会への経営所得安定対策等推進事業費補助金78万5,000円でございます。農業次世代人材投資事業は240万円で、2名分の就農支援補助金でございます。

91ページをお願いします。

農業振興対策事業839万9,000円は、農業機械導入事業補助金400万円、収入保険補助金108万円、農作業受委託補助金100万円が主なものでございます。

92ページをお願いします。

野生動物による農作物被害対策事業100万円は、個人が電気柵等を設置する補助金でございます。

農業経営力向上事業212万円につきましては、群馬県が行う農業機械の導入の補助でございます。

中山間地域等直接支払事業1,680万9,000円は、18集落への交付金1,671万7,000円が主な

支出でございます。

農業施設管理事業は、以前の直売所施設管理事業で11万4,000円でございます。施設の維持管理費用になります。

93ページをお願いします。

いわびつ体験農園事業は756万5,000円。施設の撤去工事費が主なものでございます。

4目農業経営基盤強化対策事業費2,000円でございます。

5目畜産振興費293万5,000円のお願いでございます。防疫対策等の消耗品210万円が主な支出でございます。

地域と調和した畜産環境確立事業補助金42万円につきましては、群馬県の補助事業で、良質堆肥流通促進事業として堆肥散布事業受託支援でございます。

6目農地費9,254万4,000円でございます。

説明欄をご覧ください。

群馬県中山間地域農業農村整備事業77万円は、本宿上の原地区の県営土地改良事業の事業負担金などでございます。

94ページをお願いします。

県単小規模土地改良事業は、主なものが測量・設計・監理委託料が2,900万円と、平大谷沢地区用排水路整備事業で2,350万円を予定しております。

鳥獣害防止対策補助金は、境野、分去地区で97万5,000円で、電気柵の設置を予定しております。

町単小規模土地改良事業2,147万2,000円は、原材料支給事業など農道等の維持管理事業としまして、重機等借上料800万円、工事材料費800万円、町単小規模土地改良事業補助金150万円などでございます。

95ページをお願いします。

多面的機能支払交付金事業1,578万7,000円は、農地維持活動・資源向上活動を取り組む11組織への交付金1,449万3,000円などでございます。

7目地籍調査費2,647万円でございます。須賀尾地区と岩下地区の測量・設計・監理委託料で2,100万円が主な支出でございます。

96ページをお願いします。

6款2項林業費、1目林業振興費9,634万9,000円でございます。

説明欄をご覧ください。

林業振興費913万4,000円、松くい虫倒木災害防止委託料に188万円、新規事業といたしましてクビアカツヤカミキリ対策業務委託料といたしまして100万円、備品購入費171万8,000円は破碎機の購入、森林整備担い手対策事業補助金150万円などが主なものでございます。

97ページをお願いします。

有害鳥獣捕獲事業は1,327万9,000円でございます。有害鳥獣捕獲事業補助金1,188万円が主なものでございます。

緑の県民基金事業は2,979万5,000円でございます。伐採事業委託料に2,765万円、緑の県民基金事業補助金に210万円でございます。

森林環境譲与税事業は4,414万1,000円でございます。主なものは、森林経営管理事業業務委託料に2,250万円、木質化製品製作委託料に100万円、木材流通促進事業補助金に598万円、民有林造林保育事業補助金に900万円。98ページをお願いいたします。広葉樹林更新補助金に300万円でございます。

2目林業基盤整備費5,040万4,000円でございます。広域林道開設事業に1,506万6,000円でございます。主なものは、測量・設計・監理委託料に1,000万円、吾嬬山線水源地調査負担金500万円でございます。

国庫林道改良事業に1,201万5,000円でございます。測量・設計・監理委託料に1,200万円、これは林道平五良線（常盤橋）補修設計業務委託でございます。県単林道改良事業は、北榛名山線舗装事業に1,000万円でございます。町単林道整備費事業1,323万3,000円は、林道の維持管理のため修繕料、除草業務委託料、重機等借上料、工事請負費。99ページをお願いします。林道作業道総合整備事業補助金に474万円などがございます。

3目町有林管理費388万7,000円のお願いでございます。主なものは、森林国営保険料250万円、松くい虫防除事業に94万円を予定しております。

続きまして、3項1目水産振興費12万3,000円のお願いでございます。吾妻漁業協同組合への補助金でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） 100ページでございます。

続きまして、7款商工費、1項1目商工総務費でございます。3,071万2,000円の計上でございます。商工観光係職員の人件費及び庁用車等の管理が主なものでございます。

続きまして、2目商工振興費の商工業対策事業でございます。1億522万8,000円の計上

でございます。小口審査委員会委員報酬のほか、18節負担金、補助及び交付金が主なものでございます。商工会補助金につきましては、活動費補助としまして1,112万円、また、買い物弱者対策補助金、街路灯維持活動補助金を計上しております。そのほか住宅新築改修等補助金1,000万円、企業立地促進条例関連奨励金として6,807万9,000円、中小事業者SDGs推進補助金につきましては700万円の計上でございます。

101ページでございますが、3目観光費は、総額で7,629万7,000円の計上でございます。

説明欄の観光管理費は3,738万9,000円の計上でございます。主な事業としまして、吾妻峡のシャトルバス運行委託料としまして176万6,000円、また箱島ホテル第一保護区の転落防止柵が老朽化等により傷みが進んでいることから、事故防止のための整備工事としまして工事請負費に800万円を計上しております。このほか観光協会活動費補助金としまして2,234万円、観光振興事業補助金として、ふるさと花火ほかイベント開催等への補助金390万円を見込んでおります。

次に、観光宣伝事業796万円でございます。すみません、次のページ、申し訳ございません。主な事業としましては、まず観光宣伝事業業務委託料として280万円の計上であります。SNSによる町内魅力情報の発信事業や飲食店ウェブサイトいただき吾妻等の運営委託であります。

また、令和7年4月13日より開催されます大阪・関西万博において、ドームシアターを使用し観光情報動画を上映するための料金としまして220万円を計上しております。

そのほか新聞広告料やパンフレット等の印刷製本費など観光PRのための費用となっております。

続きまして、温川キャンプ場管理事業705万5,000円でございます。管理人の人件費のほか光熱水費、保守点検などの維持費のほか、次のページに移りますが、場内の給水配管等の維持工事につきまして工事請負費305万円を計上しているものでございます。

続いて、あづま森林公園キャンプ場管理事業でございます。685万3,000円でございますが、管理人の人件費のほか、光熱水費、保守点検料や、次のページに移りますが、傾斜地の草刈りなどの施設管理委託料86万8,000円などが主なものでございます。

続きまして、公園等管理事業290万円でございます。各地区公園施設の光熱水費、保守点検、清掃管理委託料などが主なものでございます。

公園施設整備委託料50万円は、公園内の支障木撤去に係る費用を計上しております。

次のページに移りますが、都市公園管理事業104万4,000円でございます。原町地区の都

市公園1号、2号、3号街区公園の経常的な維持管理費用が主なものとなっております。

次に、溪谷自然公園事業でございます。568万3,000円でございます。主な事業としましては、溪谷自然公園内施設整備等業務委託料258万5,000円でございます。溪谷内観光トイレの清掃業務、遊歩道の点検・管理業務、そういったものに係る委託料でございます。そのほか溪谷内施設に係る維持管理経費でございます。

続きまして、日本ロマンチック街道事業でございます。6万9,000円は、土地借上料及び協会負担金でございます。

106ページでございます。

忍びの町ひがしあがつま推進事業734万4,000円の計上でございます。主な事業としましては、立枯れ巨木撤去委託料として300万円の計上でございます。岩櫃城本丸跡のモミの木が立ち枯れの状態であるため、安全対策としまして伐採撤去を予定しているものでございます。

また、忍者プロジェクト事業委託料50万円でございますが、令和7年4月13日から開催されます大阪・関西万博におきまして、町が加盟しております忍者協会が出展を予定しております。会員としまして参加をしまして、吾妻真田忍者や町のPRを行うものでございます。

そのほか岩櫃城や忍者関連のガイドマップ、チラシの作成としまして印刷製本費150万円、PRにつながるイベント開催としましての補助金としまして観光振興事業補助金として120万円を計上しております。

続いて、4目消費者行政推進費でございます。176万円でございますが、バイテック文化ホール内に設置されます消費生活センターの運営負担金となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） お世話になります。よろしくお願いいたします。

8款1項1目道路橋りょう総務費1億1,190万5,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

職員13名分と会計年度任用職員1名分の人件費など、12節で道路・橋梁台帳整備補正業務委託料800万円、14節工事請負費700万円は、法定外公共物の工事となります。その他、県道路協会、期成同盟会などの会費となります。

次ページになります。

2目道路維持費1億810万5,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

燃料費、修繕料、手数料、保険料につきましては、グレーダー、4トンダンプ、2トンダンプ等の経費となっております。また、冬期降雪時の対応として、除雪・砂撒き委託料として1,400万円、自動車借上料は、各地区の原材料支給や行政区による除雪対策として908万5,000円となります。14節工事請負費は町内一円地域道路管理、15節工事材料費は、各地区の原材料支給による舗装材料やU字溝で1,800万円、17節備品購入費は、草刈り機等の代金となります。

18節県営事業負担金は、群馬県で実施していただいている急傾斜地崩壊対策事業負担金、榛名西麓事業の町の負担分の負担金となります。

次ページになります。

3目道路改良費合計で4億8,437万7,000円のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

道路改良費で5,998万8,000円です。12節測量・設計・監理委託料870万円につきましては、町道辻・古谷線のほか土地の分筆登記、14節工事請負費3,000万円につきましては町道馬場・手子丸線、16節土地購入費600万円につきましては町道1126号線、21節補償金1,400万円につきましては町道1126号線となっております。また、電柱の移転補償費などとなります。

次に、上信自動車道関連事業4億2,438万9,000円ですが、12節測量・設計・監理委託料664万7,000円につきましては、町道1183号線改良工事に係る積算とあと施工管理委託料、14節工事請負費は町道1183号線工事請負費、16節土地購入費は町道岩井・金井線土地購入費などとなります。18節負担金は町道金井・川戸線などの群馬県への県営事業負担金、21節補償金は町道金井・川戸線の補償費などとなります。

次ページになります。

4目橋りょう維持費9,949万2,000円のお願いでございます。12節測量・設計・監理委託料5,700万円は、4-69号橋積算・施工管理及び橋梁点検業務委託料となります。また、4-96号線補修設計業務委託料、また14節工事請負費4,200万円は、4-69号橋及び須郷沢橋の補修の工事代金となります。

次に、2項1目都市計画総務費合計で177万1,000円のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

都市計画総務費は、都市計画業務の庁用車管理が主なものとなります。

次ページになります。

広場管理費91万6,000円は、主にふくし・ふれあいロードの管理経費と花植え作業による苗代金等となります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 2項2目下水道費でございます。18節に471万4,000円の計上になります。高崎市との協定に基づきます榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業関係市町負担金でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 3項1目公営住宅管理費1,538万9,000円のお願いでございます。説明欄をお願いいたします。

町営住宅管理費が主となりますが、10節で老朽化した修繕費が大分増大をしているというところになっております。

次ページをお願いいたします。

12節で施設保守点検委託料、13節、主なものは町営住宅の借地料459万3,000円となっております。

次に、2目定住促進住宅管理費59万4,000円のお願いでございます。これにつきましては、箱島定住促進住宅の管理経費が主なものとなります。

次に、3目住宅管理費652万2,000円のお願いでございます。住宅・建築物安全ストック形成事業が638万4,000円で、木造住宅耐震改修補助金を1件分100万円、空家除却費補助を10件分500万円となっております。

以上となりますが、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を2時10分といたします。

(午後 2時02分)

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

(午後 2時10分)

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 113ページの説明欄をご覧ください。

空家対策事業の13万8,000円につきましては、空家対策協議会の運営などに関わる経費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、9款1項1目消防費でございます。総額で4億2,253万6,000円の計上となります。消防団員報酬及び出動手当のほか、詰所や消防車両の維持管理费用などに要する経費が主なものとなります。

次ページに移りまして、114ページ下段、工事請負費2,900万円につきましては、防火水槽2基分の新設工事のほか、上信自動車道建設工事に伴う防火水槽の移設工事を予定するものでございます。

また、備品購入費3,691万3,000円のうちの3,500万円につきましては、消防ポンプ車両の更新を予定するものでございます。車両の老朽化に伴い、消防活動に支障を来さぬよう、緊急防災・減災対策債を充て、第3分団第1部の車両更新を計画するものでございます。一部事務組合負担金3億728万6,000円につきましては、吾妻広域消防本部に対する負担金となります。

続いて、2目水防費については、消耗品費1万円の計上となります。

次の3目防災費は、合計3,270万6,000円の計上となります。主なものとしては、防災無線施設の保守点検委託料365万7,000円と、防災業務委託料214万2,000円などがございます。

次ページに移りまして、2行目の備品購入費691万円は、Jアラート送受信システムのバージョンアップに伴う新型Jアラート受信機への更新費用として計上しております。

また、群馬県防災情報通信ネットワークシステム衛星回線整備工事負担金として1,600万円を計上しております。こちらは、群馬県の防災情報システムの第2世代へのアップデートに伴う県内各市町村分担金としての計上でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 10款1項1目教育委員会費でございます。教育委員会の運営に係る費用で、教育委員報酬など合計で209万8,000円を見込んでおります。

117ページをお願いします。

2目事務局費でございます。総額で1億4,302万5,000円を計上しています。

説明欄をお願いいたします。

職員人件費や経常的経費のほか、小・中学校に入学する児童生徒分の入学祝金698万円、118ページをお願いいたします、教育現場のICT化に対応するために支援員が小・中学校を定期的に巡回訪問し、情報機器の活用等の指導を行うICT支援員業務委託料792万円、高校生等通学定期代補助金130万円、学校施設整備基金積立金1,284万円が主なものとなっております。

119ページをお願いいたします。

説明欄になります。

東吾妻町育英事業は、入学準備金と奨学金の貸付審査を行うための費用でございます。10万6,000円を見込んでおります。

外国語教育コーディネーター事業でございます。764万6,000円を計上しているところでございます。職員人件費のほか、こども園の訪問、英語を活用したイベント、英語教材購入などを行うための費用でございます。

中学生海外交流事業は381万7,000円を計上してございます。令和7年度は、台湾基隆市の中学生を当町に受け入れるための費用を見込んでおるところでございます。

120ページをお願いいたします。

学校運営協議会事業129万2,000円は、町内6つの学校運営協議会を運営するための費用でございます。

3目教育研究会費でございます。教育研究会は、教育技術の向上を図るための研究や各分野での専門的な知識、技能等を習得し、教育現場で的確に生かすために、こども園、小学校、中学校の教職員が研修等を行うものでございます。講演会の講師謝金、研究紀要等の印刷代などに48万4,000円を計上してございます。

4目通学バス運営管理費でございます。中学校7路線、小学校9路線の通学に係るスクールバス運行業務委託料1億4,400万円、校外活動等に係るバス車両借上料1,228万9,000円、坂上地区小・中学生通学定期代負担金等136万円など合計で1億6,047万9,000円を見込んでおります。

121ページをお願いいたします。

5目給食センター運営管理費でございます。職員人件費や給食センター管理運営に必要な

経常的経費のほか、122ページをお願いいたします、賄材料費6,672万6,000円、123ページに移りますけれども、給食運搬車運転業務委託料958万1,000円、給食調理等業務委託料2,083万2,000円など、合計で2億1,305万2,000円を計上しております。管内のこども園、小学校、中学校のほか、給食業務委託契約を締結しております群馬県立吾妻特別支援学校高等部に給食を提供してまいります。

6目外国青年招致事業費でございます。外国語指導助手4人体制を確保するための人件費と経常的な経費で2,113万2,000円を見込んでおります。令和7年度は1名の外国語指導助手の入れ替わりを想定しているところでございます。

124ページをお願いします。

2項小学校費、1目小学校学校管理費は、各小学校の維持管理や学校運営に必要な費用でございます。

説明欄をお願いいたします。

初めに、学校管理費の事務局分でございます。マイタウンティーチャーや学校支援員の人件費のほか、5校分の光熱水費、施設設備の修繕料、125ページに移りますけれども、設備等の保守点検委託料、坂上小学校屋内運動場設計業務委託料、小学校LED化設計委託料、印刷機や校務用端末のリース料、東小学校プールサイド等補修工事、東小学校屋上ひさし防水修繕工事、GIGAスクール構想1人1台端末432台の購入費、原町小学校等机・椅子の購入費など、合計で1億9,220万4,000円を見込んでおります。

126ページをお願いいたします。

原町小学校分といたしまして384万円。127ページです。太田小学校分として252万9,000円。128ページでございます。岩島小学校分258万6,000円。129ページでございます。坂上小学校分として247万2,000円。130ページに移ります。東小学校分300万9,000円をそれぞれ学校の維持管理運営に必要な費用として計上しているところでございます。

131ページをお願いいたします。

2目小学校教育振興費は、各小学校の教材や教具、学校図書を含む備品のほか、就学援助関係に必要な経費でございます。社会科副読本の改訂費用、教科学習ソフト使用料、校務支援システム利用料などを含めた事務局分と小学校5校分の合計で1,929万6,000円を見込んでおるところでございます。

132ページをお願いします。

3項中学校費、1目中学校学校管理費は、中学校の維持管理や学校運営に必要な費用でござ

ざいます。

説明欄をお願いいたします。

学校管理運営費の事務局分につきましては、職員、マイタウンティーチャー、学校支援員の人件費のほか、光熱水費、133ページに移りますけれども、施設設備の修繕料、設備等の保守点検委託料、基本設計策定に係る体育施設設計等業務委託料、印刷機や校務用端末のリース料、猛暑対策用スポットクーラーのリース料、電話設備工事、G I G Aスクール構想1人1台端末の更新のための258台の購入費、生徒用の机・椅子の購入費など合計で8,453万3,000円を見込んでおるところでございます。

134ページの中学校分の学校管理費は、586万9,000円を計上しておるところでございます。

135ページをお願いいたします。

2目中学校教育振興費は、教材や教具、学校図書を含む備品のほか、就学援助関係に必要な費用でございます。教科学習ソフトの使用料、校務支援システム使用料などを含めた事務局費分と中学校分の合計で1,043万8,000円を見込んでおるところでございます。

136ページになります。

4項こども園費、1目こども園管理費は、こども園の維持管理や運営に必要な費用でございます。

説明欄をお願いいたします。

こども園管理費の事務局費分は5園の職員人件費のほか、137ページ以降になりますけれども、光熱水費、施設設備の修繕料、おやつ代としての賄材料費、設備等の保守点検委託料など合計で3億2,557万4,000円を見込んでおります。

138ページは、はらまちこども園分として197万2,000円、おおたこども園分として126万3,000円、139ページになりますけれども、いわしまこども園分の費用として153万9,000円、140ページになりますけれども、さかうえこども園分といたしまして174万5,000円、141ページですけれども、あづまこども園分といたしまして144万8,000円をそれぞれ維持管理運営に必要な費用として計上してございます。

142ページです。

2目こども園教育振興費は、各こども園の教材・教具や備品に係る費用でございます。5園の合計で164万5,000円を見込んでおるところでございます。

○議長（佐藤聡一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（角田良信君） 143ページをお願いします。

10款5項1目社会教育総務費では、1億5,951万1,000円のお願いでございます。前年度に比べて1,650万円ほどの増額になっております。

説明欄をご覧ください。

社会教育総務費は、社会教育委員8名の報酬をはじめ、社会教育を進めるための諸経費、広域町村圏等への各種負担金と文化協会等関係団体への補助金などの経常経費でございます。

144ページ、説明欄をお願いいたします。

二十歳の集い事業76万5,000円は、毎年1月に開催しております二十歳の集いに係る経費でございます。

次ページをお願いします。

続きまして、2目公民館費では、2,393万2,000円のお願いでございます。

中央公民館耐震化工事の予算がなくなっておりますので、昨年より3億2,000万円ほど少なくなっております。

説明欄をご覧ください。

中央公民館運営費1,251万2,000円につきましては、中央公民館の運営費及び施設の維持管理費などの経常経費でございます。

146ページ、説明欄中程から、高齢者教室、土曜教室、教養講座、公民館読書推進は、中央公民館が中心となって行っております事業に係る経費でございます。

147ページから150ページにかけては、各公民館の維持管理、運営費及び事業費が記載されておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、150ページ下段、3目文化財保護費では、899万1,000円のお願いでございます。説明欄の文化財保護費438万1,000円は、文化財調査員8名の報酬をはじめ、文化財保護に係る町指定文化財保存管理、伝統芸能保存団体に対する補助金等経常経費でございます。

151ページ中ほど、岩櫃城跡保存整備事業434万6,000円は、岩櫃城跡保存整備に係る費用でございます。令和7年度は、保存活用計画図面作成と編集委託費として319万円を計上しております。

国・県・町指定文化財保護事業14万5,000円は、国及び県指定の文化財保護に要する経費でございます。槻の木の維持管理の委託料を予定しております。吾妻峡保存管理事業5万7,000円は、名勝吾妻峡保存管理に要する経費でございます。

カモシカ保護事業6万2,000円は、天然記念物のカモシカの保護並びに埋葬に要する費用でございます。

続きまして、4目青少年対策費では、93万4,000円のお願いでございます。

青少年対策費20万1,000円は、青少年問題協議会委員9名の報酬をはじめ、青少年対策に要する費用でございます。杉並・東吾妻子ども交流事業73万3,000円につきましては、当町と杉並区の児童それぞれ16名の交流に要する費用でございます。7年度は、8月に東吾妻2泊3日の日程で開催する予定でございます。

続きまして、5目発掘調査費では、240万8,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

発掘調査費136万8,000円は、発掘調査に要する費用と鉄製品保存処理業務委託料100万円でございます。下郷古墳群出土の刀1本を処理する費用でございます。試掘調査費104万円は、開発による試掘が必要となった場合の重機借上料でございます。

続きまして、154ページ、6項1目保健体育総務費では、2,892万2,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

保健体育総務費1,057万7,000円は、スポーツ推進審議会委員の7名分の報酬及びスポーツ団体及びスポーツ大会の補助金など、保健体育の経常経費でございます。

154ページ、スポーツ推進委員事業関係では136万4,000円になります。スポーツ推進委員の報酬及び事業に係る費用でございます。スポーツフェスティバル事業に55万1,000円は、毎年行っているスポーツフェスティバルに係る費用でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 説明欄の引き続きですけれども、健康管理対策事業でございます。545万1,000円を見込んでおるところでございます。学校医、歯科医等への報酬のほか、児童・生徒、教職員の健康管理のために学校保健安全法に基づき実施する健康診断などの費用、日本スポーツ振興センターの給付見舞金を計上しておるところでございます。

○議長（佐藤聡一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（角田良信君） 156ページ中ほどの郡民スポーツ大会事業に217万3,000円、国民スポーツ大会事業に880万6,000円。主に、令和11年度に行われるカヌー競技会場基本設計委託に780万円でございます。

2目学校開放事業につきましては、104万円のお願いでございます。学校の体育館及び校庭を一般町民に開放するための電気料などの経費でございます。

3目施設管理につきましては、1,091万7,000円のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

社会体育施設管理事業に41万6,000円、町民体育館管理事業に495万5,000円、奥田社会体育館管理事業に85万3,000円、東武道館管理事業に7万5,000円、スポーツ広場管理事業に154万7,000円、東総合グラウンド管理事業に281万5,000円、弓道場管理事業に6万2,000円、唐堀スポーツ広場事業に12万4,000円でございます。これにつきましては、各施設の光熱費、管理委託料などの経費でございます。

公園管理等事業の7万円につきましては、東橋スポーツ広場の遊具の保守点検委託料でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 農林課長。

○農林課長（白石彰久君） 続きまして、11款1項1目農業用施設災害復旧費16万円のお願いでございます。農業用施設の災害が発生した場合、初期対応するための委託料15万円及び工事費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 次ページになります。

2項1目河川復旧費7万円は、科目設定としまして計上をしております。

次に、2目道路復旧費735万円は、主なものとして、町道応急対策として、14節工事請負費500万円が主なものとなります。

次に、3目橋りょう復旧費1万円につきましても、科目設定として計上をしております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 161ページをお願いします。

12款公債費でございます。1目元金と2目利子を合わせて11億8,164万2,000円を計上しました。前年度と比較して833万9,000円の減額となっています。

13款諸支出金でございます。公営企業会計への財政措置として、簡易水道事業と下水道事業への繰出補助金を合わせて2億2,400万円、貸付金8,150万円、出資金6,450万円、合計で3億7,000万円を見込みました。

14款予備費につきましては、前年度と同額の1,000万円のお願いでございます。

続きまして、162ページから172ページまでが給与費の明細書となります。

173ページは、地方債の現在高見込みに関する調書を掲載してございます。

以上で、令和7年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

す。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

質疑もあろうかと思いますが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を予算決算特別委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

予算決算特別委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第24、議案第2号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、事業勘定の当初予算案は、前年度と比較すると率にして約6.2%減、金額にして9,552万1,000円減の歳入歳出それぞれ14億5,221万9,000円を計上しております。

次に、施設勘定の当初予算案は、前年度と比較すると率にして約0.1%増、金額にして5万3,000円増の歳入歳出それぞれ6,394万2,000円を計上しております。

そのほかに、一時借入金の最高額、歳出予算の流用方法の例外を規定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） お世話になります。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1条では、事業勘定及び施設勘定の予算総額のほか、款と項と区分ごとの金額を定めております。

第2条では、一時借入金の借入最高額を5,000万円としております。

第3条では、歳出予算の流用について、保険給付費の同一款内における流用を認めることを規定してございます。

それでは、事業勘定の歳入、6ページをご覧くださいと思います。

1款国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者等の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分を合わせまして、対前年度比3.0%増、額にしまして826万7,000円増の2億6,766万2,000円を見込んでございます。

なお、令和7年度は、税率改正をさせていただいた税率での計上となっております。

2款の使用料及び手数料は、保険税の督促手数料に1,000円を計上してございます。

3款国庫支出金は、災害等臨時特例補助金で1,000円を計上させていただいてございます。

7ページをお願いいたします。

4款療養給付費交付金は、過年度分として1,000円を計上してございます。

5款県支出金は、1項1目保険給付費等交付金につきましては、保険給付費の費用等を基に算定されます普通交付金10億4,072万3,000円及び医療費適正化の取組分などに対します特別交付金の4,379万1,000円を合わせまして10億8,451万4,000円のほか、2項1目では、財政安定化基金交付金を合わせ、前年度比としまして6.2%減の額にして7,210万4,000円減の10億8,451万4,000円を見込んでございます。

6款の財産収入は、国民健康保険基金の積立金の利息5万円を計上してございます。

8ページをお願いいたします。

7款繰入金は、一般会計からの保険基盤安定繰入金の保険税軽減分や保険者支援分、事務費繰入金、財政安定支援事業繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、福祉医療波及分繰入金を合わせました一般会計繰入金は8,955万7,000円のほかに、2項では、国民健康保険基金からの繰入金1,000円を合わせまして、前年度比で28.2%減の額にしまして3,521万6,000円減の8,955万8,000円を見込んでございます。こちらは、令和6年度に基金のほとんどを取

り崩したためによるものでございます。

8款繰越金は、6年度からの繰越金としまして10万円を計上してございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

9款諸収入は、1項で延滞金100万円のほか、2項雑入で一般被保険者第三者納付金など30万1,000円を計上してございます。

10款余剰金精算金は、国民健康保険団体連合会の保険給付費等交付金の余剰金精算金としまして903万円を計上してございます。

以上が歳入となります。

続きまして、歳出、10ページのほうをお願いいたします。

1款総務費は、1項国民健康保険事業を維持管理するための一般管理費で613万1,000円、連合会負担金65万1,000円を合わせまして678万2,000円、2項保険税の賦課徴収費17万円。11ページをお願いいたします。3項国保運営協議会の費用20万5,000円など、合計いたしまして715万7,000円を計上してございます。

2款の保険給付費は、1項の療養費から、13ページにあります5項の葬祭費までを合わせまして、全体で前年度比6.6%減、額にしまして7,341万7,000円減の10億4,072万3,000円を計上してございます。

11ページに、すみません、戻っていただきまして、1項の療養諸費は、一般被保険者療養給付費や療養費及び審査手数料を合わせまして8億9,620万円。12ページをお願いいたします。2項高額医療費では、高額療養費や高額介護合算療養費及び外来合算を合わせまして1億4,052万円、3項移送費は1,000円、4項出産育児諸費は、出産育児一時金5人分の250万円でございます。

13ページをお願いいたします。

支払い手数料2,000円と合わせまして、こちら250万2,000円、5項葬祭費は、30人分の150万円を見込んでございます。

3款国民健康保険事業費納付金は、1項医療給付費分2億5,358万8,000円。14ページをお願いいたします。2項後期高齢者支援金等分8,798万7,000円、3項介護納付金分2,347万7,000円を合わせまして、前年度比7%減、額にしまして2,733万円減の3億6,505万2,000円を見込んでございます。

4款保健事業費は、1項特定健康診査等事業費でございますが、適正受診や服薬適正化、糖尿病などの生活習慣病の重症化予防につなげるための費用として993万9,000円。15ペー

ジをお願いいたします。2項保健事業費は、保健指導事業委託費などの保健衛生普及費493万9,000円のほか、疾病予防費の人間ドック委託料170人分の340万円を合わせまして、833万9,000円を見込んでございます。

5款基金積立金は、国民健康保険基金の積立金として5万円を計上してございます。

6款諸支出金は、1項1目一般被保険者国保税還付金100万円のほか、16ページをお願いいたします、2目の保険給付費等交付金の償還金903万1,000円を合わせまして、1,003万1,000円を見込んでございます。2項繰出金は、国民健康保険特別会計の施設勘定への繰出金592万8,000円を計上してございます。

7款予備費には、緊急支出に備え500万円の計上をしてございます。

続きまして、施設勘定の説明をさせていただきます。

18ページからをお願いいたします。

1款診療収入は、1項外来収入3,336万2,000円と、2項その他診療収入の健康診断等の収入110万9,000円を合わせまして、前年度比で12.8%減、額にしまして508万円減の3,447万1,000円を見込んでいます。

2款使用料及び手数料は、往診に使用する車の使用料1万2,000円と、診断書等の作成料18万円を合わせまして、19万2,000円を計上してございます。

19ページをお願いいたします。

3款県支出金は、特別調整交付金に係る県補助金としまして、僻地診療施設運営費補助金592万8,000円を計上してございます。

4款繰入金は、1項一般会計繰入金893万8,000円と、2項国民健康保険特別会計事業勘定からの繰入金592万8,000円を合わせまして1,486万6,000円を見込んでございます。

5款繰越金は、令和6年度からの繰越金として800万円を計上してございます。

6款諸収入は、1項特定健康診査等受託料43万6,000円。20ページをお願いいたします。2項衛生材料等の売却収入などによる雑入で4万9,000円の合計で48万5,000円を計上してございます。

続きまして、歳出に入ります。

21ページをお願いいたします。

1款総務費は、職員人件費3,454万4,000円のほか、施設管理費として、施設の修繕料や電子カルテシステムの保守管理委託料など446万1,000円。22ページをお願いいたします。研究研修費29万8,000円は、医師が学会等に参加するときに伴う費用などを合わせ、前年度比

1.8%減、額にしまして73万6,000円減の3,930万3,000円を見込んでおります。

2款医業費の医業管理費は、往診車両のリース料など158万6,000円。23ページをお願いいたします。医療用機械器具費は、内視鏡及び心電計検査データ管理システムの保守委託料や医療用酸素機器のリース料を含めまして227万3,000円、医療用消耗機材費は、消耗品132万円、医薬品衛生材料費は医薬品の購入代金1,800万円、検査費は血液検査等の委託料など146万円を合わせまして、前年度比3.3%増の額に対し78万9,000円増の2,463万9,000円を見込んでいます。

24ページからは、給与費明細書を記載してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎延会について

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は3月5日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（佐藤聡一君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 2時51分）

令和 7 年 3 月 5 日 (水曜日)

(第 2 号)

令和7年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第2号)

令和7年3月5日(水) 午前10時開議

- 第1 議案第3号 令和7年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第2 議案第4号 令和7年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第3 議案第5号 令和7年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第4 議案第6号 令和7年度東吾妻町下水道事業会計予算
- 第5 議案第7号 令和7年度東吾妻町簡易水道事業会計予算
- 第6 議案第8号 令和7年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第7 議案第9号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算(第7号)
- 第8 議案第10号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 第9 議案第11号 令和6年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第10 議案第12号 令和6年度東吾妻町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 第11 議案第31号 損害賠償の額を定めることについて
- 第12 議案第32号 損害賠償の額を定めることについて
- 第13 議案第33号 町道路線の廃止について
- 第14 議案第34号 町道路線の認定について
- 第15 発委第1号 東吾妻町議会が保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	佐藤 聡一 君	2番	齋藤 貴史 君
3番	増子 京子 君	4番	渡 一美 君
5番	井上 日出来 君	6番	高橋 弘 君
7番	高橋 徳樹 君	8番	里見 武男 君

9番 小林光一君

10番 重野能之君

11番 竹淵博行君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	石村文明君
教育長	茂木一弘君	総務課長	酒井文彰君
企画課長	寺嶋正春君	まちづくり 推進課長	玉橋晃君
保健福祉課長	小池さつき君	町民課長	谷直樹君
税務課長	堀込恒弘君	農林課長	白石彰久君
建設課長	福原治彦君	上下水道課長	高橋篤君
会計課長兼 会計管理者	関和夫君	学校教育課長	水出悟君
社会教育課長	角田良信君		

職務のため出席した者

議会事務局長	西山孝弘	議会事務局 補佐	西巻雅子
議会事務局 会計年度 任用職員	田中すずの		

◎開議の宣告

- 議長（佐藤聡一君） 皆さん、おはようございます。連日お疲れさまでございます。
ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

- 議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い会議を進めてまいります。
-

◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（佐藤聡一君） 日程第1、議案第3号 令和7年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計
予算を議題といたします。
提案理由の説明を願います。
町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

- 町長（中澤恒喜君） おはようございます。
それでは、議案第3号 令和7年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算について、提案
理由の説明を申し上げます。
当初予算案につきましては、前年度と比較すると、率にいたしまして約2.8%の増、金額
にして735万7,000円増の歳入歳出それぞれ2億6,656万3,000円を計上しております。
詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださ
いますよう、よろしく願いいたします。

- 議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。
町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） おはようございます。

それでは、1ページのほうをお開きいただきたいと思います。

こちら、第1条におきまして、歳入歳出の予算総額のほか、款項の区分ごとに金額を定めております。

それでは、歳入のほうから説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料は、1目特別徴収1億3,144万1,000円と2目普通徴収5,643万2,000円を合わせまして、前年度比で2.9%増の、額にいたしまして524万3,000円増で1億8,787万3,000円を見込んでいるところでございます。

2款繰入金は、一般会計からの事務費繰入金など957万9,000円と保険基盤安定繰入金6,690万9,000円を合わせ、前年度比2.8%増、額にいたしまして211万円増の7,648万8,000円を見込んでおります。

3款諸収入は、1項雑入は後期高齢者医療広域連合からの人間ドック助成金や返還金など155万円、2項償還金及び還付加算金は保険料の還付金として65万円。5ページをお願いいたします。3項延滞金、加算金及び過料で1,000円、合計で220万1,000円を計上してございます。

4款繰越金は、令和6年度からの繰越金として1,000円を計上してございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

6ページになります。

1款総務費1項総務管理費は、後期高齢者医療事務を管理するための一般管理費113万8,000円、2項徴収費は、保険料徴収の関連費用113万9,000円を合わせ、227万7,000円を計上してございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合共通経費事務費負担金830万3,000円、保険料負担金1億8,777万4,000円、滞納繰越分保険料負担金10万円、保険基盤安定負担金6,690万9,000円を合わせまして、前年度比で2.9%増、額にいたしまして732万7,000円増の2億6,308万6,000円を見込んでいるところでございます。

7ページをお願いいたします。

3款保険給付事業費は、人間ドック助成事業費検診費助成分委託料として、50人分の100万円を計上してございます。

4款予備費は、緊急支出に備え、20万円を計上してございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第2、議案第4号 令和7年度東吾妻町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 令和7年度東吾妻町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和7年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億6,699万8,000円で、前年度と比較いたしまして、592万1,000円の減額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） おはようございます。お世話になります。

それでは、詳細説明のほうをさせていただきます。

予算書の5ページのほうをご覧ください。

歳入の1款1項1目、65歳以上の第1号被保険者保険料につきましては、対前年度比で1.41%増の3億6,192万7,000円となります。1節の年金天引きの特別徴収保険料がほとんどを占めております。

2款1項1目の介護給付費負担金3億2,383万6,000円につきましては、歳出2款の保険給付費総額でございます17億8,017万円に対する法定負担分で、施設サービス分が15%、在宅サービス分が20%となっております。

2項1目の調整交付金1億2,648万7,000円につきましては、保険給付費の7%を見込んでおります。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）751万2,000円及び3目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）1,243万円は、歳出4款の地域支援事業費に対する法定負担分を計上しております。4目の介護保険事業費補助金につきましては、存目計上となります。

6ページをお願いいたします。

5目の保険者機能強化推進交付金177万5,000円、6目の介護保険保険者努力支援交付金358万3,000円は、保険者の取組評価分となります。

3款1項の支払基金交付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険給付費の27%の計上となり、1目介護給付費交付金、2目地域支援事業交付金の負担分を計上しております。

4款1項県負担金、1目の介護給付費負担金につきましては、国庫負担金と同様に県の法定負担分を計上しております。

2項の県補助金、1目、2目の地域支援事業交付金につきましても、法定負担分の計上となります。

7ページ、5款1項財産運用収入、1目の利子及び配当金につきましては、介護給付準備基金の利子でございます。

6款1項の一般会計繰入金、1目の介護給付費繰入金2億2,251万6,000円につきましては、保険給付費に対する町の法定負担分12.5%でございます。

2目、3目の地域支援事業繰入金につきましても、それぞれの事業費に対する町の法定負担分でございます。

4目の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減に対する補填の町負担分を計上しております。

5目の事務費繰入金1,353万7,000円につきましては、保険給付費以外の事務費相当分でございます。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は、介護保険料基準額を据え置くための調整額として、1,000万円の繰入を見込んでおります。

8ページをお願いします。

7款の諸収入につきましては、存目計上となります。

8款繰越金は、前年度の繰越金でございます。

9ページ、歳出をお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費276万5,000円の主なものは、介護保険システムソフトウェアレンタル料150万1,000円など、経常的な経費でございます。

2項の介護認定審査会費、1目認定調査費727万6,000円は、1,020件分の主治医意見書作成手数料と、660件分の認定調査委託料でございます。

2目の認定審査会委託負担金323万7,000円は、吾妻広域の認定審査会に対する負担金でございます。

10ページをお願いします。

3項の趣旨普及費15万9,000円は、介護保険関連の啓発資料等の印刷製本費でございます。

4項の徴収費3万6,000円は、介護保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

続きまして、2款保険給付費の総額は、前年度より741万8,000円減額の17億8,017万円を見込んでおります。

1項の介護サービス等諸費では、要介護認定を受けた方が利用したサービスに対する給付費で、歳出の中心となります。以下、サービス区分ごとに目となっており、それぞれ令和6年度の実績額から算定をした見込額となっております。

1目の居宅介護サービス給付費は、在宅で受けるサービスで、訪問介護やリハ、デイサービス、ショートステイなどがございます。2目の地域密着型介護サービス給付費は、小規模特養や認知症多様型グループホームなどで、利用者は町民に限定されるサービスとなります。

3目の施設介護サービス給付費は、特養、老健施設、介護医療院などの利用を見込んでおります。4目の居宅介護福祉用具購入費は、腰かけ便座や入浴補助用具などの購入費で、年間1人当たりの上限額は10万円でございます。

5目の居宅介護住宅改修費は、段差解消や手すりの設置などに対し、上限20万円となっております。6目の居宅介護サービス計画給付費は、ケアマネによるケアプラン作成料で、月

平均430件を見込んでおります。

2項の介護予防サービス等諸費は、要支援の方が利用するサービスに対する給付費で、目別の内容は先ほど1項の介護サービス等諸費と同様となりまして、利用対象者が異なるだけとなりますので、説明のほうは割愛をさせていただきます。

続きまして、12ページ、3項その他諸費は、審査支払手数料でございます。

4項の高額介護サービス等費は、自己負担額が高額になったときの負担軽減費用でございます。

13ページの5項高額医療合算介護サービス等費は、年間の医療と介護の自己負担の合算額が高額となったときの負担軽減費用でございます。

6項の特定入所者介護サービス費は、低所得者対策費で、施設利用時の食費や居住費の自己負担分が低く設定されておりまして、その差額分を事業者へ給付するものでございます。

14ページをお願いします。

3款1項基金積立金は、介護給付費準備基金への利息分の積立金でございます。

4款の地域支援事業費は、地域包括支援センターが中心となり実施している健康的な生活を維持するための介護予防事業に係る費用で、事業費全体で前年度比2.7%増となります。

1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費は、主に要支援の方の介護予防、訪問介護、通所介護費負担金です。2目は、地域包括支援センターが行っている要支援者に適切なサービスが提供されるための介護予防ケアマネジメントに要する事業費でございます。

15ページ、2項の一般介護予防事業費につきましては、介護や支援を必要としない元気高齢者を対象とした各種事業費でございます。

3項の包括的支援事業・任意事業費の1目包括的支援事業は、介護認定調査をお願いする調査員の賃金が主なものでございます。

16ページをお願いします。

2目の任意事業は、成年後見制度利用を含む認知症支援等に係る各種事業費でございます。

3目社会保障充実分の主なものは、生活支援体制整備事業785万4,000円で、支え合いの地域づくりに向けて第1層、第2層協議体を組織して活動しているところでございます。令和7年度からは、生活支援・介護予防体制整備事業業務委託料646万9,000円に加えまして、その他事業費も計上し、主要な活動を社会福祉協議会へ委託する中で、協働していく予定でございます。

4項のその他諸費につきましては、介護報酬の審査支払手数料でございます。

18ページをお願いします。

5款1項の償還金及び還付加算金につきましては、所得更正等に伴う還付金などがございます。

2項の繰出金につきましては、地域包括支援センターの運営経費に対する一般会計への繰出金1,340万2,000円でございます。

6款1項1目は、予備費1,000万円となります。

説明のほうは以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第3、議案第5号 令和7年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 令和7年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和7年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,472万5,000円で、前年度当初予算と比較して596万2,000円の増額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） お世話になります。

それでは、令和7年度地域開発事業特別会計当初予算について、ご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、1款1項1目総務費県補助金につきましては、宅地耐震化推進事業補助金361万9,000円でございます。こちらは岩久保住宅団地に係る滑動崩落防止事業に対する補助金となります。

2款1項1目不動産売払収入につきましては、1,000円の存目計上となります。

次に、2項1目利子及び配当金につきましては、地域開発基金利子1,000円を見込んでおります。

続いて、3款1項1目一般会計繰入金につきましては、宅地造成事業一般会計繰入金として1,110万3,000円の計上でございます。

4款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金として1,000円を計上しております。

続きまして、5ページの歳出でございます。

1款1項1目宅地造成事業費（施設管理事業費）に、総額で1,472万5,000円の計上となります。委員報酬3名分につきましては、群馬県宅地耐震化技術検討委員の報酬として9万9,000円、そのほか、費用弁償15万円を計上しております。このほか、主要事業となります盛土対策検討業務委託料として1,447万6,000円を計上しております。こちらは岡崎の岩久保住宅団地に係る滑動崩落防止対策工事に向けた詳細設計を行うための予算計上となります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第4、議案第6号 令和7年度東吾妻町下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 令和7年度東吾妻町下水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

業務予定量としまして、初めに公共下水道事業であります。処理戸数1,064戸、年間処理水量25万6,020立方メートル、1日平均処理水量701立方メートルを見込んでおります。

次に、農業集落排水事業では2地区の合計でございますが、処理戸数684戸、年間処理水量16万1,423立方メートル、1日平均処理水量442立方メートルを見込んでおります。

次に、合併処理浄化槽事業であります。処理戸数2,136基、年間処理水量35万2,590立方メートル、1日平均処理水量966立方メートルを見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、下水道事業3事業を合わせまして、下水道事業収益3億7,690万3,000円、下水道事業費用4億8,720万7,000円を予定しております。資本的収入及び支出につきましては、下水道事業3事業合わせまして、資本的収入2億7,763万7,000円、資本的支出2億7,682万8,000円を予定しております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくようお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。よろしくお願いいたします。

予算書のほうをご覧くださいと思います。

第1条から第9条までございますが、本会計の基本的な部分になります。

初めに、2ページをお願いいたします。

第1条は総則でございます。

第2条業務の予定量でございますが、(1)として処理戸数ですが、公共下水道が1,064戸、農業集落排水2地区でございますが684戸、浄化槽が2,136基でございます。(2)の年間有収水量でございますが、公共下水道が25万6,020立方メートル、農業集落排水2地区で16万1,423立方メートル、浄化槽35万2,590立方メートルを見込んでございます。

(3)の1日平均有収水量ですが、公共下水道701立方メートル、農業集落排水2地区で442立方メートル、浄化槽が966立方メートルを見込んでございます。

次に、第3条収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入です。

第1款公共下水道事業収益が1億1,267万8,000円、第2款農業集落排水事業収益が9,861万9,000円、第3款合併浄化槽事業収益が1億6,560万6,000円をそれぞれ見込んでございます。

続いて、支出でございます。

第1款公共下水道事業費用が1億6,195万3,000円、第2款農業集落排水事業費用が1億3,215万4,000円、第3款合併浄化槽事業費用が1億9,310万円で、3事業、それぞれ予定してございます。

3ページをお願いいたします。

第4条の資本的収入及び支出の予定額でございます。

初めに、収入です。

第1款公共下水道事業資本的収入が1億435万1,000円を見込んでございます。そのうちの第3項他会計出資金が2,674万1,000円、第4項補助金につきましては4,500万円で、一般会計補助金となります。第5項他会計長期借入金が810万円でございます。

次に、2款農業集落排水事業資本的収入でございますが、1億523万4,000円を見込んでおります。そのうちの第3項他会計出資金が1,558万4,000円、第4項補助金は一般会計補助金として4,000万円、第5項他会計長期借入金720万円でございます。

次に、第3款合併浄化槽事業資本的収入でございます。6,805万2,000円を見込んでございます。第3項他会計出資金に2,217万5,000円、第4項補助金は、国庫補助金で1,515万円、県補助金として362万7,000円、一般会計補助金1,500万円でございます。第5項として他会計長期借入金として270万円でございます。

続いて、支出でございます。

第1款公共下水道事業資本的支出は1億354万2,000円を予定してございます。建設改良費と企業債の償還金でございます。

第2款農業集落排水事業資本的支出は1億523万4,000円を予定しております。建設改良費と企業債の償還金でございます。

第3款合併浄化槽事業資本的支出は6,805万2,000円を予定しております。建設改良費と企業債の償還金となります。

第5条の企業債です。起債の目的としまして、浄化槽設置工事、農業集落排水適正化計画などによる経営更新工事など、下水道事業債、過疎対策事業債、資本費平準化債で、限度額は合わせまして7,380万円とします。起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。

第6条一時借入金ですが、一時借入金限度額は3億円といたします。

第7条予定支出の各項の経費の金額の流用ですが、営業費用、営業外費用、特別損失の間の流用とします。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の2,732万6,000円とします。

第9条他会計からの補助金でございますが、下水道事業経営に充てるため、他会計から補助を受ける金額は1億4,200万円をお願いするものでございます。

予算の説明につきましては以上でございます。

これ以降につきましては、予算に関する説明書になります。

5ページ、6ページの下水道事業会計予算実施計画につきましては、5ページが収益的収入及び支出の内訳になります。6ページは、資本的収入及び支出の内訳でございます。

次に、7ページにつきましては、令和7年度の下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書になります。事業年度の現金収支について、業務活動、投資活動及び財務活動のキャッシュフローを記載してございます。

8ページから11ページにつきましては、給与費明細書を掲載してございます。

それから、12ページ、13ページにつきましては、令和7年度予定貸借対照表でございます。12ページの資産の部、資産合計は、固定資産と流動資産を合わせまして55億4,501万6,365円となる見込みでございます。13ページの負債の部、資本の部につきましては資産を

取得するための資金の調達元を表示してございます。負債、資本の合計と、資産合計は同額となります。

次の14ページ、15ページは、令和6年度の予定貸借対照表でございます。資産合計といたしまして、56億6,425万240円で、15ページの負債と資本の合計も同額となります。

次の16ページでございますが、令和6年度の予定損益計算書でございます。下から3行目、当年度純損失で1億2,184万8,781円と見込まれてございます。

17ページにつきましては、注記として財務諸表の計上方法等を掲載してございます。

それから、18ページから23ページにつきましては、令和7年度下水道事業会計予算説明書として、収入及び支出の見積基礎を掲載してございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第5、議案第7号 令和7年度東吾妻町簡易水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 令和7年度東吾妻町簡易水道事業会計予算について、提

案理由の説明を申し上げます。

業務予定量としまして、給水戸数1,149戸、年間総配水量57万1,000立方メートル、1日平均給水量829立方メートルを見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、簡易水道事業収益1億514万2,000円、水道事業費用1億245万1,000円を予定しております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入2億900万円、資本的支出1億9,494万2,000円を予定しております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） よろしく願いいたします。

予算書のほうをご覧いただきたいと思います。

こちら第1条から第9条まででございます。

初めに2ページをお願いいたします。

第1条は総則でございます。

第2条業務の予定量でございますが、給水戸数1,149戸、年間総配水量57万1,000立方メートル、1日平均給水量を829立方メートルと見込んでございます。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。収入を1億514万2,000円、以下、各項は記載のとおりです。支出は1億245万1,000円と予定してございます。以下、各項は記載のとおりです。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入2億900万円。収入のうちの第3項他会計長期借入金として1,600万円でございます。第4項の補助金は、一般会計補助金として4,000万円をお願いするものでございます。支出は、1億9,494万2,000円を計上してございます。建設改良費と企業債の償還金でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第5条企業債でございます。企業債の目的といたしましては、老朽管布設替工事等に5,000万円を充当予定でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

第6条一時借入金ですが、一時借入金限度額は5,000万円といたします。

第7条予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合がございますが、営業費用、営業外費用、特別損失といたします。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の1,949万4,000円といたします。

第9条他会計からの補助金でございますが、簡易水道事業経営のために一般会計から補助を受ける金額は、8,200万円をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

予算の説明につきましては以上でございます。

これ以降につきましては予算に関する説明書になります。

4ページ、5ページの簡易水道事業予算実施計画でございますが、4ページに、収益的収入、支出の内訳、5ページは、資本的収入、支出の内訳書になってございます。

6ページは、令和7年度の簡易水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。事業年度の現金収支について、業務活動、投資活動及び財務活動のキャッシュフローを記載してございます。

それから、7ページから10ページにつきましては、給与費明細書になります。

11ページ、12ページにつきましては、令和7年度予定貸借対照表でございます。11ページの資産の部、資産合計は、固定資産と流動資産、合わせまして8億2,293万8,921円となる見込みでございます。12ページの負債の部、資本の部につきましては、資産を取得するための資金の調達元を表示してございます。負債と資本の合計と、資産合計は同額となります。

次の13ページ、14ページは、令和6年度の予定貸借対照表を記載してございます。

資産合計といたしまして、6億7,005万7,569円で、14ページの負債、資本の合計も同額となります。

15ページでございますが、令和6年度予定損益計算書を掲載してございます。下から3行目、当年度純損失70万1,817円が見込まれてございます。

それから、16ページには注記といたしまして、財務諸表の計上方法等を記載してございます。

それから、17ページから22ページにつきまして、令和7年度簡易水道事業会計の収入及び支出の見積基礎を掲載してございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（佐藤聡一君） 日程第6、議案第8号 令和7年度東吾妻町水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 令和7年度東吾妻町水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和7年度は、給水戸数4,130戸、年間総配水量124万9,827立方メートル、1日平均給水量2,742立方メートルを見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益2億476万円、水道事業費用2億1,879万7,000円を予定しております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入3億2,503万9,000円、資本的支出4億7,559万円を予定しております。収入が支出に対して不足する額1億5,055万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填をするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 引き続き、よろしくお願いいたします。

予算書のほうをご覧いただきたいと思います。

第1条から第9条までございます。本会計の基本的な部分でございます。

初めに、2ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条業務の予定量でございますが、業務実績に基づき、令和7年度につきましては、給水戸数4,130戸、年間総配水量を124万9,827立方メートル、1日平均給水量を2,742立方メートルを見込んでございます。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございますが、令和7年度は収入2億476万円を見込んでございます。以下、各項は記載のとおりです。

支出は2億1,879万7,000円を予定してございます。以下、各項は記載のとおりでございます。

続いて、第4条資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入3億2,503万9,000円、各項は記載のとおりでございますが、第3項補助金374万2,000円につきましては、国庫補助金となります。

続いて、支出でございますが、4億7,559万円を計上してございます。各項は記載のとおりでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,055万1,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填をするものいたします。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第5条企業債でございます。目的につきましては、老朽管等布設替工事等で、限度額は6,130万円といたします。記載の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

第6条一時借入金ですが、限度額は5,000万円といたします。

第7条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合ですが、営業費用、営業外費用の特別損失間の流用とします。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費の4,384万5,000円でございます。

第9条棚卸資産の購入限度額は、1,000万円と定めるものでございます。

予算につきましては以上でございます。

これ以降につきましては、予算に関する説明書になります。

4ページ、5ページにつきましては、令和7年度水道事業会計の実施計画書になります。

4ページにつきましては、収益的収入及び支出、5ページは、資本的収入及び支出の内訳でございます。

5ページの資本的収入の3項補助金につきましては、令和6年度に料金改定を行ったことなどにより、国庫補助金が認められたもので、老朽管布設替工事等に充当の予定でございます。

6ページは、令和7年度の水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。事業年度の現金収支について、業務活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュフローを掲載してございます。

それから、7ページから9ページにつきましては、給与明細書になってございます。

それから、10ページ、11ページにつきましては、令和7年度の予定貸借対照表でございます。

10ページの資産の部、最下段の資産合計は、固定資産と流動資産を合わせまして、28億7,835万8,168円となる見込みでございます。

11ページの負債の部、資本の部につきましては、資産を取得するための資金の調達元の表示となっております。負債、資本の合計と、資産合計は同額となります。

次の12ページ、13ページは、令和6年度の予定貸借対照表でございます。資産合計といたしまして25億9,838万2,043円で、13ページの負債と資本の合計も同額となります。

次の14ページでございますが、令和6年度の予定損益計算書でございます。下から3行目、当年度純損失で1,052万4,000円と見込まれてございます。

次の15ページは、注記といたしまして、財務諸表の計算方法等を掲載してございます。

次に、16ページから20ページにつきましては、令和7年度水道事業会計の収入及び支出の見積基礎を掲載してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第7、議案第9号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算案は、歳入歳出をそれぞれ2億7,570万6,000円減額し、予算の総額を91億4,589万2,000円とするものでございます。

事務事業費等の確定や確定見込みに伴う補正が主なものとなっております。

そのほか、繰越明許費の追加設定、地方債の限度額の変更及び追加設定を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくようお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） お世話になります。

一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条でございますが、今回、補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ2億7,570万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億4,589万2,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費を追加補正することを定めるものでございます。

第3条は、地方債を変更及び追加補正することを定めるものでございます。

6 ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正でございますが、2款総務費から10款教育費まで、合計18事業につきまして、繰越明許費の追加のお願いでございます。

7 ページをお願いします。

第3表の地方債補正をご覧ください。

1. 地方債補正、地方債の変更につきましては、県単林道改良事業から臨時財政対策債までの合計6事業につきまして、地方債の発行限度額をそれぞれ変更するものでございます。

2. 地方債の追加につきましては、群馬県単自治山事業（緊急自然災害防止対策事業債）を限度額490万円として追加するものでございます。

続きまして、10ページ、事項別明細書をご覧ください。

歳入予算です。

1款1項町民税につきましては、1目の個人と2目の法人を合わせまして2,533万2,000円の減額となります。

2項固定資産税につきましては、2,544万4,000円の追加となります。

3項軽自動車税につきましては、1目環境性能割と2目の種別割を合計をし、46万6,000円の減額となります。

次のページをお願いいたします。

4項町たばこ税につきましては、1,200万1,000円の減額となります。

5項入湯税につきましては、73万1,000円の減額となります。

2款3項森林環境譲与税につきましては、586万2,000円の追加となります。

8款1項ゴルフ場利用税交付金につきましては、300万円の追加となります。

9款1項環境性能割交付金につきましては、600万円の追加となります。

12ページをお願いいたします。

10款1項地方特例交付金につきましては、5,016万9,000円の追加となります。

11款1項地方交付税につきましては、普通地方交付税と特別地方交付税を合わせまして、2億5,297万1,000円追加となります。

14款1項使用料につきましては、5目土木使用料と6目教育使用料を合わせ、170万1,000円追加となります。

15款1項国庫負担金につきましては、1目民生費国庫負担金を1,534万9,000円追加となります。

13ページをお願いいたします。

2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金と5目の土木費国庫補助金を合わせまして、5,927万1,000円減額するものです。

16款1項県負担金につきましては、民生費県負担金に866万1,000円追加となります。

14ページをお願いいたします。

2項県補助金につきましては、1目総務費県補助金と4目農林水産業費県補助金及び6目土木費県補助金の合計で1,278万2,000円減額するものでございます。

3項県委託金は、総務費県委託金を84万3,000円減額するものです。

17款1項財産運用収入につきましては、利子及び配当金を79万円追加となります。

17款2項財産売払収入につきましては、不動産売払収入と、次のページの物品売払収入を合計し、193万8,000円の追加となります。

18款1項寄附金につきましては、2目民生費寄附金と3目ふるさと応援寄附金を合わせ、447万1,000円減額するものでございます。

19款1項基金繰入金につきましては、1目財政調整基金繰入金と、5目庁舎建設基金繰入金、7目スポーツ振興基金繰入金、8目福祉事業基金繰入金を合わせまして、5億3,327万1,000円減額するものでございます。

19款2項特別会計繰入金につきましては、1目国民健康保険特別会計繰入金を750万円追加するものでございます。

16ページをお願いいたします。

21款1項延滞金、加算金及び過料につきましては、延滞金を26万円追加するものでございます。

2項町預金利子につきましては、66万円追加するものです。

4項雑入につきましては、合計で2,875万7,000円追加するものでございます。

22款1項町債につきましては、3目農林水産業債から、次のページの6目臨時財政対策債までの合計で、3,560万円を減額するものでございます。

歳入につきましては以上となります。

歳出予算につきましては、各担当課長よりそれぞれ説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。

再開は11時10分といたします。

(午前 10 時 59 分)

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

(午前 11 時 10 分)

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） それでは、歳出について説明いたします。

18ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目議会費は、合計で504万5,000円の減額となります。人件費不用額の減額のほか、備品購入費340万5,000円の減額は、議場マイクシステムの更新に係る事業費の確定による不用額の減額でございます。

続いて、2 款 1 項 1 目一般管理費です。初めに、職員人件費につきましては、合計で1,379万8,000円の減額となります。こちらは職員の休職等に伴う人件費の減額調整でございます。次ページ中ほどの人事管理費は、職員健康診断の実績に応じた減額など合計で55万9,000円の減額でございます。

続いて、5 目財産管理費、庁舎管理事業につきましては電気料250万円の減額、庁用車管理事業は車両リースの次年度への見送りによる150万円の減額、その他財産管理事業は測量・設計業務委託や工事請負費による事業費の確定による不用額650万円の減額でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 20ページをお願いいたします。

8 目財政調整基金費3,247万9,000円の追加につきましては、財政調整基金積立金70万円と、減債基金積立金に3,177万9,000円の追加でございます。

9 目企画費につきましては、合計で1,188万円の減額でございます。ふるさと応援寄附金事業につきましては、事業確定見込みによる650万円の減額となります。地方創生推進事業

につきましては、総合戦略策定委託料などの事業確定見込みにより208万円の減額となります。

マイロックタウン東吾妻事業につきましても、業務委託料などの事業確定見込みによる110万円の減額でございます。移住・定住事業160万円と人口減少対策60万円の減額につきましては、それぞれ事業の確定見込みによる減額となります。

10目運輸対策費は、路線バス運行対策事業の乗合バス運行費補助金の確定見込みによる129万9,000円の減額となります。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、11目支所費ですが、情報管理事業につきましては、上信自動車道建設に伴う東地区の光ケーブル支障移転工事3,000万円の追加となります。なお、この工事費用は群馬県による100%の補償工事となりますので、同額の3,000万円を歳入でも見込んでおります。

続いて、簡易郵便局費につきましては、会計年度任用職員の社会保険料20万円の減額でございます。

13目交通対策費につきましては、68万3,000円の減額となります。交通指導員委託料の減額など事業費の確定を見込んでの減額でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 14目電算業務費は、システム利用料等の事業確定見込みによる340万2,000円の減額です。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 16目広報広聴活動費につきましては、広報誌印刷代など確定見込みにより、印刷製本費105万円の減額となります。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） お世話になります。

17目地域活性化対策費、総額で330万7,000円の減額でございます。説明欄の地域活性化事業でございますが、192万円の減額でございます。理由としましては、八ッ場ダム放流イ

ベントの実績及び若者起業支援補助金の確定見込みによる減額でございます。

次のページに移りまして、地域おこし協力隊事業でございます。138万7,000円の減額でございます。燃料費等につきまして、確定見込みにより不用額が生じたので、減額するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 18日交流事業推進費は、都市交流促進事業及び交流人口推進事業の確定見込みによる474万4,000円の減額となります。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） 続きまして、交流人口推進事業でございます。19万1,000円の減額でございます。事業が完了したことによる減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 20目諸費、防犯事業につきましては、防犯カメラの電気料30万円の減額など、決算見込みによる合計で41万6,000円の減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） よろしく願いいたします。

2項徴税费、1目税務総務費は、正規職員11名と会計年度任用職員1名の人件費に係る予算でございます。時間外勤務手当25万円の追加と不用額の減額を合わせまして、合計では23万4,000円の減額のお願いでございます。

次に、2目賦課徴収費は、96万4,000円の減額でございます。説明欄をご覧ください。各事業におけるそれぞれの減額につきましては、全て事業確定見込みによる減額でございます。賦課徴収費が67万5,000円の減額、収税が28万9,000円の減額のお願いでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 4項3目衆議院議員選挙費につきましては、表示が次ページまでまたがりませんが、合計で86万円の減額となります。既に選挙事務が完了しておりますので、不用額を減額するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（角田良信君） 7項事業費、1目コンベンションホール管理費ですが、地方債から一般財源へ90万円の財源更正でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） 続きまして、2目道の駅管理事業40万8,000円の減額でございます。12節委託料につきまして、道の駅西側駐車場整備に伴う測量・設計費について確定により60万円の減額でございます。また、回数券取り扱い等委託料、20万円の追加でございますが、これにつきましては、広報誌に記載しております入浴料無料券について利用増加の傾向であるため、3月分の精算金に不足が生じることが見込まれますので、増額のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 25ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、社会福祉事業2,972万円の減額でございますが、内訳にございますように、主には貸付金、社会福祉協議会へのいわびつ荘開設に係る資金の貸付予算額6,000万円のうち、3,000万円の借入れで運営できることとなりまして、減額が生じたものでございます。また、福祉を目的とした寄附金がございましたので、53万円を基金に積み立てます。

次の低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業、令和6年度非課税世帯1,660万円、次の同事業、令和6年度均等割のみ課税世帯分2,160万円、同じくこども加算分175万円、同じく調整給付分687万円、これら4事業につきましては、それぞれ事業確定による減額でございます。

2目障害福祉費は、障害児者総合支援事業2,935万9,000円の追加のお願いでございます。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス給付費2,575万円と、次ページにございます身体障害者補装具給付費100万円は、それぞれ利用者の伸びに伴い、計上したものでございまして、ほか過年度返還金の確定による260万9,000円でございます。

4目老人福祉費221万6,000円の減額ですが、老人福祉事業費の敬老祝金、緊急通報システム利用者及び敬老会事業の確定によるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 続きまして、6目国民健康保険費です。27節繰出金は、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金390万円を追加でお願いするものでございます。詳細につきましては特別会計のほうでご説明させていただきます。

続きまして、8目後期高齢者医療費です。27節繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金389万2,000円を追加をお願いするものでございます。こちらも後期高齢のほうでご説明させていただきます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 2項の児童福祉費、1目児童措置費、子育て支援費10万8,000円の減額は、内訳でございすが、過年度の出産子育て応援交付金の返還金16万7,000円及び子育て世帯生活支援特別給付金返還金84万1,000円の確定によるものでございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 2目保育所費は、事業の確定や確定見込みによる人件費、需用費、補助金の減額でございす。

27ページをお願いします。

3目学童保育費は、人件費補正のほか、事業確定に伴うリース料、補助金の減額でございす。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、保健総務費は、住居手当の不足による4万4,000円の追加のお願いでございす。

28ページをお願いします。

2目予防費2,281万7,000円の減額でございす。定期予防接種事業につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種率が当初の想定より低い推移となり、1,800万円の減額、補償金は過去の予防接種による補償で、障害年金を受給されていた方がお亡くなりになったことに伴う381万7,000円の減額でございす。インフルエンザ予防事業は、決算見込みによる100万円の減額でございす。

3目の母子保健費では、妊婦支援事業確定による返還金9万円の追加のお願いでございす。

す。

4目健康増進事業費につきましては、決算見込みによるがん検診委託料400万円の減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

3項1目の簡易水道費でございます。町営外の簡易水道組合等への建設事業補助金、施設整備費、水質検査費合わせまして、287万1,000円の減額のお願いでございます。事業費確定見込みによる減額となります。

よろしく願いします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） 29ページをお願いいたします。

5款1項1目労働諸費でございますが、労働管理費50万円の減額でございます。労働者住宅建設資金利子補給の確定見込みによる減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 農林課長。

○農林課長（白石彰久君） お世話になります。

6款1項1目農業委員会費46万8,000円の減額でございます。主なものの電算処理業務委託料は、全国農業会議所が公表する農地ナビへの農地台帳などのデータ入力や目標地図作成業務委託料ともに、事業の確定見込みによります減額でございます。

6目農地費は、538万3,000円の減額でございます。説明欄の県単小規模土地改良事業の鳥獣害防止対策補助金は、事業実施地が当初予定しておりました予定地より小面積であったため、対象事業費の減少による118万1,000円の減額でございます。

多面的機能支払交付金事業につきましては、事業費の確定見込みに伴う減額です。多面的機能支払交付金は、三島地区と岩島地区の事業取りやめによる397万円の減少によるものでございます。

7目地籍調査費では、610万2,000円の減額でございます。測量・設計・監理委託料の減額は、主に須賀尾地区の地籍調査委託料が574万円の減額と、数値情報化作業業務委託料は、委託せず、職員が作業を行ったことによる減額でございます。

30ページをお願いします。

6款2項1目林業振興費では、1,300万円の減額でございます。説明欄、森林環境譲与税事業では、森林概況調査委託料は、来年度、太田地区泉沢の一部から岩井までの一帯を一括して調査を行う予定でありましたが、事業費700万円の減額と集積計画策定支援委託料は事業確定見込みによる200万円の減額でございます。森林整備事業委託料は集積計画を策定し、森林整備を予定しましたが、年度内完成が困難なため、400万円の減額でございます。

2目林業基盤整備費では、3万4,000円の減額でございます。説明欄の広域林道開設事業の吾嬭山線水源地調査負担金は、群馬県の行う調査が翌年度となりましたことに伴う、負担金500万円の減額でございます。治山事業では、新巻の尾牧と小泉の前山で行いました工事負担金496万6,000円の追加でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） 続きまして、7款1項2目商工振興費でございます。商工業対策事業4,490万円の減額でございます。企業立地促進条例関連奨励金のほか3件について、確定見込みにより減額でございます。

また、中小事業者SDGs推進補助金でございますが、当初700万円を予算措置して執行してまいりましたが、申請件数が増加しており、現予算を超過する状況となっておりますので、不足分の240万円の追加のお願いをするものでございます。そのほかにつきましては各補助金交付事業の確定見込みにより減額するものでございます。

次に、3目観光費でございますが、総額で296万8,000円の減額でございます。説明欄の観光管理費から、次のページの忍びの町ひがしあがつま推進事業の7事業につきまして、事業確定及び確定見込みによる減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） よろしく願いいたします。

8款1項1目道路橋りょう総務費1,068万3,000円の減額のお願いでございます。説明欄をお願いいたします。人件費は決算見込みによるもの、工事請負費は水路構造の見直しや中之条土木事務所との県道工事等の調整により、減額となります。

次ページをお願いいたします。

続きまして、2目道路維持費1,290万円の減額のお願いでございます。説明欄をご覧ください。決算見込みによる委託料90万円の減額、県営事業の予算確定により1,200万円の減額

となります。

続きまして、3目道路改良費4万4,000円の減額のお願いでございます。決算見込みによるものでございます。

続きまして、4目橋りょう維持費5,000万円の減額のお願いでございます。委託料、工事請負費、決算見込みによるものとなる減額となります。

続きまして、3項3目住宅管理費、住宅改修補助金の実績見込みによる減額のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 9款1項1目消防費につきまして、事業費の確定見込みによる合計で470万6,000円の減額となります。

次の3目防災費につきましては、工事請負額の確定に伴う不用額の減額など、合計で231万8,000円の減額でございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 34ページをお願いします。

10款1項2目事務局費でございます。事業の確定や確定見込みにより、人件費委託料補助金を減額するほか、21節補償金の4,000円につきましては、群馬県市町村公平委員会による不利益処分についての審査請求に係る裁決結果に基づく未払い給料に伴います遅延利息を補正するものでございます。詳しくは議案第32号において説明させていただきます。

4目通学バス運営管理費は、事業確定見込みによる減額でございます。

35ページをお願いします。

5目給食センター運営管理費は、洗浄機の修理やボイラー部品交換などの修繕料として63万8,000円を追加するものでございます。

6目外国青年招致事業は、事業の確定見込みによる減額でございます。

2項1目小学校学校管理費は、事業確定や確定見込みによる人件費、需用費などの減額でございます。

36ページをお願いします。

2目小学校教育振興費は、事業確定による減額でございます。

3項1目中学校学校管理費は、事業の確定や確定見込みにより、人件費補正などで減額す

るほか、校舎の安全対策として、中学校校舎の3階、4階の窓の修繕工事129万8,000円を追加するものでございます。

2目中学校教育振興費は、事業の確定による減額でございます。

37ページをお願いします。

4項1目こども園管理費は、事業確定や確定見込みによる人件費、需用費の減額でございます。

○議長（佐藤聡一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（角田良信君） 5項1目社会教育総務費では、総額61万6,000円の減額でございます。事業完了見込みによる減額補正と、会計年度任用職員給料の計上漏れによる追加でございます。よろしくをお願いします。

次ページをお願いします。

2目公民館費では、中央公民館運営費の土地、建物等借上料20万円の減額でございます。

3目文化財保護費は、文化財保護費8万8,000円、岩櫃城跡保存整備事業35万3,000円、吾妻峡保存管理事業11万6,000円、全体で55万7,000円の減額でございます。

4目青少年対策費は、杉並・東吾妻子ども交流事業33万円の減額でございます。

5目発掘調査費は、30万円の減額でございます。

次ページをお願いします。

6項1目保健体育総務費は、56万円の減額でございます。3目施設管理費は、151万円の減額でございます。いずれも事業完了見込みによる減額補正となります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 次ページをお願いいたします。

11款2項2目道路復旧費、こちらにつきましても、決算見込みによる減額のお願いでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 企画課長。

○企画課長（寺嶋正春君） 12款公債費につきましては、1目の元金と2目の利子を合わせまして、合計で580万円の減額でございます。

以上が一般会計補正予算の説明となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第8、議案第10号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、事業勘定の補正案につきましては、歳入歳出をそれぞれ2,441万3,000円増額し、予算の総額を15億8,590万5,000円とするものでございます。

次に、施設勘定の補正案につきましては、歳入歳出をそれぞれ1,161万3,000円増額し、予算の総額を7,011万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） お世話になります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

1条には予算の総額を定めるほか、款項の区分ごとの金額を定めるものでございます。

2条は繰越明許費を追加することを定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正でございますが、1件の事業につきまして繰越明許費を設定するものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

歳入予算となります。

今回の補正は、事務事業の確定または確定見込みなどによる補正となります。

事業勘定の歳入ですが、1款国民健康保険税は、賦課徴収の見通しにより、1,009万5,000円減額するものでございます。

続きまして、5款県支出金は、歳出の保険給付費の財源となります保険給付費等交付金を決算見込みにより、1,288万2,000円を追加するものでございます。

7款繰入金は、1項の他会計繰入金では、保険者支援分と、6ページに移りますが、出産育児一時金を合わせまして、390万円追加するものでございます。

2項基金繰入金は、町の国保の基金から繰入金といたしまして、2,276万6,000円を追加するものでございます。

9款諸収入は、被保険者延滞金を事業見込みにより40万円減額するものでございます。

10款余剰金精算金は、国民健康保険団体連合会の保険給付費等交付金の余剰金精算金の事業確定見込みにより、464万円を減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款総務費です。1項総務管理費と3項運営協議会費につきましては、財源更正となります。財源充当先の変更をいたしております。

2款1項療養諸費は、一般被保険者療養給付費及び療養費につきまして、事業確定見込みにより、1,657万4,000円の追加のお願いとなります。

8ページをお願いいたします。

2項高額療養費は、一般被保険者高額療養費について、事業確定見込みにより、1,046万3,000円の追加のお願いでございます。

4項出産育児諸費は、出産育児一時金の事業見込みにより、100万円の追加のお願いでございます。

5項葬祭費は、葬祭費の給付事業見込みにより、20万円の追加のお願いでございます。

9ページをお願いいたします。

3款1項医療給付費分は、一般被保険者医療給付費負担金について、事業確定見込みにより、378万円の減額のお願いでございます。

2項後期高齢者支援金等分は、一般被保険者後期高齢者支援金等分負担金について、事業確定見込みにより、101万3,000円の追加のお願いでございます。

3項介護納付金分は、介護納付金負担分について、事業確定見込みによりまして、18万円

の追加のお願いでございます。

10ページをお願いいたします。

6款1項償還金及び還付加算金は、償還金において保険給付費等交付金等の事業確定見込みにより、463万9,000円の減額でございます。

続きまして、施設勘定の歳入となります。

12ページをお願いいたします。

5款1項繰越金は、前年度繰越金の確定により、1,161万3,000円の追加のお願いでございます。

続いて、歳出になります。

1款1項施設管理費は、庁舎等修繕料に11万3,000円の追加をお願いするものでございます。

2款1項医業費は、医業管理費におきまして、医療機器の買換えのため、備品購入に400万円を追加するお願いでございます。こちらは次年度に繰り越しまして実施する予定でございます。

続きまして、3款1項繰出金は、事業等確定見込みから一般会計へ750万円を繰り出すものでございます。

説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第9、議案第11号 令和6年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 令和6年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正案は、歳入歳出をそれぞれ410万円増額し、予算の総額を2億6,330万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 今回の補正予算は、令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合の会計における保険基盤安定負担金の精算に必要な補正をするためのものとなっております。

4ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。2款1項1目事務費繰入金は、一般会計からの繰入金389万2,000円を追加するものでございます。

4款1項1目繰越金は、前年度の決算確定により、20万8,000円を追加するものでございます。

続きまして、歳出です。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、連合会への納付金の確定により、410万円を追加するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第10、議案第12号 令和6年度東吾妻町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 令和6年度東吾妻町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、資本的収入、支出をそれぞれ200万円を追加し、資本的収入3億1,820万円、資本的支出3億1,723万5,000円とするものであります。追加する200万円は企業債で、企業債の限度額を3,780万円と改めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条につきましては、総則でございます。

第2条資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の補正額は、第1項企業債200万円の追加でございます。当初予算額3億1,620万円に200万円を追加して、3億1,820万円とするものでございます。それから、資本的支出でございますが、第1項建設改良費、当初予定額3億1,523万5,000円に200万円を追加して、3億1,723万5,000円とするものでございます。

次に、第3条の企業債でございますが、補正前限度額3,580万円に200万円を追加して、補正後の起債の限度額を3,780万円とするものでございます。起債の目的につきましては、老朽管の布設替事業に充当するものでございます。

予算説明書を添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第31号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第11、議案第31号 損害賠償の額を定めることについてを議題

といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第31号 損害賠償の額を定めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、過去5年間における損害賠償事案につきまして、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の追認議決を求めるものでございます。

本来であれば、損害賠償が伴う案件につきましては、その金額にかかわらず、議会の議決を得た後に、保険会社からの保険金を町の歳入として受け入れ、適正な予算措置を経て、相手方への損害賠償を行うところ、直接相手方に支払っていた案件がございました。このため、過去5年間における13件について、改めて議会のご承認をいただくため、本議案を提案するものでございます。

これまで正規の手続を経てこなかったことに関しまして、おわび申し上げるとともに、今後は法令に基づく正しい手続を厳守し、適正な行政運営に努めてまいります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長(酒井文彰君) それでは、議案第31号 損害賠償の額を定めることについて、ご説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、過去に発生した損害賠償事案に関し、議会の議決を得て追認をいただくものでございます。

本議案提出の経緯でございますが、昨年の12月定例会におきまして、リース車両に関わる損害賠償案件について議案を提出させていただきました。

当時、同様の事例がほかにもある可能性があることから、改めて精査を行い、結果については3月の定例会でご報告する旨をお伝えしておりました。

その後、過去5年間に遡って洗い出しを行いましたところ、公費負担は伴わないものの、損害賠償が伴う事案が合計で13件あることを確認いたしました。具体的には、道路のグレーチング不具合や公用車運転時の過失に起因するものが多く含まれておりましたが、一方で台

風や突風などの自然災害による不可抗力的なケースもございました。

お手元の議案書の裏面には、これら13件の概要を一覧表としてまとめております。いずれの事案も示談が成立しており、債務・債権の観点からは未解決の問題がないことを確認しております。

なお、これまで損害賠償金の支払いは公費負担が伴わなかったため、主に共済団体と当事者との直接のやり取りにより処理されてきました。このため、町の公費からの支出としては、表面化しにくい状況であったこともあり、議会への報告や議決を経ないまま、処理していたという事務手続上の不備がございました。

地方自治法では、たとえ保険対応によるものであっても、損害賠償金の額を定める際には、議会の議決を要することが定められております。このことから、公費負担が伴わない場合でも保険金を一旦町の歳入として受け入れ、歳出予算を計上した上で当事者へ賠償金を支払うというのが予算総計主義の原則となります。

したがって、これまでの手続が不適切であった点を真摯に受け止め、今回、過去5年間の事案を洗い出した上で、議案として上程し、改めて追認をいただきたいというのが本議案の趣旨でございます。

また、今後同様の損害賠償案件が発生した場合には、必ず議会の議決を得た上で対応するという姿勢を徹底し、法令にのっとり適切な手続を踏む体制を整備してまいりたい所存でございます。

以上、議案第31号の詳細説明とさせていただきます。今後の適切な手続を確立するためにも、何とぞご審議の上、追認を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第32号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第12、議案第32号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第32号 損害賠償の額を定めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県市町村公平委員会による不利益処分についての審査請求に係る裁決結果に基づく未払い給料に伴う遅延利息額を定めることについて、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長(水出 悟君) 事案の内容でございますが、当時、学校教育課職員に対し、令和5年3月1日付で教育委員会が分限休職処分を行ったところでございます。その後、分限休職処分を不服とする当時の学校教育課職員から、群馬県市町村公平委員会に不利益処分の審査請求が行われました。これを受け、群馬県市町村公平委員会は、令和6年7月19日付で不利益処分についての審査請求に係る裁決を下したものでございます。

裁決内容につきましては、令和5年3月1日付で分限休職処分をした内容を取り消すものでございました。分限休職処分の取消しに伴いまして、相手方への給料の支払いに関して未払い分の給料と遅延利息が生じたものでございます。令和6年12月5日には未払い分の給料を支払っているところでございます。

次に、損害賠償額の算定でございますが、未払い給料に民法で規定する利息3%を乗じて、さらに日割り日数を乗じて得た額を遅延利息額として計算しておるところでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第33号及び議案第34号の一括上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第13、議案第33号 町道路線の廃止について、議案第34号 町道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第33号 町道路線の廃止について、議案第34号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

決議をお願いする路線は、県道植栗・伊勢線道路改良事業及び坂上地区町道見直しに係るものであります。

廃止する路線は54路線で、主に農道、林道、法定外公共物に変更するものでございます。

認定する路線は4路線で、今後、町道として維持管理し、町民生活の安定と向上に役立てていきたいと考えております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（福原治彦君） それでは、議案第33号 町道路線の廃止並びに議案第34号 町道路線の認定について、説明させていただきます。

町道路線の廃止をお願いする案件は、先ほど町長が提案いたしました主に坂上地区54路線、約1万7,586メートルです。

1枚めくっていただきます。

県道植栗・伊勢線の道路改良工事によるもの、現地調査を行い、関係する農林課土地改良係、農林振興係ともそれぞれ調整し、農道や林道、法定外公共物、通称赤道にするものでございます。

廃止する内訳につきましては、町道から農道が26路線、約4,878メートル、一部農道が1路線、42メートル、町道から林道が2路線、約584メートル、一部林道が1路線、約4,656メートルとなります。町道から法定外公共物が9路線、約1,513メートルとなります。

引き続き、議案第34号 町道路線の認定についてを説明させていただきます。

1枚めくっていただきます。

今回認定をお願いする路線は4路線、約3,161メートルです。位置図1ページの1路線に

つきましては、廃止路線位置図1ページで申し上げました大字須賀尾地内元ノ宿・栗平峠線の終点の短縮によるもので1路線、位置図2ページの1路線につきましては、県道植栗・伊勢線の道路改良工事によるもので1路線、位置図3ページ、4ページの路線につきましては、坂上地内の廃止路線、位置図5ページ、7ページの内容となった2路線でございます。

なお、起終点の位置及び道路延長につきましては、調書記載のとおりとなっております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本2件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

もう少しお付き合いをお願いします。

◎発委第1号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第15、発委第1号 東吾妻町議会が保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 渡 一美君 登壇）

○議会運営委員長（渡 一美君） 発委第1号 東吾妻町議会が保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の提出に当たり、趣旨説明を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の改正に対応するとともに、所要の規定の整備のため一部を改正するものであります。

新旧対照表をご覧ください。

今回は番号利用法の改正に伴うもので、主に字句等の訂正・整理になります。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改めます。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めます。

新旧対照表の2ページをご覧ください。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改めます。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削ります。

第27条第2項中「この章において」を削ります。

新旧対照表の3ページをご覧ください。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削ります。

第32条第3項中「この章において」を削ります。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削ります。

新旧対照表の4ページをご覧ください。

第39条第3項中「この章において」を削ります。

第47条中「第4章」を「前章」に改めます。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加えます。

議員各位におかれましては、本案にご理解をいただき、その趣旨にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上、趣旨説明といたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（佐藤聡一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されるよ

うお願いいたします。

なお、次の本会議は3月17日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 零時05分)

令和7年3月17日(月曜日)

(第 3 号)

令和7年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第3号)

令和7年3月17日(月)午前10時開議

- 第 1 議案第13号 東吾妻町職員の給与に関する条例及び東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第14号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第15号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第16号 東吾妻町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第17号 東吾妻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第18号 東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第19号 東吾妻町あずま森林公園キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第20号 東吾妻町温川キャンプ場使用料条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第21号 東吾妻町企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第22号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第23号 東吾妻町いわびつ体験農園設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 第12 議案第24号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第25号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第26号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例について

- 第15 議案第27号 東吾妻町保育の必要性の認定基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第28号 東吾妻町学校基本財産積立条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第29号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第30号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第1号 令和7年度東吾妻町一般会計予算
- 第20 議案第2号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算
- 第21 議案第3号 令和7年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第22 議案第4号 令和7年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第23 議案第5号 令和7年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第24 議案第6号 令和7年度東吾妻町下水道事業会計予算
- 第25 議案第7号 令和7年度東吾妻町簡易水道事業会計予算
- 第26 議案第8号 令和7年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第27 議案第9号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）
- 第28 議案第10号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第29 議案第11号 令和6年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第30 議案第12号 令和6年度東吾妻町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第31 議案第31号 損害賠償の額を定めることについて
- 第32 議案第32号 損害賠償の額を定めることについて
- 第33 議案第33号 町道路線の廃止について
- 第34 議案第34号 町道路線の認定について
- 第35 発委第1号 東吾妻町議会が保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 第36 委員会報告について
- 第37 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第38 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	佐藤 聡一 君	2番	齋藤 貴史 君
3番	増子 京子 君	4番	渡 一美 君
5番	井上 日出来 君	6番	高橋 弘 君
7番	高橋 徳樹 君	8番	里見 武男 君
9番	小林 光一 君	10番	重野 能之 君
11番	竹 淵 博 行 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	石村 文明 君
教 育 長	茂木 一弘 君	総務課長	酒井 文彰 君
企画課長	寺嶋 正春 君	まちづくり 推進課長	玉橋 晃 君
保健福祉課長	小池 さつき 君	町民課長	谷 直樹 君
税務課長	堀込 恒弘 君	農林課長	白石 彰久 君
建設課長	福原 治彦 君	上下水道課長	高橋 篤 君
会計課長兼 会計管理者	関 和夫 君	学校教育課長	水出 悟 君
社会教育課長	角田 良信 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	西山 孝弘	議会事務局 補佐	西巻 雅子
議会事務局 会計年度 任用職員	田中 すずの		

◎開議の宣告

○議長（佐藤聡一君） 皆さん、おはようございます。

連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案の訂正

○議長（佐藤聡一君） ここで町民課長より発言を求められていますので、これを許可いたします。

町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） お世話になります。

令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算書の訂正をお願いいたします。

既に議員の皆様が予算書につきましては、該当の箇所を訂正させていただいているところではございますが、ご説明をさせていただきます。

国民健康保険特別会計予算書の12ページをお願いいたします。

2款2項高額療養費、2款4項出産育児諸費、3款1項医療給付費分において、本年度の財源内訳におきまして、特定財源と一般財源の内訳に入力誤りがございました。

また、5ページの歳入歳出予算事項別明細書（事業勘定）の歳出につきましても、財源内訳を訂正させていただいてございます。

以上、訂正しておわび申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

◎議案第13号～議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第1、議案第13号 東吾妻町職員の給与に関する条例及び東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、日程第2、議案第14号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第15号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本3件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第13号 東吾妻町職員の給与に関する条例及び東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第14号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第15号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(佐藤聡一君) 日程第4、議案第16号 東吾妻町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第17号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第5、議案第17号 東吾妻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第18号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第6、議案第18号 東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第19号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第7、議案第19号 東吾妻町あづま森林公園キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第20号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第8、議案第20号 東吾妻町温川キャンプ場使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第21号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第9、議案第21号 東吾妻町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第22号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第10、議案第22号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第23号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第11、議案第23号 東吾妻町いわびつ体験農園設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第24号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第12、議案第24号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第25号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第13、議案第25号 東吾妻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第26号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第14、議案第26号 東吾妻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第27号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第15、議案第27号 東吾妻町保育の必要性の認定基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第28号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第16、議案第28号 東吾妻町学校基本財産積立条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第29号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第17、議案第29号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第30号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第18、議案第30号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(佐藤聡一君) 日程第19、議案第1号 令和7年度東吾妻町一般会計予算を議題といたします。

本件については去る3月4日予算決算特別委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

予算決算特別委員会委員長。

(予算決算特別委員長 里見武男君 登壇)

○予算決算特別委員長(里見武男君) それでは、予算決算特別委員会の報告を行います。

令和7年第1回定例会で当委員会に付託されました、議案第1号 令和7年度東吾妻町一般会計予算は、去る3月10日月曜日及び3月11日火曜日の2日間にわたり委員会を開催し、歳入歳出予算の総額を前年度比プラス3.2%増の91億9,500万円について、慎重審査いたしましたのでご報告申し上げます。

審査に当たっては、本会議において担当課長より予算内容の説明を受け、議案調査の期間

を設けました。

今回の審査では、各課でまとめた令和7年度予算案重点事業の概要の冊子では、目的、内容、対象物、期待される成果、今後の見通し等の説明を受け、予算書全般とともに審査を行いましたので概要と審査結果について報告いたします。

原町赤十字病院運営補助金やアガッタン、また、ふるさと納税、坂上小学校屋内運動場、各キャンプ場について、中学校の体育施設の整備基本計画や部活動の地域連携移行計画について、また、公式LINE事業について、移住定住関係について、婚活事業などについて各委員からは活発な質疑が行われました。

委員会では、質疑終了後令和7年度東吾妻町一般会計予算採決の結果、委員全員の賛成により議決すべきものと決しました。

執行部におかれましては、審査の過程で各委員より出された質疑や意見について十分意を用いられ、事務の執行に当たられるようお願い申し上げ、予算決算特別委員会の報告といたします。

○議長（佐藤聡一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は、議長を除く全議員が委員でありましたので、省略いたします。委員長は自席にお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第20、議案第2号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件については去る3月4日文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 重野能之君 登壇）

○文教厚生常任委員長（重野能之君） それでは、報告をさせていただきます。

議案第2号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算についてであります。

去る3月7日町民課長に出席をいただき、審査を行いました。

事業勘定、歳入歳出それぞれ14億5,221万9,000円、施設勘定、歳入歳出それぞれ6,394万2,000円となりました。今後、被保険者の減少が見込まれます。

慎重審査の結果、当委員会として全会一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におきましても同様にお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第21、議案第3号 令和7年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件については去る3月5日文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 重野能之君 登壇）

○文教厚生常任委員長（重野能之君） 議案第3号 令和7年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算について報告をさせていただきます。

去る3月7日町民課長に出席をいただき、審査を行いました。

歳入歳出それぞれ2億6,656万3,000円となりました。徴収保険料は被保険者の増加分若干増えていく状況であります。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におきましても同様にご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第22、議案第4号 令和7年度東吾妻町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件については去る3月5日文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 重野能之君 登壇）

○文教厚生常任委員長（重野能之君） 議案第4号 令和7年度東吾妻町介護保険特別会計予算について報告をさせていただきます。

去る3月7日保健福祉課長に出席をいただきまして、審査を行いました。

歳入歳出それぞれ18億6,699万8,000円となりました。対前年度比較では、ほぼ同規模となりました。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におきましても同様にお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第23、議案第5号 令和7年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算を議題といたします。

本件については去る3月5日総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 高橋 弘君 登壇)

○総務建設常任委員長（高橋 弘君） 令和7年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

3月5日本会議におきまして審査を付託されました、令和7年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算について、去る3月6日総務課長に出席を求め、審査を行いました。

歳入歳出それぞれ1,472万5,000円と定め、前年対比596万2,000円増加し、歳入は県支出金361万9,000円、財産収入2,000円、一般会計からの繰入金1,110万3,000円、繰越金1,000円であります。委員会では、総務課長より大規模造成団地として行われた岡崎地区岩久保団地が盛土規制法により造成宅地防災区域に指定されたことで、盛土対策検討業務委託をするための予算であります。

当委員会としては、慎重に審査を行い、本予算について全会一致で可決すべきものと決しました。本会議においても同様に判断をいただきますようお願いいたしまして、報告いたします。

○議長（佐藤聡一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第24、議案第6号 令和7年度東吾妻町下水道事業会計予算を議題といたします。

本件については去る3月5日総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 高橋 弘君 登壇)

○総務建設常任委員長（高橋 弘君） 令和7年度東吾妻町下水道事業会計予算についてご報告申し上げます。

昨年度から東吾妻町下水道事業会計は、特別会計から企業会計へ移行しました。

3月5日本会議において審査を付託された令和7年度東吾妻町下水道事業会計予算について、去る3月7日上下水道課長に出席を求め、審査を行いました。

公共下水道処理戸数1,064戸、年間有収水量25万6,020立方メートル、1日平均有収水量701立方メートルであります。農業集落排水は処理戸数684戸、年間有収水量16万1,423立方メートル、1日平均有収水量442立方メートルであります。浄化槽処理戸数は2,136基、年間有収水量35万2,590立方メートル、1日平均有収水量966立方メートルとなっています。

事業収入は公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽事業の合計は3億7,690万

3,000円であり、事業費用は4億8,720万7,000円となっています。

資本的収入は公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽事業の合計は2億7,763万7,000円であり、資本的支出は2億7,682万8,000円となっています。また、一般会計からの補助金は1億4,200万円で、前年度より5,000万円減額されています。

収益的収入及び支出では、営業費用及び営業外費用に充てるため、一般会計長期借入金は4,750万円となっています。浄化槽処理戸数は増加傾向であり、農業集落排水戸数は減少傾向にあります。

当委員会として慎重に審査を行い、本予算について全会一致で可決すべきものと決しました。本会議においても同様に判断をいただきますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第25、議案第7号 令和7年度東吾妻町簡易水道事業会計予算を

議題といたします。

本件については去る3月5日総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 高橋 弘君 登壇)

○総務建設常任委員長(高橋 弘君) 令和7年度東吾妻町簡易水道事業会計予算についてご報告申し上げます。

昨年度から東吾妻町簡易水道事業会計は、特別会計から企業会計へ移行しました。

3月5日本会議において審査を付託されました、令和7年度東吾妻町簡易水道事業会計予算について、去る3月7日上下水道課長に出席を求め、審査を行いました。

給水戸数1,149戸、年間総配水量57万1,000立方メートル、1日平均給水量829立方メートルであります。

収益的事業収益1億514万2,000円、事業費用1億245万1,000円であり、資本的収入合計2億900万円、支出合計1億9,494万2,000円であります。今年度の一般会計からの補助金は8,200万円であり、前年比5,000万円増加しています。

委員会では、令和6年度より地方公営企業会計基準を適用して財務諸表等を作成しており、減価償却の方法は定額法であります。前年度より営業外収益が増加、事業費用はやや減少しています。資本的収入と支出は減少していますが、これは上信自動車道工事に伴う送配水設備工事が大幅に減少したためであります。

当委員会として慎重に審査を行い、本予算について全会一致で可決すべきものと決しました。本会議においても同様に判断をいただきますようお願いいたします、報告とさせていただきます。

○議長(佐藤聡一君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第26、議案第8号 令和7年度東吾妻町水道事業会計予算を議題といたします。

本件については去る3月5日総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 高橋 弘君 登壇)

○総務建設常任委員長（高橋 弘君） 令和7年度東吾妻町水道事業会計予算についてご報告申し上げます。

3月5日本会議において審査を付託されました令和7年度東吾妻町水道事業会計予算について、去る3月7日に上下水道課長に出席を求め、審査を行いました。

給水戸数4,130戸、年間総配水量124万9,827立方メートル、1日平均給水量2,742立方メートルであります。

事業収益2億476万円、事業費用2億1,879万7,000円であり、資本的収入3億2,503万9,000円、資本的支出4億7,559万円であります。収入額が支出に対して不足する1億5,055万1,000円は当年度分損益勘定留保資金で補填するとの説明を受けました。

老朽化布設替工事等の限度額は6,130万円であり、一時借入金の上限額は5,000万円と定めてあります。老朽化した石綿管の布設替工事は令和6年度より水道料金改定を認めていただき、国の補助事業として実施することができることとなった説明を受けました。令和6年度末現在の石綿管は約5,700メートル存在しているとのことであり、今後5年間で約

2,500メートルを計画的に布設替工事を進めていきたいとの説明を受けました。

当委員会としては慎重に審査を行い、本予算について全会一致で可決すべきものと決しました。本会議においても同様に判断をいただきますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第27、議案第9号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件については去る3月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第28、議案第10号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件については去る3月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第29、議案第11号 令和6年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については去る3月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第30、議案第12号 令和6年度東吾妻町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については去る3月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第31号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第31、議案第31号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本件については去る3月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

8番、里見武男議員。

○8番（里見武男君） 議案第31号なのですが、5年間で13件の事故ということで、損害賠償事件が発生しておるんですが、この中身を見ますとグレーチングの跳びはね、これが結構すごい量だと思うんですね。そんな中でこれからも今後もこれ自然現象とするならば、今後もどんどん続いていくように思えるのですが、建設課だけの調査では、なかなかこれ難しいと思うんですね。

そんな中で、やっぱり行政区の力もお借りしてグレーチングの跳びはねですか、恐らく減ることはないと思うんで増える一方だと思いますので、そのほう行政区のほうにもお力添えいただけたらいいかなものではないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） ご指摘ありがとうございます。

道路維持管理等は建設課のほうで日常点検ですとか、維持補修行っているところだと思いますが、予期せぬこういったことも起こり得ますので、その辺は先ほどご提案のありました行政区からの通報ですとかそういったものも今回、来年度から公式LINE事業等も入れて

いく考えでございますので、そういった中からも写真付で通報いただくとか、そういったものも活用していければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 8番、里見武男議員。

○8番（里見武男君） ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（佐藤聡一君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第32号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第32、議案第32号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本件については去る3月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第33号及び議案第34号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第33、議案第33号 町道路線の廃止について、日程第34、議案第34号 町道路線の認定についての計2件を一括議題といたします。

本2件については去る3月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第33号 町道路線の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第34号 町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第35、発委第1号 東吾妻町議会が保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については去る3月5日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎委員会報告について

○議長（佐藤聡一君） 日程第36、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについての報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 高橋 弘君 登壇）

○総務建設常任委員長（高橋 弘君） 令和7年第1回3月定例会中の総務建設常任委員会の報告を申し上げます。

去る3月6日と7日に、所管事務調査を行いました。

中澤町長、石村副町長の調査では、町長から吾妻警察署が2月25日県議会において、令和9年度完成に向け事業を進めていきたいとのことであり、用地面積6,000平方メートル、延べ床面積2,600平方メートルで3階建ての建物を建設するとの報告がありました。

また、3月3日、キノコを使った創作料理を競う第37回きのこ料理コンクール全国大会で、吾妻中央高校1年生の中里友萌香さん（東吾妻町）が最優秀2人に次ぐ2番目の賞をいただいた報告がありました。

所管の担当課長には業務ご多忙の中、委員会にご出席をいただき事務調査をさせていただきました。その中で、公民館使用について現在は申込書方式であり二度手間がかかるため、オンライン方式にも対応できるようにしたらどうか、また、DX推進について委員会から様々な意見が出されました。特に、令和7年度予算の重点事業の概要について、各担当課長に説明を求め、事業名ごとに事業費、事業実施に至った経緯、背景、目的、内容、対象、期待される成果についてご丁寧に説明をいただき、理解することができました。感謝申し上げます。

また、公共交通関係では、利用者ニーズが多様化しているため、特に高齢者からバス停が遠く歩いていけないので、自宅付近までバスが来てほしいなどの要望があり、デマンドバス区域を全町に拡大し、令和9年度を目指し町内各所に700か所あるごみステーションを停留所化するための区長、住民の意見等いただき、AIを活用した運行を進めていきたいとの報告がありました。

そのほかにも、防災イベント関係、町所有の遊休資産の解体利活用、坂上地区拠点バスの整備、自転車型トロッコアガタンの指定管理者制度について、健康増進センターの日曜営業、旧役場庁舎跡地の利活用、水道事業の広域連携化等について実に様々な意見交換を行い、委員会からも数多く要望等も行うことができました。

以上で総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 会議の途中ですがここで休憩を取りたいと思います。

再開を11時10分といたします。

（午前11時00分）

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（佐藤聡一君） おつなぎします。堀込課長より欠席の連絡がありました。了解しておいてください。よろしく願いいたします。

文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 重野能之君 登壇）

○文教厚生常任委員長（重野能之君） それでは、委員会報告をさせていただきます。

今回の委員会では、所管事務調査並びに付託されました令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算、同後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の審査を中心に行いました。慎重審査の結果、3議案とも可決すべきものと決しました。

以上、所管事務調査等で主なものを3点報告させていただきます。

学校給食センター、給食調理部門の委託について。

業者の募集を行ったところ応募があり、3月中に業者の優先交渉権者を定める旨の説明がありました。本契約の時期は現状未定ですが、令和8年中の業務委託に向けていく予定とのことです。

2点目としまして、こども家庭センター（仮称）について。

包括的な子育て家庭支援体制構築のために、国の方針に基づいて設置されるこども家庭センターは、令和8年度からの開設に向けて新年度から準備が進むとのことでした。

3点目としまして、新ごみ処理施設整備について。

令和12年度に大柏木に開設予定の新ごみ処理施設について、新ごみ処理施設整備に関する提言書が示されました。提言書では、住民への情報提供及び丁寧に協議を重ねるプロセスの重要性などについて指摘をされていました。また、現委員会の任期も迫り定例会としては今回が最後の委員会となりました。活発な議論がある中、町長、副町長、教育長はじめ各担当課長の皆様には、委員会審議等で大変お世話になりました。委員一同心より感謝を申し上げます。2年間大変ありがとうございました。

以上報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 議会運営委員会。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 渡 一美君 登壇）

○議会運営委員長（渡 一美君） 議長の許可を得ましたので、議会運営委員会からご報告させていただきます。議員全員協議会では詳細はお伝えしましたので、概要のみご報告させていただきます。

オンライン委員会について。Zoomを推奨しマニュアルを変更いたします。

議会会議システムのデモの報告について。2月6日にデモを実施し、スマートディスカッションが使いやすいとの評価が多数、導入時は議員全員に向けデモも予定しております。

中学生議会について。開催依頼を新年度早々に実施し、議員が学校に出向く方向で決定です。議会の体制が変わっても同様に実施し、4月に中学校へ挨拶を予定しております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 予算決算特別委員会。

予算決算特別委員長。

（予算決算特別委員長 里見武男君 登壇）

○予算決算特別委員長（里見武男君） それでは、予算決算特別委員会の活動報告をいたします。

去る3月10日及び3月11日に予算決算特別委員会を開催し、当委員会に付託されました令和7年度東吾妻町一般会計予算の審査を実施し、委員全員の賛成で可決いたしました。

その後、ワーキンググループの活動報告があり、Aグループ佐藤、齋藤、高橋徳樹、里見では、ふるさと納税をテーマに、そしてBグループ増子、渡、小林、重野では、交通弱者対策についてをテーマに、Cグループ井上、高橋弘、竹渕では具体的な温川キャンプ場利用促進計画（案）についてそれぞれのリーダーが活動発表を行いました。

活動内容については、議会だより第77号に記載いたします。これまでに昨年6月から3グループで9件の課題が出されました。これを基に、本年6月第2回定例会以降の予算決算特別委員会で、次年度の予算に提言等に反映できるか協議していきたいと思います。

以上で、予算決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤聡一君） 議会広報特別委員会。

議会広報特別委員長。

（議会広報特別委員長 里見武男君 登壇）

○議会広報特別委員長（里見武男君） それでは、議会広報特別委員会の活動報告を行います。

令和7年第1回定例会中の3月12日1時より、議会広報特別委員会を開催し、議会だより第77号の編集と役割分担について会議を開催いたしました。

第77号の中心記事は、第1回臨時会と第1回定例会を主に取り上げていき、特集として予算決算特別委員会へ付託された、令和7年度東吾妻町一般会計予算で出ましたたくさんの質疑の中で、各委員が自ら選んだ質疑を300文字から350文字程度にまとめて掲載するページを設けました。委員各位におかれましては、3月25日までに議会事務局まで提出をお願いいたします。また、ワーキンググループの活動発表の概要を掲載しますので、リーダーの皆さん、よろしくお願いいたします。また、「まちの声」は、東吾妻町消防団長の渡邊さんに執筆をお願いしております。一般質問は4名の議員が行います。なお、今号で現メンバーによる編集は最後になりますが、いろいろとご協力ありがとうございました。

以上で、報告を終わります。

○議長（佐藤聡一君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（佐藤聡一君） 日程第37、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように、各委員会から申出がありました。

お諮りいたします。各委員会からの申出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長（佐藤聡一君） 日程第38、町政一般質問を行います。

◇ 渡 一 美 君

○議長（佐藤聡一君） 最初に、4番、渡一美議員。

（4番 渡 一美君 登壇）

○4番（渡 一美君） 議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

東吾妻町の今後の子育て政策についてです。

郡内だけでなく周辺自治体でも保育料の無償化が進んでいます。私も出産後の仕事復帰に対する不安を抱えていました。多くの女性が感じているように、出産後に仕事を再開することに対して大きな心配がありました。仕事との両立についての不安は計り知れませんでした。

このような経験から、保育料の無償化や、働く親へのサポート体制がどれだけ重要かを痛感いたしました。出産や産後を安心して過ごすためには、経済的な負担を軽減し、働く親を支える社会的な仕組みが必要だと強く感じています。もし、少しでもその負担が軽くなるのであれば、子育てと仕事を両立しやすくなり、多くの女性が安心して出産を迎えることができるのではないのでしょうか。

保育所（3歳未満児）無償化の実施について。

現在東吾妻町での3歳未満児の利用人数は何人ですか。

実現の可能性や財源についてどのようにお考えですか。

少子化対策としての包括的な支援策。

少子化が進む中、保育園や学校の支援だけでなく、子育て世帯全体をサポートするために、今後新たな政策や支援策を導入する予定はありますか。例えば、働きやすさを支援するため

の取組や地域社会との連携強化などです。

教育環境の質向上策。

児童生徒の減少に伴い、小学校統合問題など教育環境をどのように確保していくのか、特に小規模の特色を生かす方針についてはどのように考えていますか。また、新たな教育改革や取組があればお聞かせください。

次に、産婦人科オンラインの導入についてです。

東吾妻町のように産婦人科がない地域において、オンライン相談の導入は、住民にとって非常に大きな安心材料となると考えます。群馬県内では、昭和村が既に導入しており、住民向けに無料で提供されています。吾妻郡内では、産婦人科不足が深刻であり、妊娠中や初めての出産に対する不安が大きいため、オンラインで産婦人科医や助産師に気軽に相談できる体制を整えることが、住民の安心につながると考えます。今後のデジタルトランスフォーメーションの進展に合わせて、このようなオンライン相談サービスの導入も視野に入れていただきたいと思っております。

以後、自席にて質問させていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、渡議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の保育所の無償化でございますが、国はこども家庭庁を設置し、子供の主体性を重視した政策や、子育て当事者の視点に立った施策等の実行に取り組んでおります。

町では、子育て世帯への各種支援策として、出産・子育て応援給付金、出産祝い金、子育て支援金、医療費の無償化、乳幼児健康診査、歯科検診、給食費の無償化、保育所利用者負担額の軽減措置、子供の居場所づくりとなる町立教育・保育施設の設置運営など、出産から幼児期までの支援策を切れ間なく用意し、子供達が健やかに成長できる環境を整えております。

2月現在、2つの町立保育所を50人が利用しており、そのうち、無償化対象を除く33人の幼児のご家庭が、年間約700万円の利用者負担金を保育料として納める状況でございます。

子育て世帯への経済的負担を軽減するための保育所の保育料無償化に当たっては、家庭で子育てを行う世帯の育児状況と、無償化となる保育所を利用する形での育児状況では、育児負担に関して不公平感があるほか、無償化による施設の利用希望の過度な急増や、そのサー

ビス提供に対応するための保育人材の確保など、懸念材料が想定されているところでございます。現状においては、受益者負担の公平性、国による保育環境に関する財政支援措置の動向、待機児童の解消対策など諸課題を総合的に勘案し、現行の負担水準を保つとともに、引き続き保護者の家庭に、保護者の皆様に、負担の理解を求めていきたいと考えてございます。

2点目の少子化対策としての包括的な支援策でございますが、児童虐待防止をはじめとした、子育てに係る一体的な相談支援体制の構築、充実を図るため、令和8年度を目途に、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を行う、こども家庭支援センター、仮称でございますが、これの設置を予定しております。子育て家庭への支援として、子育て世帯訪問による生活支援、子供の居場所づくり、健全な親子関係の構築に向けた支援等が新たに求められており、今後、こども家庭センターを中心に、関係機関の連携を深め、体制整備について協議を重ねてまいります。子供の良質な成育環境を整備するための、こども誰でも通園制度の導入も令和8年度に控えており、引き続き子育てに関する包括的な支援に取り組みたいと考えております。

3点目につきましては、教育長からお答えをいたします。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

（教育長 茂木一弘君 登壇）

○教育長（茂木一弘君） 3点目の教育環境の質でございますが、急速な少子化を背景に、各地で学校の再編作業がなされています。町内でも少子化による児童数の減少が進行しており、減少傾向は続いていくものと予想される場所です。

学校教育関係法令で示されている学校規模は、5つの小学校とも標準学級数において下回っています。また、学級編制において、学級づくりの例外的措置となる複式学級が存在する状況となっております。小学校5校は小規模校と位置づけられ、小回りのきいた柔軟で迅速な教育の提供や、決め細かな教育指導など展開しているところでございます。

学校における教育を効果的に発揮するためには、一定規模の児童集団の確保と教職員の配置が望ましく、それらの要素を兼備した学校規模を確保することが重要となります。知識や技能を習得するだけでなく、集団の中で多様な考えに触れ、社会性や規範意識を身につけることのできる学校の確保に向けて、総合教育会議での意見交換など、教育環境の在り方を検討する取組を進めてまいりたいと考えております。

○町長（中澤恒喜君） 4点目の産婦人科オンラインの導入でございますが、深刻な医師不足等の問題により、特に産婦人科、小児科医の割合が減少する中、吾妻郡内には産科がなく、

妊産婦の方々には、郡外の産婦人科に受診をしていただいている状況でございます。

現在、産科の緊急の場合は、かかりつけの病院で24時間体制の対応があると思いますが、ご提案のオンライン相談では、自宅にいながら医師や助産師への相談が可能であり、メッセージやチャットであれば24時間受付など、不安を解消するメリットが多々あるようでございます。また、産婦人科に加えて小児科の相談においても、必要性、利便性が高いと考えております。つきましては、妊産婦をはじめ保護者、町民皆様のご意見を伺いながら、先進事例等を調査研究し、導入についてしっかりと検討させていただきます。

今後とも、子ども・子育てに優しい様々な施策の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 4番、渡一美議員。

○4番（渡 一美君） ご回答ありがとうございました。

先ほど予算案が可決になりましたが、今後人口減少など予算的にもかなり大変になるかなと思ひまして、このような質問をさせていただいたんですけれども、実際、東吾妻町は子育て支援策はかなり充実しているかなと私も思っています。で、実際子供を産むときになるとかなり精神的に女性は大変なので、未満児が特に無償化が重要かなと思っているんですけれども、実際ほかの施策など充実しているところが、SNSとかで皆さんに分かっていただければいいかなと思っています。

今回、このような質問をさせていただいたのも、実際東吾妻町の子育て支援だと、3万円給付など現金支給が多いかと思うんですけれども、そういった形ではなくて、現物支給など含めたところでちょっと考えていただきたいなと思ひまして、質問させていただきました。

実際、小学校の話ありましたけれども、本当に子供が少なくて大変だなと日々感じているんですけれども、教育長がこの間委員会のために、英語を重視してやっていきたいなんていう話もちょっとお聞かせいただいたので、私的にも、東吾妻町として英語をちょっと力を入れているってことを、対外的にもう少し言っていたらなと思うんですけれども、教育長、一言お願いしていいですか。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（茂木一弘君） 英語教育の充実についてご質問がありましたけれども、令和7年度から英語教育、これは学校教育だけでなく幼児も含めて、また大人の英会話を楽しもう、の活動も含めて、幼児から大人までということで、英語教育の充実を図っていききたいと全体的には考えております。

まず、学校教育においては、ALTの4名の配置さらに外国語コーディネーター1名、これを受け県のほうから2名の英語教諭の特配教諭を受けております。それに伴って、各小・中学校の英語の授業及び外国語活動は、全て英語の専科教員とALTで行える体制が整っております。この体制を、ただ体制だけでなく十分に活かしていこうということで、各学校で取り組もうということをはめているところでございます。

さらには、幼児及び小学校の低学年につきましては、今回英語教材のDVDの予算を計上させていただきました。英語に触れる機会を増やそうということで、そのDVD等を活用した英語に触れる機会を増やしていきたい、また大人につきましては、現在、公民館活動等で英会話教室、簡単な英会話教室ですけれども、これについても少し増やしていて、先ほど申しましたように幼児から大人まで英語に触れる機会を増やしていこうと、それを令和7年度から、それぞれ共通認識の下進めていきたいと考えております。

また、これにつきましては機会を見ながら、町及び町外にPRをしていけたらと思っております。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 4番、渡一美議員。

○4番（渡一美君） ありがとうございます。

英語教室なんかも行っているなんてことを言っていたんですけども、子育てをしていく中で、習い事の費用など結構多額に今の時代かかってくるので、今回公民館、中央公民館直したりなどもあると思うんですけども、例えばそこで何曜日に英語の先生がいるからみたいな形で、役場でも外国の方がいたりとかすると思うんですけども、月曜日はあそこにありますよとか、何かちょっとオープンな形でやっていただけたらいいかなと思えました。英語をしゃべれるALTの方の先生も、学校に結構いるのを見かけるので、身近になってきているのかなと思いますので、子育て支援が厚い、英語もしゃべれる東吾妻町みたいな形でやっていただけたらなと思います。

次なんですけれども、産婦人科オンラインなんですけれども、皆さん知らない方も多いと思うんですけども、今回LINEの予算をつけていただいたんですけども、特に私がこれがすごくいいななんて思ったのが、生まれた後3年間くらいも相談に乗ってくれたりだとか、あとは不妊治療の相談だったりとか、あと更年期障害だったりとか、その辺の普段お医者さんと対面で言いづらいような内容が多いかと思うんですけども、その辺もLINEだと聞きやすいのかなというところがありまして、特に子供なんか夜、熱が出たりとか不意に

具合悪くなったりとかするんですが、例えば最初子供を産んですぐなんかは、このくらいで病院に連れていっていいのかなという不安がかなり当初あるので、こんな形で町には産婦人科として産むところはないんだけど、LINEで気軽に相談ができれば、やっぱりちょっとハードルが大分下がるのではないかなと思ひまして、ちょっと提案させていただいたんですけれども、町長一言お願いしていいですか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、昭和村のほうで小児科と産婦人科に特化したタイプで実施をしているということでありまして。現状として利用はですね、小児科関係のほうが多いというふうなことを聞いております。そういった意味で、産婦人科が存在しない当町におきましても、非常に利便性の高い重要なシステムだと思っておりますので、先ほども申しましたように、しっかりと今後検討させていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 4番、渡一美議員。

○4番（渡一美君） 産婦人科だけじゃなくて子供のほうもあるので、病院があるのでなかなか最初難しいかなと思ひまして、産婦人科からがいいかななんて思ったんですけれども、私もオンライン診療を結構使うんですけれども、対面でやるような感じで動画でできたりとか、例えば傷を見てもらったりとか、ちょっと熱冷ましをもらうとか、そんなことをふだんさせてもらっているんですけれども、薬は東吾妻町のところで薬がもらえたりするので、かなり便利なので、そういったところも今回予算組でつけていただきましたので、ちょっと考えていただけたらなと思ひます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 渡議員のご提案、ご質問でございます。

先ほども申しましたように、産婦人科、小児科の相談が気軽に受けられる、こういったものをしっかりと検討してまいります。

○議長（佐藤聡一君） 以上で、渡一美議員の質問を終わります。

◇ 井上日出来君

○議長（佐藤聡一君） 続いて、5番、井上日出来議員。

(5番 井上日出来君 登壇)

○5番(井上日出来君) それでは議長の許可をいただきましたので、通告書に沿って質問をさせていただきます。

質問の項目は2つ。

1つ目は、行政DXの推進による行財政改革、そして2つ目は、将来の町職員の就労条件及び研修内容等についてであります。

質問の要旨であります。行政のDX化が様々な業務改善を生み出し、職員の労働条件とQOL生活の質の向上につながると思われ。同時にDXを活用して住民と行政のコミュニケーションを活性化することで化学反応が起こり、住民協働の町づくりという当町の命題に、新たなバイブレーションを起こすことができると考えております。

質問項目1点目についての詳細な質問です。

行政DXの進捗状況と計画についてお尋ねをします。

①令和6年度における新たなDX導入の事例とその活用状況はいかがでしょう。事例と活用に加え、現場職員の意見や感想なども伺えればと思います。

②令和7年度以降のDX導入計画はどのように検討、または進捗しているのでしょうか。どのような業務でどのようなDX化を検討し、その効果や結果についての予測などはどのようにされているのでしょうか。

③DX推進による費用対効果や波及効果は検証または試算しておられるのでしょうか。

④政府公開データやビックデータの活用、またAIの活用について調査研究はされているのでしょうか。

⑤DX化による効率化と業務の変革、また労働条件改善への取組は検討されているのでしょうか。

⑥DXやICT、SNSなどを担当する専門職のチームを置く考えはあるのでしょうか。

⑦町の各事業における統括マネージャーやプロジェクトリーダーなど、クリエイティブな発想ができるような人材の育成、または登用を行う考えはあるのでしょうか。

質問項目の2点目について、詳細質問です。

将来の町職員の就労条件及び研修内容等について。

①県は数年前から新人研修の一つとして、動画編集の研修を実施しております。若い職員が自分自身で動画編集を行い、県が発信する様々な情報のほとんどを県職員が対応している状況であります。当町でも情報発信ツールや、町民とのコミュニケーションツールを使いこ

なせるような職員研修を導入してはいかがでしょうか。

②D X化を進めることは、作業効率化を図るということでもあります。これにより、自治体によっては週休3日制が検討されていたり、前橋市のように実際に試験導入されたところもあります。前橋市においては、この結果55%の職員が好意的であったというふうに報道されておりました。当町でも、D X導入による職員の労働条件やQ O L生活の質向上について、町職員の将来の理想像というものを、若い職員たちから忌憚のない意見聴取をしてはいかがでしょうか。

以上であります。

以降、自席に戻り追加の質問をさせていただきたいと思います。町長、ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、井上議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、本町では行政サービスの質的向上と業務効率化を目指し、令和7年1月に東吾妻町D X推進計画を策定いたしました。この計画に基づき、D X推進本部及びD X推進ワーキンググループが計画の進捗管理を行うほか、今後展開する各種D X事業において、複数の課にまたがる事業に対しましては、必要に応じタスクフォースを設置することで、より機動的に施策の検討と実施に取り組んでおります。

1項目め、行政D Xの推進による行財政改革の1点目、令和6年度における新たなD X導入事例とその活用状況についてお答えをいたします。

1つは、電子申請システムL o G oフォームの活用であります。

このL o G oフォームは、群馬県が中心となった共同調達により県内30市町村が導入しております。当町では、イベントの申込及びアンケート、パブリックコメント、職員採用試験の申込、給付金申請等に活用しております。特に、県内初の取組となりました定額減税補足給付金の電子申請につきましては、全体の3割を超える798件の利用がございました。職員の感想では、イベントの申込みでは24時間いつでも申請できるため、住民サービスが向上したと思うや、電話対応回数が減ったことから業務の効率化が進んだといったものがございました。

2つ目は、音声ファイル文字起こしシステム、P r o V o X Tの活用でございます。

主に総務課、企画課、議会事務局などで、会議や打合せにおける議事録等の作成に利用しております。職員からは、内容の確認作業の短縮やデータの転記、入力作業が軽減されるなど業務の効率化が図られたとの成果を聞いております。

2点目の、令和7年度以降のDX導入計画の検討、進捗についてでございますが、現在、DX推進計画に基づき、各種DX事業を推進しております。令和7年度の主な事業といたしまして、公式LINEの導入でございます。普及率が高いLINEを活用し、各種行政情報の発信を行う予定であります。これにより、行政情報の発信に活用することで、町民への情報提供が迅速かつ的確となり、見逃されにくくなる効果が期待をされます。将来的には、双方向機能を活用することで、基本的な申合せにも対応できるよう、事業実施の中で機能拡充を検討してまいります。

その他導入検討でございますが、生成AIの活用や電子契約システムにつきまして、群馬県情報化推進協議会の自治体システムの共同調達検討部会に参加をし、県や他市町村とともに令和7年度中の調査検討及び実証実験による使用感などの検証も踏まえ、翌年度以降の導入を検討していきたいと考えております。

なお、こうしたデジタル化を推進する中で、住民向けスマートフォン教室も定期的を開催をし、デジタル格差の解消を図ってまいります。

3点目の、DX推進による費用対効果や波及効果についてでございますが、DX推進計画策定時において、DX推進ワーキンググループが、推進自治体や東京、千葉で行われた自治体に特化した情報システム展示会にも出向き、最新システムの視察や導入事例など、調査研究を進めてまいりました。その上で、システム導入が町の発展に寄与するものなのか、また財政的な持続可能性を確保するため、初期導入時にかかる費用だけでなく、長期的な運用維持費までを含めて検討を重ね、推進計画を策定しております。

4点目の、政府公開データやビックデータの活用、AI活用の調査研究についてでございます。総務省統計局の人口動態等の政府公開データを活用して、総合計画や各種計画を策定しておりますが、DX推進計画の趣旨も踏まえて、ビックデータも含めた積極的な活用を図ってまいります。また、急成長を見せております生成AIにつきましては、1点目でお答えをいたしましたProvoxTなど、セキュリティ上安全が確保されたものを一部活用している段階でございます。今後、様々なAIサービスが提供され、業務効率化にも寄与するものと考えておりますが、同時に個人情報保護やセキュリティ面でのリスク管理の必要があり、導入につきましては、2点目で申し上げました、群馬県情報化推進協議会の検討部会を通じ

た調査研究に取り組んでまいります。

5点目の、DX化による効率化と業務の変革、労働条件改善の検討についてでございますが、DX化により従来の手作業や紙ベースの業務をデジタル化することで、業務プロセスの効率化と変革を図り、職員がより付加価値の高い業務に注力できる環境を整備してまいります。このことにより、職員の労働条件の改善とワークライフバランスの向上につなげていくことで、ひいては各職員の資質向上と行政サービス全体の質を高めていきたいと考えております。

6点目の、DXやICT、SNS等を担当する専門職のチーム設置でございますが、現在DX推進に関連する具体的な施策をより実効性のあるものとするべく、冒頭に説明をいたしましたタスクフォースを、経験豊富で機動力のある職員で結成をし、より具体的なDX施策推進を行っております。このタスクフォースは、DX推進に係わる関係課の係長職以上の職員を中心に構成し、課の枠を超え事業の効果的な実施に向けて取り組み、その第一弾として公式LINE事業の導入検討の際に発足し、協議を進めております。限られた人員の中で、DX事業を推進するため、職員の必要とされる知識や能力の向上に努めるとともに、必要に応じて外部専門家の知見を活用しながら、業務委託などのアウトソーシングも視野に入れ、東吾妻町の実情に即した体制整備を進めてまいります。

7点目の、クリエイティブな発想ができる人材の育成登用につきましては、現在のところ、外部からの登用予定はございませんが、今後のDX推進や新たな行政サービスの実現に向け、職員の中からリーダー的人材を育成することが不可欠であると認識をしております。そのためにも、来年度より職員の資格等取得支援制度を設け、公務の執行に有用と認められる資格や、資格の受験料や登録料の一部を補助する仕組みを整えるほか、群馬県研修センター等が実施をするスキルアップ研修にも積極的に参加をし、幅広い分野の知見や経験を得られるよう努めてまいります。こうした取組により、柔軟な発想とより高い専門性を備えたクリエイティブな人材を、より計画的に育成してまいりたいと考えております。

2項目め、1点目の情報発信ツールや動画編集研修の導入についてでございますが、職員数が充実をしている自治体と異なり、本町は限られた人員体制の中で日常業務を担っており、動画編集やSNSを活用した情報発信を即座に本格導入することは容易ではございません。しかしながら、いずれも有効な手段であると認識をしておりますので、適材適所の人材配置を検討しつつ、DXにたけた職員の力を最大限活かすとともに、様々な研修を通じて、職員全体のスキルアップを図る努力を進めてまいります。

2点目の、DX推進による職員の労働条件やQOLクオリティオブライフの向上についてでございますが、DX化による作業効率化が進めば、新たな働き方を模索する余地も生まれてくると考えております。DX推進本部のタスクフォース等においては、若い職員の忌憚のない意見を吸い上げるとともに、他自治体で実証されている週休3日制などの先行事例も参考にしながら、住民サービスの両立を図りつつ、職員のQOL向上につながる方策を検討してまいりたいと考えております。今後、業務の効率化によって生まれた時間を、そしてリソースを有効に活用し、職員の意欲、能力を高める取組を前向きに推進してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 質問の途中ですが、ここで休憩としたいと思います。

再開を午後1時といたします。

（午前11時58分）

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（佐藤聡一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） 町長、答弁大変ありがとうございました。

今回、先ほどいただきましたご答弁内容、大変中身があるものでうれしく思います。今回、このDXに関する質問内容ですけれども、この1次質問よりもさらに2次質問といいますと、かなり専門的な質問になっていくかと思っておりますので、あまりそういった質問は追加では省きたいというふうに思っております。

まず、追加の質問として、1点ご紹介したい事例があります。非常に小さな自治体なんですけれども、人口が1,300人ほどの村であります。岡山県西粟倉村というところであります。この村は、100年の森林構想という町の構想を立ち上げまして、村内の林業業者が結束して林業関連のイノベーションに取り組んでいるところであります。この人口1,300人の小さな村から、いろんな人たちが関係するようになって、これまでに50社を超えるスタートアップ

企業が誕生して、そのスタートアップ企業に従事する方が220名もいらっしゃる。人口1,300人の中で50社を超えるスタートアップ企業が生まれ、そこで働かれている方が220名もいらっしゃるということで、全国でも非常に注目をされている自治体であります。

この村が、実はDXに関して非常に先進的な取組をしております、この村の職員数は約60名であります。恐らく皆さんご想像につくかと思うんですけども、行政の基本業務を行うだけでも、この60名という人数は大変厳しい状況にあるという中で、1人3役ほどの掛け持ちをするほどの状況だったということでもあります。そこで、この村では若い職員たちの方が率先して、上司に対してDXの推進とAIの活用を進言して、西栗倉村情報化推進計画というものを策定し、AI使用に関するガイドラインも策定をされています。この村のウェブサイトであったりとか、総務省の関連するガイドブックなどでも紹介されていますので、ぜひチェックをしていただきたいというふうに思っております。

それで、先ほど町長からご答弁をいただいた中で、大きな1番の⑥になりますけれども、DXやICT、SNSなどを担当する専門職のチームを置く考えはおありでしょうか、ということで現在、DX関連はタスクフォースというふうな形であったり、ワーキンググループであったり、非常に積極的に取り組まれているということは理解をいたしました。で、1つ気になった点が、そのタスクフォースに関して係長以上の方がメンバーでいらっしゃるということで、この西栗倉村のように、できれば若い方からの、実際恐らく若いの方がSNSとか非常に強いと思うので、若い職員のそういった忌憚のない意見というものを、ぜひぜひどんどん取り込んでいていただきたいなというふうに思っております。町長いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 岡山県の町村の事例を教えてくださいけれども、タスクフォース、現在我が町では係長以上の職員が主に構成をして行っておりますけれども、今後も、若い人のほうがその分野ではかなり先進的にこなしているかと思っておりますので、意見を汲み上げて、より新しいものに推進をしてみたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

ぜひ、そういった方向でよろしく願いをいたします。

それでは次に、またちょっとご紹介したいものがあります。

お手元に配付をさせていただきました、資料サンプル1という織り込みのあるA3サイズの資料があるかと思っております。まずこちらをちょっとご覧になっていただきたいと思っております。

これはあくまでのサンプルでございますので、今回の質問内容とここにある国保についての内容というのは、関連がないものとお考え下さい。

これは、地方自治体における国民健康保険の事業運営を正常化するための案とか対策について、ということでまとめられたものであります。改善策ということでまとめてあります。

ざっとご覧になっていただいて、すぐにこれ全部読むのはなかなか大変かと思うんですけども、なにかお気づきになった点であったりとかご感想がありましたら、町長ご答弁いただけますでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まだ、この内容をよく読み砕いておりませんのでありませんけれども、医療費関係は町の問題というより、国全体の医療費を適正に抑えるということは必要だと思っておりますので、こういったものに有効な手だてがあるなら、しっかりと取り入れて対策をしてみたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） すいません、ちょっと僕の質問の仕方が悪かったですね。1つの資料として見た場合、資料の出来栄とかそういったものについて、伺いをしようというふうになっておりました。ちょっと食い違いがありました、申し訳ありません。

資料の1につきましては、国保についての改善策ということでまとめたものであります。これもあくまでもサンプルです。今回の一般質問の内容とは関係がありません。

次に資料サンプル2、2枚目を見ていただきたいと思います。

サンプルの2については、人口が1万人規模すなわち当町のような規模で、AIを効果的に活用する事例ということでまとめたものであります。ざっくり住民サービスについて、そして業務効率化について、そして地域課題の解決について、そしてその他、というふうに大きく4つの項目に分かれて、それぞれ5つの事例というものが挙げられております。これ、ざっとご覧になっていただいて、ご感想を聞こうと思ったんですけども、ちょっと見る時間が短いのでやめたいと思います。

これ、サンプルの1と2、それぞれ皆さんぜひ後でちょっとゆっくりと見ていただきたいと思います。そして、もう1枚剥ぐっていただいて3枚目を見ていただくと、この資料のサンプル1及びサンプル2については、実はChatGPTによる回答になります。サンプル1、サンプル2それぞれAIに対して質問した内容というのは、そちらの下のほうに記述を出しております。こういった内容で質問した場合に、ここにある資料のような答弁が返っ

てきたということであります。しかも質問を入力してから、この全文章が出てくるまでに1分かかっておりません。これが、いま現状のA Iの能力であります。

ということで、C h a t G P Tが今ここまで来ておりますということのご紹介であります。実は、C h a t G P Tは、公開をされて誰もが使えるようになってから1年ちょっと経ちますが、ちょうど1年ぐらい前から私試験的に使っておりました。8か月ほど前、また試しに使ってみたときには、日本語で質問して日本語でそれを理解して、日本語で回答するってことがまだ非常に難しい状況でありました。この僅か8か月ぐらいの間に、実は日本語で質問したことに対して、これだけの内容の答えを出してくるという、それぐらい急成長をしております。

これはちょっと私、無視できないなと思ったので、ぜひこの辺も踏まえて職員の皆さんにちょっと研究をしていただいて、使い方を学んでいただければ、恐らく皆さんの非常によきアシスタントになるのではないかなというふうに思いましたので、ご紹介をさせていただきました。町長、ご感想をいただければと思います。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご紹介いただきましたものは、資料を見ますと、非常に短時間にその内容がまとめられるということでありまして、職員の職務、業務の軽減にもつながってくるというふうに思いますので、こういったものを今後、研究してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤聡一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

私も正直、このA Iの成長のスピードについては、非常に実は驚いております。まさか、この短期間でここまでになるとは、私自身も予想していなくて、やはりここまできたら、積極的にどんどん使っていくべきだなというふうに感じておるところであります。

このC h a t G P T以外に、様々なA Iというのがあるんですけども、行政の皆さんが使いやすいように実は作られたA Iというのがありまして、実は自治体ワークスというこの冊子、これ今年の1月号の増刊号になります。ここに、表紙にちょっとこう載っているんですけど、公務員A Iのマサルくん、というのが載ってます。この公務員A Iのマサルくんなんですけれども、A Iを製作したのは、村井宗明さんという行政専門のI Tエンジニアをもともとされていた方で、実は衆議院議員もされておられた方です。当時、文部科学大臣政務官まで務められた方でありまして。この方がこの行政専用のA Iモデルを作られたということで、このモデルなんですけれども、既に500以上の自治体が利用を開始しているというこ

とであります。で、月に15万回以上、何らかの案件で利用されていて、これ単純計算で、1つの自治体が月に約300回程度、このA Iを何らかの形で利用しているというふうな状況であります。

私自身も、この公務員A Iマサルくん、無料で登録して使いましたので、お試しにちょっと試してみました。自分が作った文章をコピーして入力して、文書校正などの機能を使って試してみたんですけども、実は非常に優秀で、私自身もこれ今後使っていきたいなというふうに思ったような内容であります。非常に優秀でした。なのでこの辺も含めて、皆さんにもちょっと試験的に使っていただいて、これはいいぞ、となれば積極的に導入を図っていただきたいというふうに思います。

この、公務員A Iマサルくん、ちょっと町長のご感想ご意見をいただければと思います。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 自治体ワークス、それ見たことあるんだけど、内容は特にしっかり読まなかったんですが、公務員A Iマサルくん、ご紹介いただきました。非常にいいものだというふうなことでありますので、今後我が町に利用できるものがあれば、積極的に利用して活用してまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

それでは、もう1点、お話をさせていただきたいと思うことがあります。

職員の研修等、それからまたこういった新しい分野の資格等についても、先ほどご答弁の中で少し言及されたところがあったと思います。今、完全オンラインで入学卒業できる大学というのが誕生しております。その中の一つ、ITの大手企業でありますドワンゴと、それから日本財団が協力して設立したオンライン大学、ZEN大学、というのがありまして、この大学今年4月に開校予定です。その中で、このZEN大学のホームページを見ていただければ分かると思いますが、この中の科目が、非常に先進的かつこれからの社会に非常に有効な、そういった学科が本当にたくさん含まれております。私自身が、実は入学したいなと思ったぐらいの内容がありました。

日本財団が提携をしているということで、既に社会経験がある方で、学びながら仕事しながら、そしてそれを現場で生かしていける、そのような立場の方に対しては、日本財団が奨学金を用意しております。もちろん審査がありますけれども、これ奨学金もあるということで、社会人にとっては非常に有効な学びの場ではないかというふうに思っております。年間

学費が38万円、非常に安い金額で通うことができる、ましてや立場がある方については、奨学金などの手当でも検討されているということでもあります。AIに関することであつたり、ウェブ製作、コミュニケーションや分析、統計、解析、数学で量子力学とかネットワークに関すること、IT社会における法律問題、そしてプロジェクトマネジメントやビッグデータの分析、そしてアニメーションの作成であつたり、ゲームのプログラミングであつたりという、これからの社会に大変有効な内容のものをたくさん学べる大学であります。完全オンラインであります。このような学校も出来ておるということをご紹介申し上げて、私の一般質問を終えたいと思います。ぜひ、職員の研修にも、もし役立つようであればご検討いただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ドワンゴですとか日本財団が関わっているオンライン大学ですか、非常にいいものをまた教えていただきましたので、職員がこういったものを活用できる場があれば、積極的に応援してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（佐藤聡一君） 以上で、井上日出来議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は明日3月18日午前10時から開きますので、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（佐藤聡一君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 1時19分）

令和 7 年 3 月 18 日 (火曜日)

(第 4 号)

令和7年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第4号)

令和7年3月18日(火)午前10時開議

第1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	佐藤 聡一君	2番	齋藤 貴史君
3番	増子 京子君	4番	渡 一美君
5番	井上 日出来君	6番	高橋 弘君
7番	高橋 徳樹君	8番	里見 武男君
9番	小林 光一君	10番	重野 能之君
11番	竹 淵 博行君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜君	副町長	石村 文明君
教育長	茂木 一弘君	総務課長	酒井 文彰君
企画課長	寺嶋 正春君	まちづくり 推進課長	玉橋 晃君
保健福祉課長	小池 さつき君	町民課長	谷 直樹君
税務課長	堀込 恒弘君	農林課長	白石 彰久君
建設課長	福原 治彦君	上下水道課長	高橋 篤君
会計課長兼 会計管理者	関 和夫君	学校教育課長	水出 悟君
社会教育課長	角田 良信君		

◎開議の宣告

○議長（佐藤聡一君） 皆さん、おはようございます。

連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（佐藤聡一君） 日程第1、町政一般質問を行います。

◇ 高 橋 徳 樹 君

○議長（佐藤聡一君） 最初に、7番、高橋徳樹議員。

（7番 高橋徳樹君 登壇）

○7番（高橋徳樹君） おはようございます。

それでは、議長に許可をいただきましたので、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

質問事項は大きく2つございます。

1番、人口減少に対応できる町づくり、二地域居住促進事業を中心としてお伺いいたします。

2番目に、老朽化施設、空き地の活用についてお伺いします。

2月の新聞報道によれば、NPO法人ふるさと回帰支援センターによる2024年移住希望地ランキングで、群馬県が初の1位になったとの明るい話題が紹介されております。

本県は、首都圏のアクセスのよさ、災害の少なさや自然環境の豊かさ、物価の安さ、またここ数年のオール群馬での取組が功を奏したようです。特に、コロナ感染拡大による新たな生活様式の進捗に伴う個人のライフスタイルの多様化にあって、移住を考える20代から30代の若い世代からの関心が高く、また、60代では2位、70代以上でも3位と高齢者からの注目も集めているようです。こうした情勢を踏まえて、当町らしい魅力ある地域資源を生かした観光振興や移住・定住支援策強化を進め、人口減少に対応できるよう都市部等からの人の流れを迎え入れることが重要であり、以下関連質問をいたします。

二地域居住事業で定住者の増を。

まず1番目です。

当町における定住・移住促進の現状及び成果、課題は何か伺います。

空き家を有効活用した定住・移住支援策の現状、進捗状況、今後新たな強化策があれば伺います。

昨年11月、国土交通省より、都市と地方などの生活拠点を持つ二地域居住促進事業が取りまとめられました。これまでの交流、観光での関わりとなる関係人口との概念から一歩進んで、将来的には官民が一体となって定住人口促進につなげていこうというものです。3つの重要なテーマ、住まい、なりわい、コミュニティーを提供する活動に取り組む法人の指定制度の創設により、多様な経験と特技を持つ二地域居住者が地域づくりに参加することになれば、人手不足を補うほか、新しい価値を生むことも期待されるので、企業、JAとの連携を図り進めていかれてはいかがでしょうか。

空き地にコンテナの宿泊施設の運用を。

町公共施設等総合管理計画に基づく公共施設、インフラ施設、水道、下水道での老朽化概況と課題についてお伺いいたします。

旧役場跡地は、これまで幾つかの各種イベント事業が行われておりますが、今後の活用法、また岩島第二小学校跡地の活用計画があれば伺います。

そこで、空き地の有効活用につきましては、地域の活性化や住民の生活向上にもつながる重要なテーマです。特に、今後、観光客やビジネス客の増加も見込まれる中で、当町では宿泊施設の不足が以前から指摘されております。そこで、空き地には、県内でも散見されます

建築用コンテナを用いた宿泊施設の活用及び災害対策としての活用も視野に調査研究されてはいかがでしょうか。

あとは自席にてお伺いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

高橋徳樹議員のご質問にお答えをいたします。

1 項目め、人口減少に対応できる町づくりの1 点目、当町における定住移住促進の現状及び成果、課題についてでございますが、町は若い世代の方たちが住みやすい町を目指して、子育て支援や教育体制の充実など様々な事業展開を行っているところでございます。移住施策といたしましては、お試し体験住宅や空き家バンク等を行っており、さらには経済的な支援として、移住支援金、地方就職支援金等を実施をしております。

また、議員から紹介のありましたNPO法人ふるさと回帰支援センターが主催する移住相談会というものがございます。これは東京で行っているものでございますが、今年度は、県内市町村全体と郡内町村とで1 回ずつ計2 回開催をされ、それぞれに参加をし、移住を検討している首都圏の方々に対し、当町のアピールを行ってまいりました。

このような移住希望者への直接的な対応として随時行っておりますのが、移住コーディネーターによる移住相談や現地案内等でございます。随時対応することで、移住希望者に寄り添い、継続的に相談できる体制を整えております。移住の成果につきましては、移住者の人数等を把握するため、来月より転入者に対しまして、当町を選んだ理由など、窓口でのアンケート実施を予定しております。この結果を集約し、活用することで、移住者数の把握や移住支援施策の検討を進めていきたいと考えております。

課題につきましては、日本全体で人口減少が進む中、全国の市町村が移住定住施策に取り組んでおり、他の自治体との施策だけでの差別化は難しい状況となっております。

一方で、町が第2次総合計画策定の際に行いましたアンケートでは、町民の約6割、関係団体事業者において8割が「町づくりに関わりたい」との回答を得ております。この結果を受け止め、関係団体事業者を含めた町民の町づくりに対する高い意識を移住定住の促進に向け、住民を巻き込んだ独自の取組を検討してまいります。

2 点目の空き家を活用した移住定住施策の現状、進捗状況、新たな強化策についてござ

いますが、先ほどの回答とも重なりますが、空き家バンク、お試し体験住宅、住宅の取得や改修等の補助事業を実施しております。

お試し体験住宅につきましては、現在、坂上地区に1か所ございますが、新年度より、原町地区に新たに空き物件の活用を計画しております。これによりまして、移住希望者が体験できる場所として、自然環境に囲まれた静かな場所のほかに、田舎でも利便性の高い生活ができる場所が用意され、移住を検討されている方のニーズに合わせた選択肢が増えますので、移住への意欲とそのイメージを高める効果に期待をしております。

3点目の二地域居住の促進についてでございますが、生活の基盤を完全に移す移住よりもハードルが低いことが特徴でございますので、リモートワークが普及したことにより、実現可能なライフスタイルと言われておるところでございます。

自然環境の豊かさや自然の災害の少なさ、首都圏からそれほど遠くない環境である当町は、その拠点として十分応えられるものと思っております。二地域居住の効果としましては、新たな人の流れが生まれることで、地域の担い手確保や消費等の需要の創出、新たなビジネスや後継者の確保等が見込まれます。国全体での人口減少が進む中、定住人口を増やす以外の方法においても、期待をされる有効な手段であると言われております。

そのためには、官民の協力が必要不可欠でございますので、議員がおっしゃるように、住まい、なりわい、コミュニティーを提供する活動に取り組む法人の指定制度が創設されたことを受けて、関係団体や事業者等との連携を検討、模索していきたいと考えております。

現在、策定を進めております次期総合戦略では、ひがしあがつま雇用対策プロジェクト事業として、新たなビジネスや魅力ある雇用の創出に向け、町内の様々な業種や職種の人が集まり、情報交換と交流を深める場を検討しております。特に、若い世代や女性のニーズを踏まえた雇用の創出に向けて、そうした場を活用し、役場内部だけでなく、住民、関係団体、民間事業者との連携を深めてまいります。

2項目め、1点目の公共施設等総合管理計画に基づく概要と課題についてでございますが、令和4年度に改定をしました計画では、今後35年間にわたり、公共施設等の更新費用を約40%削減することを目標とし、施設の統合、縮減や廃止、さらには民間への譲渡などを含め、合理的な見直しと管理運営の効率化を推進することとしております。

実際の取組といたしましては、これまでに旧岩島第一小学校、旧岩島第二小学校、旧坂上小学校などを解体撤去し、計画の対象としている全159施設の延床面積比で約10%の減少を達成しております。解体後の跡地につきましても、遊休資産利活用事業として、売却や賃貸

借などを進めることで、遊休資産の有効活用と町の財政負担の軽減を図っているところでございます。

今後も計画的に施設の統合、縮減、廃止や管理運営の効率化を進め、必要な施設の長寿命化を図りつつ、不用施設の解体や利活用の促進に取り組んでまいります。

次に、インフラ施設老朽化の概況と課題についてでございますが、まず、水道につきましては、管路が約175キロメートルあり、築造から50年を超える管路が約27キロメートルで、配水池やポンプ場などの浄水、送配水施設が23施設あり、築造から50年を超える施設の構造物が10施設ございます。

簡易水道につきましては、管路が約85キロメートルあり、築造から50年を超える管路が約47キロメートル、配水池やポンプ場などの浄水、送配水施設が50施設、築造から50年を超える施設は21施設の構造物がございます。

このように、昭和の高度経済成長期に整備をいたしました水道施設の多くが老朽化を迎えている状況でございます。現在は老朽管において、特に古い石綿セメント管の布設替えを行っている状況でございます。

水道、簡水事業においては、人口減少等による料金収入の減少や、先ほど申し上げました施設の老朽化に伴う更新投資による支出が増大することにより、今後さらに経営状況が厳しさを増すことが見込まれます。公営企業会計は、独立採算の原則はありますが、更新事業全てを受益者の料金収入で賄うことは不可能であり、今後、老朽施設の更新や耐震化については、国の上下水道のインフラ政策にも期待をしております。

また、町の水道事業においては、アセットマネジメント計画、いわゆる資産管理となる計画を作成中であり、作成後は、将来必要となる更新費用を正確に把握することが必要と考えております。

次に、下水道でございますが、3施設ございます。初めに、公共下水道ですが、処理場1か所、下水管路は約29キロメートルで、供用開始から21年目を迎えます。また、農業集落排水、岩下、矢倉地区につきましては、処理場1か所、下水管路が約13キロメートルで、供用開始後21年目を迎えるところでございます。また、箱島、岡崎地区でございますが、処理場1か所、管路が約25キロメートルで、供用開始後26年目を迎えます。

現在、公共下水道事業、農業集落排水事業でそれぞれ処理施設、下水道管路維持管理業務を委託し、各処理場の運転管理や下水道管路の維持管理、修繕を行っております。また、ストックマネジメント計画等により、各施設の機器更新等を行いながら、長期にわたって使用で

きる維持管理を行っているところでございます。

次に、道路橋梁についてでございますが、町では令和6年3月現在、271橋の町道道路橋を管理をしております。この中で2割近くが架設後50年以上経過をする橋梁となっております。町では、将来的な財政負担の低減及び道路交通の安全性の確保を図るために、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、基本方針を定めております。

橋梁長寿命化修繕計画では、道路交通の安全性を確保する上で、これまでの事後保全的な維持管理対応から、計画的かつ効率的で、なお予防保全的な維持管理への対応に転換を図り、橋梁自体の長寿命化によるコスト縮減を図ることを目的としております。また、橋梁の現況を把握するために、5年ごとに定期点検を実施し、補修工事につきましては、優先順位を考慮して順次実施をしておるところでございます。

2点目の旧役場跡地の今後の活用方法についてでございますが、令和6年5月から、社会実験的な取組で、公共空間の活用方針の検討をするために、トライアル・サウンディングを実施し、4件の利用がございました。令和7年度は、継続してトライアル・サウンディングを実施をいたしまして、さらに県都市計画課から、町づくりの専門知識を有するアドバイザーを派遣していただき、地域活性化などの研修の実施や助言を受けながら、具体的な活用方法を検討してまいります。

また、旧岩島第二小学校跡地の活用につきましては、今後、民間事業者のニーズやアイデアを募集し、有効な利活用を検討していく考えでございます。その一環としてサウンディングやプロポーザルの実施を視野に入れております。ご提案のコンテナ宿泊施設も含め、現状では民間事業者のノウハウを活用し、民有地の賃貸借や売却などにより、自由な発想で事業を展開していただく方が有効であると判断をしております。

今後も地域の魅力向上と財政負担の軽減を両立しつつ、住民の皆様にとって有益な跡地利用を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） 町長、ありがとうございます。

現在、各自治体におきましては、女性と若い世代に選ばれる町づくりということがメインで、いろいろな地域で競争が進んでおります。その中で、この二地域の居住につきましては、町長の先ほどの答弁では、非常に前向きに進めていくという回答をいただきました。今後、民間企業等、NPO法人を入れた特定移住支援法人等々を立ち上げ、選定していく流れを進

めていくという理解はしたんですけれども、それについて、町長、旗振り役として、町が新しい法人をつくるための事業については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、答弁をいたしましたとおり、今後、二拠点の居住を進める上で有効なものだと考えておりますので、今後そういった方々、法人等と連携を模索をして、この町の将来のためにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

今回の二地域の移住政策につきましては、従来の関係人口の増加、関係人口につきましては、関わり方としては、交流や仕事で関わる感じから、今回は拠点を持って住んでもらう方を増やしていこうということでございますので、そのためにやはり今後それぞれの組織で、住まいですとか働き方、仕事の提供、テレワークの環境整備ですとか、お試し住宅の提供、ワーキングスペースの設置等々、町でも準備をしていく必要があろうかと思えます。

4年とか5年とか計画を持って進めていく必要があると思えますけれども、まず、住まいとしては、お試し住宅をもう少し数も増やしていただいて、この前、議員の皆さんがワーキンググループでまとめられたお試し、予算決算特別委員会でもちょっと意見が出ましたけれども、今の坂上、さらに今後原町を増やしていくという話でしたが、早急にこのお試し住地の、地域ごとにいろいろそれぞれ特徴のある環境のお試し住宅の整備を早急に進めていくことが重要だと思いますけれども、町長はどのようにお考えですか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 坂上の須賀尾地区に1か所、お試し住宅を用意いたしまして、今回は原町、この役場の近いところでございますけれども、お試し住宅を設置をする予定でございます。

東吾妻町は非常に広い面積を持っておりまして、それぞれの地域で特徴があるわけでございますので、そういった面で、それぞれの地域の特徴をしっかりと捉えたお試し住宅ができればいいのかなというふうに思っておりますので、今後ともそういった目で見て、お試し住宅設置できるようであれば、しっかりと設置をしてまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。少しずつ増やしていくという理解をいたしました。

それから、働く場所はなかなか難しいでしょうけれども、今テレワークの環境整備等も非常に来ていただける、新しい方を呼び込むための整備も必要ですので、特に、今この時代に逆に、ちょっと詳しい技術的なことは分かりませんが、最先端のそういったものを1か所にそういう使える施設があれば、そういったことも一つ呼び水になるのかなというふうに思いますので、そういったこともぜひ、ほかの地域があまりやっていない、かなり最先端のそういった技術も整備されていますよみたいなどころでのPRも可能かなというふうに思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 二拠点居住、最近、町に入った情報でありますけれども、ご夫婦と子供さんで、ご主人は、住所は移さないで、テレワークで東京と東吾妻町を行ったり来たりしながら生活をしていく、働いていく、また奥さんと子供さんは、この町に住所を持って生活をしていく、豊かな自然の中で教育をしていく、そういうふうな家庭があるそうでございます。情報として入りました。

こういった点で、やはりテレワークも、最近我が国におきましては定着しつつありますので、そういった面での施設を先進的に取り入れていくということも必要かというふうに考えております。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

特にこの地域は、この群馬で、今回1位というニュースの中で、テレビでも紹介されていましたが、やはりメインになるのは恐らく、新幹線と言いますか、交通がかなり進んだ水上とか沼田とか、あっちのほうの二地域だとかの移住に関心がある方が多いのかなというように推測はしてまして、この町も新幹線とか交通の中でのメリットを出すのはなかなか簡単ではないと思いますので、やはり住まいなり働く環境の整備みたいなのが必要なのかなというふうに思いますので、ぜひ進めていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

それから、空き地の活用についてのコンテナのホテルについてですけども、町長、このホテルの状況について、何か今感じていらっしゃることはありますか。今の動きみたいなものについて。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） コンテナホテルは、非常にこの町にとっても、導入できればいい効果

があるかなというふうには思っております。必要となるのはまず土地でありまして、広い幹線道路のそばに要で、必要でございまして、また、広さもかなりこれは要だと、必要だと思っております。コンテナホテルは2階、3階建てというのはできないわけで、平面に置いていくのでありまして、棟数というか部屋数をかなり持つには相当の面積が要であります。そういった条件を持った土地をまず見つけて用意して、そして展開していくことが必要かと思っております。

町の遊休施設、遊休の土地でそういうものがあれば、そういったことにサウンディングなりプロポーザルなりで入っていただいて、そしてコンテナホテルをやっていただくということもいいのかなというふうに思います。

群馬県内でいきますと、特に東毛地区に数が多いようであります。こちらに来ますと、前橋辺りまでの状況だというふうに思いますので、有名観光地に向かう皆さんが比較的安い宿泊料で泊まれるコンテナホテルというものは非常に有効かなと思っておりますので、今後、しっかりと見極めて導入できればいいかなというふうには思っております。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。非常に前向きな回答をありがとうございます。

私になぜ、こんなにコンテナと思ったのは、我々の研修会で講師を東京から招いたときに、改めてこの町に非常に宿泊施設がないのと、ちょうど坂上のほうのところもちょうど休館だったりあって、そしていろいろほかの旅館等もなかなか日程が合わなかったり、しかも金額的に非常にインバウンドの影響なのか何か分かりませんが、これ全国的に非常に宿泊施設が値上がりしてしまっていて、来ていただいた講師にはコンファーマーいわびつに泊めていただいたんですが、やはりかなりインバウンドの影響でホテルの値段が相当上がりました。

この隙間を、この値段がかなりいっぱい、前橋の施設では7,000円ぐらいの値段だというふうに理解していますが、それの中で、ちょっと高い今、宿泊の間を取った隙間を得るような、このホテルの利用もいいのかなというふうに私は思っていて、この原町の町に近い空き地についても、サウンディング調査も含めてちょっと検討いただければというふうに思います。

これは、実際にこのホテルに泊まったことはないんですが、泊まった方の話を聞くと、非常に快適で、特に問題は全くないということでございます。最近、この千葉県のデベロップという会社に電話して聞いてみましたが、値段はちょっと教えてくれませんでしたけれども、建設費は、非常に期間もかからず簡単に造れて、地盤がしっかりしていれば問題ないし、災

害とかそういったときにも移動が可能だということのようで、非常に使い勝手はいいのかなという印象がありまして、このコンテナホテルの活用等について調査をされたらどうかというふうな思いで書かせていただきました。

そこで、ちょっとコンテナホテルの関係なんですけれども、さらに道の駅との連動の中で、やはりどの人をターゲットにするかという、観光客とビジネスホテル、インバウンドの外国の方ということではすぐじゃないと思うんですけれども、そういうときに、道の駅との連動の相乗効果みたいなものもあるのかなというふうに思いまして、とにかく、やはり地域再生については、観光地も当然ですけれども、稼ぐという視点がないとなりませんので、滞在型の観光ですとか滞在型のビジネス客をこの町にとどめておかないと、なかなかお金が回らないのかなというイメージもありまして、道の駅との相乗効果という面では、第二小学校とかということも非常に近いですし、その辺の中での活用も検討されてはどうかというふうに思います。

そこで何台かあったときに、非常に話題性といいますか、そういうこともあると思うんですけれども、町長、具体的にこういった業者みたいなのも呼びながら、スピード、進めていただければありがたいなと思っています。いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ただいまのは、岩島第二小跡地にコンテナホテルをどうかというご質問かと思えますけれども、今の立地条件からいきますと、かなり進入路が狭くておりますので、そこら辺のところがネックかなと、面積的には十分だなというふうには思っております。そこら辺がちょっと引っかかっているんで、これもサウンディングやプロポーザルで、コンテナホテル以外の案も出てくるかと思えますので、そういう中で最適なものを選んで導入をしまいたいというふうに思います。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

そこで、観光の推進、いろいろ忍者とか含めて、いろいろ仮装されて本当に期待しているところがございます。そこで、新聞報道された中でちょっと意外だったのが、なかなか難しいのかなと思ったのが、岐阜県の白川郷ですか、合掌造りの村があるんですけれども、ここを、今インバウンドで訪日外国人が2024年、200万人来ているそうです。ただ、実際ほとんど日帰りの立ち寄りが95%、お金も数千円使っているにすぎないということなので、やはり観光も滞在型、ビジネスも滞在型、吾妻町に通りがらないでここで滞在して泊まってもら

う、そういったことがやっぱり今後大事なのかなと思いますので、四、五年に向けて、そういった施策を行政が旗振り役をしていただければありがたいなと思った次第でございます。

それから、さらにコンテナのほかに、今、国産ヒノキの樽型のサウナの活用も増えているそうでございます。これも新聞の茨城の木工の会社に電話してみました。これ、2人か3人用かな、一番小さいので、大体ヒノキを使った樽型サウナ製造施工、これも大体、この新聞によりますと250万円ぐらいという形でございました。

これも道の駅が、今後指定管理者制度どこになるか分かりませんが、あそこはかなり今いろんな集中されていますので、滞在型といいますか泊めてもらって、こういったサウナなんかもちょっといろんなことで、お客さんをとどめるための手段としてはどうなのかなというふうに思ひまして、町長の感想がもしあればお聞きします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 道の駅あがつま峡周辺にサウナ風呂も設置してはどうかという話でございますけれども、天狗の湯も年間10万人近い方がご利用をいただいておりますけれども、その天狗の湯とセットとなるようなサウナ施設というものも考えられるかと思ひますので、今後ともよく検討してまいりたいと思ひます。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

何か私も前、道の駅に行ったときに、やっぱり指定管理によって雰囲気といいますか感じが変わって、非常によくくなっているなという印象を受けまして、そういった意欲的な民間なり受入れというか、指定的な業者があれば、会社があれば、そこにある程度、行政もある程度バックアップした形での周辺の整備、あそこに泊まっていただくことで、私ずっと前ですけども、あそこにまた、これはあまりちょっと採用されませんでしたけれども、何か馬車みたいなので馬でも走らせたらどうですかということを前、提言したことがありますけれども、そういったことで、あそこら辺は非常に集中していますので、そういったことも今後考えてお願いできればというふうに思ひます。

それから、第二小学校の跡地につきましては、今、ちょっとここには触れませんでしたけれども、学習館が残って、おまき桜のところにあるようでございます。非常に貴重な養蚕ですとか岩島の麻のいろんな古い機材があるようでございます。これについて、今、桜も、こっちの桜も全面的に切っちゃったんですけども、その学習館については非常に貴重な建物が、中身がありまして、住民の方からも非常に環境整備をお願いしたいという話があります。

第二小学校の整備等について考えていただくときに、一緒に学習館の整備等も進めていただければと思いますが、町長の見解をいただければありがたいです。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 岩島第二小跡地のところにおまき桜という古い桜の木があって、その下といいますか根元周辺に学習館があるということでございます。規模的には非常に小規模なものでございますけれども、貴重なものの中にあるということでありますので、今後これを、地域の皆様のご要望もあろうかと思っておりますので、教育委員会等とも社会教育課等とも十分に検討して、今後の利用について検討してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

いずれにしても、今回、二地域居住政策を国が非常に推進していますので、やはり今後さらに自治体の競争が激しくなってくると思っておりますので、戦略的にスピード感を持って進めていただくようお願いして、私の質問を終わりにします。

○議長（佐藤聡一君） 以上で、高橋徳樹議員の質問を終わります。

◇ 齋藤貴史君

○議長（佐藤聡一君） 続いて、2番、齋藤貴史議員。

（2番 齋藤貴史君 登壇）

○2番（齋藤貴史君） それでは、議長の許可を頂戴しましたので、通告書に沿って一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

テーマは教育でございます。教科書、紙にこだわりませんかということです。

まず、毎回の繰り返しになりますけれども、町では2040年に人口1万人を維持することを最大のミッションとしています。しかし、現状は厳しい状況にありまして、これといった打開策が見いだされていません。そろそろ本腰を入れての取組が必須と考えます。それを前提にして、東吾妻にしかない教育の実現に向けてのお考えをお伺ひします。

東吾妻町にしかない魅力的な教育を行うことができれば、特別な教育環境を求めての若い世代、子育て世代の移住定住への動機づけとなるからです。言わば手だてに窮している人口問題への強力な対抗策と言えます。そうした観点に立ちまして、以前2023年6月の一般質

間で、私、県の施策に乗っかってのデジタルクリエイティブ、「t s u k u r u n サテライト」の開校について質問させていただきました。これは実現せず、新年度からは吾妻中央高校で開校する見込みであるようです。

また、昨年の井上議員の一般質問では、郷土の偉人、小林宗作先生の教えに従っての特別なリトミック幼児教育というものへの質問もありました。さらに、昨日の渡議員の質問に対する教育長の答弁では、学校教育に限らず、幼児から大人までの英語に触れる機会創出というものについて、すばらしい取組が当町で始まっていることを伺いました。

ちょっとそれですけれども、これについて昨日、その後調べましたら、人口10万人当たりのALTの人数は、福井県が都道府県のトップで33.95人、群馬県は24位で17.54人、東吾妻町は1万2,000人ですから、これを10万人当たりに変えると33人ほどのレベルになりまして、県平均の倍の水準で、数字上は全国トップレベルの環境となるようです。とても誇らしく思いました。この英語教育に加えて、仮に小林宗作リトミック、デジタルクリエイティブの教育環境が整えられれば、多くの子育て世代にとって、全国有数の魅力的な教育を推進する町となると考えます。当町自慢の出産からの切れ目ない子育て支援と併せれば、全国的な子育て環境のある特別な町になり得ます。

そして、それに加えて、今回の質問の要点となる脱デジタルの取組みが加われば、教育環境、ほかに類を見ない教育環境とも思えました。脱デジタルが今後の重要な教育概念であることが見えてきたことから、執行部のお考えをお伺いします。

そもそも先ほど申し上げたように、デジタルクリエイティブへの取組を期待している私が脱デジタルということで、相反する質問と受け取られるかもしれませんが、文部科学省がデジタル教科書の利用を広げる議論を進める中で、当町教育委員会でも、その議論が進まれているかと思えます。そして、新年度の重点事業として、GIGAスクール構想、1人1台端末の更新という取組があります。さらに、デジタル教育の拡大に向かっているわけですが、私もこの予算案に賛成しておりまして、また、私自身も教育委員を務めさせていただいた中で、現在の1人1台端末を推進したわけです。

今頃、脱デジタルと言い出すわけですが、今回の脱デジタルは、デジタルを否定するものだったり、端末を無視することではなくて、デジタル以上に紙と筆記の重要性を問う質問になります。国際的には、最新のデジタル教育をめぐる環境は大きく変わろうとしています。

日本では、2023年度からの教科書を各自治体の教育委員会が紙のみ、デジタルのみ、紙とデジタルを含めたハイブリッド、この3形式から選ぶことになっています。こうした新し

い状況を念頭に入れて、子供たちの学習能力の向上に取り組み、各自治体とは異なる特別な教育で差別化を図れるかどうかの分かれ道が今、目の前に迫っております。

昨年10月に読売新聞の一面で展開された特集連載があります。「再考デジタル教育」ではIT先進国のスウェーデンのレポートでした。学習用端末の1人1台配備による学習的、健康的弊害から逆に脱デジタル教育へかじを切り戻していますという内容でした。紙の教科書での読解と鉛筆での筆記こそが、子供たちの深い学びに通ずることが科学的に示されていました。

世界では、デジタル教育は一周回って、もう脱デジタルが最先端になっているという状況です。スウェーデンでは紙の教科書が1人1冊となるように再普及を図っています。政府は自治体や学校への購入補助金として23年以降190億円を予算措置、その後、毎年79億円を提出するそうです。スウェーデンのロッタ・エドホルム教育相は、我々は今、科学的根拠を基に正しい学習の在り方へ軌道修正しているとのコメントを寄せていました。どうやら教育のデジタル化がもたらす影響を慎重に考えなければならないようです。

IT先進国スウェーデンの小学校は、当町から先がけること10年以上前の2006年に学習用端末1人1端末の配備が始まりました。教科書を含めてデジタル教育への移行が進んだわけですがけれども、2024年、学習への悪影響があるとして、紙の教科書や手書きを重視する脱デジタルにかじを切りました。

先生も10年ほど前は、今の日本のように端末機使用を前提にして授業を組み立てていましたが、教育に様々な変化が起きたそうです。子供たちの集中力が続かない、考えが深まらない、長文の読み書きができないといった変化です。画面にばかり目が向く弊害であると捉えて、少しずつ端末の使用を減らし、今では端末を効果的な場面だけ、月に合計1時間程度の使用となっているそうです。生徒のコメントも出ていました。9歳のジョセフ・カールソン君、タブレットは目も首も痛くなるし、キーボードで文字を入力するのも時間がかかって集中できなかった。紙と鉛筆のほうが頭に入るとのコメントです。

デジタル教育は、教育に深く入り込んだスウェーデンでは、近年、子供の学力を測る国際調査で、逆に成績の落ち込みが目立つようになりました。OECDによる22年の国際学習達成度調査では、読解力と数学応用力、科学的応用力の全てで、前回18年の調査から順位を下げています。数学の授業に関するアンケートでは、「デジタル端末で、よく注意散漫になる」と答えた生徒は、何と36.9%となって、OECD平均よりも6.5%高くなっています。

2022年10月からスウェーデンは新政権になりましたけれども、教育現場のデジタル化戦

略をここで凍結しまして、紙の教科書が基本の授業へと戻るように学校や教員に求めています。

また、教育者も脱デジタルを後押ししていて、ノーベル生理学医学賞の選考機関でもあるカロリンスカ研究所は、1年前の声明で、印刷された教科書や教師の専門知識を通じた知識の習得に再び重点を置くべきだと訴えています。その中心メンバーで、認知神経科学が専門のトルケル・クリングベリ教授のコメント、学習の記憶は、どの辺りに書かれていたかといった物理的な位置情報とも関連しており、画面上の情報は記憶に残りにくいと指摘しています。

また、昨年11月のマーケティング紙の日経MJの記事では、文具大手のコクヨが立命館大学と行った共同研究が掲載されました。学校でペーパーレスが進む中、手書きの価値に再び注目が集まっていますよという研究結果です。調査によるとタブレットを使用して学習するよりもノートに手書きするほうが、後の暗記テストでの成績がいいと分かりました。大学生20人ほどにタブレットとノートに手書きの両方で学習してもらって、学習直後とその2か月半後に暗記テストをしたところ、学習直後のテストは、タブレットに比べて手書きで学習したほうが平均点が22点高く、2か月後の暗記テストでも手書き派が20%上回ったそうです。紙のノートを見返しているときのほうが、タブレットで見返すときよりもリラックスの度合いも高く、ストレス度合いも手書きのほうが低かったという研究結果です。

このようにデジタル教育をめぐる風景は大きく変わっています。仮に今、東吾妻町の教育をスウェーデン基準に切り替えて、ひそかに脱デジタルにかじを切るだけで、世界最先端の教育になります。昨日教育長がお示ししてくださった全国最高レベルの英語教育環境と併せて大きなアドバンテージになるのではないのでしょうか。

新年度は、教育端末を更新するタイミングであります。デジタル教育はプログラミングやデジタルクリエイティブに特化しつつ、脱デジタルで質の高い教育の実利を得ていくことが、町の未来を担う子供たちにとって大事なことのように思われます。子供たちへの教育指針として、そしてまた教育の差別化による若い世代の移住促進策という観点から、脱デジタル教育への執行部の考えを伺います。

具体的には、以下の5つの質問になります。

1つ目、IT先進国では、デジタル教科書から紙の教科書へ脱デジタルが進んでいます。こうした教育界の動きを把握されていますでしょうか。

2つ目、教育のデジタル化がもたらす学力低下、科学的な調査結果を把握されていますか

しょうか。また、当町の児童生徒への影響は表れているかどうかをお教えてください。

3つ目、スウェーデンの現状、コクヨと立命館大学の共同研究でも紙の学習効果について見直されているが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

4つ目、逆に、デジタル教育により読解力や集中力、応用力、考える力などが伸びたという報告事例はありますでしょうか。

5つ目、教育は地域に子育て世代を中心に人を呼び込む強力な引力を持つと思われれます。東吾妻町は英語教育と併せて脱デジタルにシフトして、特別な教育環境をつくっていくことはできないでしょうか。

以上の質問になります。あとは自席のほうで行いたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 齋藤議員のご質問につきましては、教育長からご答弁をいたします。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

（教育長 茂木一弘君 登壇）

○教育長（茂木一弘君） 齋藤議員の質問にお答えします。

I T先進国で、デジタル教育に偏っていた教育をデジタル端末を効果的な場面で活用する方向に見直しを図っていることは、承知しております。現在、I C T教育では、G I G Aスクール構想でのパソコンやネットワークの整った環境において、デジタル技術の活用の推進が求められています。あわせて、I C Tを効果的に活用し、個別に最適で効果的な学びを充実させることなども求められています。

また、デジタル教科書は、I C T環境整備の一つとして、学習活動での活用が位置づけられているところでございます。デジタル教科書の活用に当たっては、中央教育審議会作業部会による中間まとめ案において、文部科学省主管の学習用デジタル教科書の効果、影響等の把握、分析等に関する実証研究事業による調査結果として、記憶、学力への影響を紙の教科書とデジタル教科書では同程度と示しております。しかしながら、様々な有識者の見解などでは、デジタルに偏ることに懸念する声や危惧する声があり、その中で紙の効果に関する声があることも事実でございます。

学校現場ではデジタル機器の導入、学習記録のデータ化、デジタル教材の使用、コミュニケーションを図るためのツールなど、学習の場面等において効果的にデジタル技術を活用し

ているものと承知しております。一部で導入されているデジタル教科書は、今後、学習指導要領に広く位置づけられ、教科書の採択時期に教育委員会による選択作業が行われることは想定される状況にあります。

デジタル機器や学習支援ソフトなどを活用した教育は、効果的な学習手段である一方、課題としては、考える力や書く力が低下する懸念、機器の多用による心身両面での健康問題、情報流出の防止や情報の保護、情報技術の活用指導力等の向上、ICT環境の維持管理が存在するところであり、それらの課題を着実に解消し、解決していく取組を推進することが必要となります。

デジタル機器や技術を通して、児童生徒の学びをより価値あるものに変革し、学力の向上や情報化が進む現代社会で活躍できる能力を身につけさせることを目指していくことは、理想ではございますが、ICT教育の過渡期となる現段階においては、学校現場の考え方、児童生徒の発達過程や実態などを踏まえて、紙とデジタルを適切に組み合わせ、両方の利点を取り入れた学習環境を構築することが重要と考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を11時15分といたします。

(午前11時00分)

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

(午前11時15分)

○議長（佐藤聡一君） 2番、齋藤貴史議員。

○2番（齋藤貴史君） 教育長、ご丁寧な答弁ありがとうございました。

一応確認なんですけれども、町及び町教育委員会の方針としまして、国や県からデジタル推進するよというよな要望のよなものというのはあるかと思うんですけれども、そうした要望と子供たちの学習力などの資質の向上、どちらを優先するかと考えると、やっぱ

り子供たちなんだと思うんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（茂木一弘君） 町にある学校、公立学校ですので、当然、国等の影響はあります。

その中でICT教育についても推進をしていくようにというようなことはあります。

ただ、私の考えるのは、学習というのは学習の狙いがあるって、ICTの活用も紙の教科書、あるいは紙に書くこと、それも一つのツールと考えております。よりどちらがその場面で効果があるか、それを適切に踏まえながら学習を進めていけたら、それが子供の学力の向上、また質の向上につながると考えております。

○議長（佐藤聡一君） 2番、齋藤貴史議員。

○2番（齋藤貴史君） ご答弁ありがとうございます。

これから教科書をデジタルにするのか、紙にするのか、ハイブリッドにするのかというのを、今後数年で考えて選んでいかなければいけないという大変な仕事かと思うんです。判断力もその都度、迷いも生じると思うんですけれども、やっぱり最も重要なのは、子供たちの力を伸ばすことだと思いますので、デジタルと紙の両方を吟味して、適切な判断のほうをお願いしたいかなと思っております。

そして、ちょっと細かいんですけども、先ほど長い前置きの中で、スウェーデンのOECDの順位みたいな話がありましたけれども、もし日本がどのようなランキングにいて、今、どんな状況なのかということをお分かりでしたらお教えいただきたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（茂木一弘君） 齋藤議員の中にもOECD、いわゆる経済協力開発機構が4年に一度、15歳を対象にしている学習到達度調査、PISAと呼ばれるものですが、これに関して、まず日本は、前回2022年の結果ですけれども、世界で読解力第3位と、4年前の2018年では15位でした。それがそこまで回復したと、当然ICTも活用した授業を進めている中での順位です。またあわせて、数学的な応用力は前回6位から5位に、科学的応用力は5位から2位に上がっております。

これは、1つは要因としては、授業改善が進んで、情報を自ら探し出して理解する力が伸びたと記事では言われていますけれども、やはり効果的な活用、2つを併せた効果的な活用が進められているかなと認識しております。偏った使い方ではなくて、両者の効果を踏まえた活用が進んできているというふうに理解しております。

○議長（佐藤聡一君） 2番、齋藤貴史議員。

○2番（齋藤貴史君） ご答弁ありがとうございます。

教育長のご説明の中の、偏った教育ではなくてバランスを考えてということだと思えますけれども、日本がそういういい形で教育が進んでいて、順位が上がっていると伺いまして、副町長もバランス重視というお考えということで、いい流れなのかなと思ひまして、今後に期待したいと思ひます。

最後になるんですけれども、私、原町中学校で野球部でしたけれども、教育長が当時の監督を熱血的に務められていた中之条一中でしたけれども、3年間一度も一中に勝てなかったわけなんですけれども、それはそれでとても苦い思い出があるんですけれども、一方で原町中学校の先生もかなり熱血的な先生でございまして、そのときのやっぱり熱意といいますか熱い教えというんですか、これってやっぱりそのときの汗の匂いとか土の匂いとか乾いた喉とかそういう記憶とともに、いまだに心の中に、頭の中にありまして、多分これって一生あるんだろうなと思ひていまして、先ほどスウェーデンのトルケル・クリングベリ教授が言った学習の記憶はどの辺りに書かれていたかといった物理的な位置情報とも関連しており、画面上の情報が記憶に残りにくいと、そういうことに近いものなのかなと思ひます。

要するに、五感で感じる教育というんですか、それを思うと、井上議員の質問のあった小林宗作先生のリトミックも、自然のリズムとか音を感じて五感で感じる教育ということでしたけれども、その辺のところ、教育長は熱血指導というタイプだったかなと記憶してありまして、教え子の方にもすごく先生を慕う方が多いなという印象がありまして、その辺のアナログ指導というんですか、何だろう、いいところというんですか、手書きに通じるようなところだと思うんですけれども、そういうアナログ指導のいいところの何か事例とか感じるというようなところがあつたら最後にお聞かせ願ひたいです。すみません、変な質問で。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（茂木一弘君） 急に言われたんで、なかなか答弁難しいんですが、何というか、やっぱり教育長に就任したときに、つながりのある教育を進めていきたいという話をさせていただきました。これは学校現場においても、教職員はもちろんなんですけれども、子供たちのつながり、そういうのを重視したというか、自分はそういうのが好きだったもので、そこが一つの要因としてあるかなと思ひております。

ただ、齋藤議員が言ったのは、ほめ過ぎですので、私も本当に大したあればできなかったんですけれども、やっぱりつながりのあるという視点から見ると、例えば子供たちの話合いの場面だとか、先生が手を実際に入れる場面だとかそういったこと、これがつながりもあり、

人間関係にもつながり、子供たちの意欲にもつながってくるのかなど、それも含めて、両者を効果的に活用した教育を進めていければと思っております。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 2番、齋藤貴史議員。

○2番（齋藤貴史君） すみません、最後と申し上げたんですけれども、先ほど日本はOECDの中で3位とか5位とか2位とかすごいなと思ったわけなんですけれども、その中で、私の申し上げた英語教育のALTの人数が全国最高レベルだということで、びっくりしていたわけなんですけれども、世界を代表する日本の教育の中で、東吾妻町もトップレベルに手をかけているということを何か実感として感じまして、さらに、うちの町の教育が実際に人を呼び寄せる、人を引きつけるというものに、また一層進化していくよう期待したいと思ひまして、その辺を教育長、最後にお願いします。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（茂木一弘君） この町で家族で住みたくなる町、その中にも教育活動の充実というのが含まれております。その中で、現在取り組んでいる、また先ほど英語教育というのがありましたけれども、そういった特色ある活動を進めるとともに、発信をしていけたらと思っております。そんなところでよろしいでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） よろしいですね。

以上で、齋藤貴史議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 閉会の前に町長の挨拶をお願いいたします。町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 令和7年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日に開会をされました今期本定例会におきましては、人事案件1件、条例関係18件、予算関係12件、その他4件を提案させていただきました。全て原案のとおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。

今回のご審議の中で、多岐にわたるご意見や具申をいただきましたが、これらの内容を真摯に受け止め、今後、町政を執行する中で生かしていく所存であります。

また、議員各位の会期中におけます熱心かつ活発なご審議と町政に対する熱意に対しましても、感謝を申し上げます。次第でございます。

議員各位におかれましては、公私ともに御多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、町政発展と町民生活の向上のため、議員活動にますますご精励くださるようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 閉会に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

令和7年第1回定例会は、3月4日から本日まで15日間にわたり開催され、人事案件1件、条例関係18件、令和7年度当初予算8件、令和6年度補正予算4件、その他4件の執行部提案に加え、議員提出議案1件等、終始熱心にご審議いただきました。

また、町政一般質問には4人が立ち、ここに終了することができました。

会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また諸般にわたりご協力いただきました執行部の皆様に心より御礼を申し上げます。

会議中の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあつたかと思えます。事務執行に当たり、それらが十分生かされてくるものと期待しております。

今後につきましても、皆様におかれましては、健康に十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（佐藤聡一君） 以上をもって、令和7年第1回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午前11時28分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 佐藤 聡 一

署名議員 小林 光 一

署名議員 重野 能 之

署名議員 竹 淵 博 行